

第四百三十八條 不法ニ管轄若ハ管轄違ヲ認メ又ハ公訴ヲ受理シ若ハ棄却シタルコトヲ理由トシ

テ原判決ヲ破毀スヘキ場合ニ於テハ他ノ事項ヲ調査セシテ直ニ判決ヲ爲スヘシ

釋義 本條ハ前條ニ依リ法令違反ノ有無ヲ調査シタル結果原判決ニ於テ不法ニ管轄若ハ管轄違ヲ認メ又ハ公訴ヲ受理シ若ハ棄却シタル瑕瑾アルコトヲ發見シタル場合ノ處置方法ヲ規定シタルモノナリ、此ノ場合ニ於テハ他ノ事項ヲ調査セシテ原判決ヲ破毀シ直ニ判決ヲ爲スヘキモノトス、而シテ原判決カ不法ニ管轄違ヲ言渡シ又ハ公訴ヲ棄却シタルモノナルトキハ原判決ヲ破毀シテ原裁判所又ハ第一審裁判所ニ差戻スヘク(四四九條)原判決カ不法ニ管轄ヲ認メタルモノナルトキハ原判決ヲ破毀シテ事件ヲ管轄控訴裁判所又ハ管轄第一審裁判所ニ移送スヘク(四五〇條)原判決カ不法ニ公訴ヲ受理シタルモノナルトキハ公訴棄却ノ判決ヲ爲スヘキモノトス。

第四百三十九條 事實ノ確定ニ影響ヲ及ホササル法令ノ違反又ハ判決アリタル後刑ノ廢止若ハ大

赦アリタルコトヲ理由トシテ原判決ヲ破毀シ無罪又ハ免訴ノ言渡ヲ爲スヘキ場合ニ於テ第四百十三條又ハ第四百十四條ニ規定スル事由ニ因ル檢察ノ上告ナキトキハ他ノ事項ヲ調査セシテ直ニ判決ヲ爲スヘシ

字解 事實ノ確定ニ影響ヲ及ホササル法令ノ違反 擬律ノ錯誤又ハ探證ニ關セサル訴訟手續ニ違反スルカ如ク原判決自體又ハ訴訟手續ノ法規ニ違反スルモ事實ノ認定其ノ

モノニ付何等關係ナキ法令ノ違反ヲ謂フ。

刑ノ廢止 大赦(三一、四條)字解參照)

釋義 本條ハ四三七條ノ調査ヲ爲シタル結果直ニ無罪又ハ免訴ノ判決ヲ爲シ得ル場合ヲ規定シタルモノナリ、法令ノ違反カ不法ニ管轄若ハ管轄違ヲ認メ又ハ公訴ヲ受理シ若ハ棄却シタルコトニ關スルトキハ前條ニ依リ判決ヲ言渡スヘク又事實ノ認定ニ影響ヲ及ホスモノナルトキハ次條ニ依リ上告審ニ於テ更ニ審理ノ手續ヲ採ルヘキモノ、他ノ法令違反ニ依リテ原判決ヲ破毀シ其ノ法令ノ違反カ事實ノ認定ニ何等影響ヲ及ホスコトナク而シテ原判決ニ認定シタル事實自體ニ徵シ無罪又ハ免訴ノ言渡ヲ爲スヘキ場合及判決後ノ刑ノ廢止若ハ大赦アリタルコトヲ理由トシテ原判決ヲ破毀シ而シテ其ノ結果原判決ニ於テ認定シタル事實自體ニ徵シ無罪又ハ免訴ノ言渡ヲ爲スヘキ場合ニハ他ノ上告理由ノ如何ニ拘ラス原判決ハ結局無罪又ハ免訴ヲ免レサルヲ以テ其ノ他ノ上告理由ニ付テハ特ニ判斷ヲ爲スノ實益ナシ、故ニ本條ニ於テ斯ル場合ニハ他ノ上告理由ニ付調査ヲ爲スコトナクシテ直ニ無罪又ハ免訴ノ判決ヲ爲シ得ルコトトセリ、但シ檢察ニ於テ原判決ノ認定ニ再審ノ理由アルコト及原判決ニ重大ナル誤認アルコトヲ理由トシテ上告ヲ爲シタルトキハ原判決ニ認定シタル事實其ノモノヲ以テ確定ノモノト爲シ得サルニ依リ此ノ場合ニ於テハ以上ノ事由アルトキト雖更ニ檢察ノ上告理由ニ付審理ヲ爲スヘク直ニ叙上ノ裁判ヲ爲シ得サルモノトス。

第四百四十條 事實ノ確定ニ影響ヲ及ホスヘキ法令ノ違反ヲ理由トシテ原判決ヲ破毀スヘキモノ

ト認ムルトキハ決定ヲ以テ事實ノ審理ヲ爲スヘキ旨ヲ言渡スヘシ

字解 事實ノ確定ニ影響ヲ及ホスヘキ法令ノ違反 訴訟法上證據ト爲シ得サルモノ(例
ハハ訊問調査ニ非サル聽取書ヲ探證ニ供シタル如キ)ヲ證據ト爲シテ事實ノ認定ヲ爲シ
タル如キ又ハ證據ニ依ラズシテ事實ヲ認定シタル如キ探證ノ方法ニ關シ法令ノ違反ア
リ其ノ法令ノ違反カ延イテ事實ノ認定ニ影響ヲ及ホスヲ謂フ。

釋義 本條ハ四三七條ノ調査ヲ爲シタル結果上告裁判所ニ於テ更ニ審理ヲ爲スヘキ場合ヲ規
定シタルモノナリ、四三七條ノ規定ニ從ヒ先ツ上告ノ理由ト爲ルヘキ法令ノ違反ヲ調査シタル
結果原判決カ事實ノ認定ニ影響ヲ及ホスヘキ法令ノ違反ニ該當シ之ニ因リテ破毀スヘキモノ
ト認ムルトキハ更ニ審理ノ結果適法ナル探證ニ依リテ事實ノ認定ヲ爲スニ非サレハ適正ナル
判決ヲ爲スコト能ハサルヲ以テ斯ル場合ニハ上告裁判所ハ直ニ判決ヲ爲サス先ツ決定ヲ以テ
自ラ事實ノ審理ヲ爲スヘキ旨ヲ言渡スコトトセリ、舊法ニ於テハ斯ル場合ニハ他ノ裁判所ニ移
送スヘキモノト爲シタルモ(舊刑訴二八六條)本法ハ他ノ裁判所ニ事件ヲ移送シテ審判スヘキ制
度ヲ廢止シ上告裁判所自ラ事實ノ審理ヲ爲スヘキ制度ニ改メ以テ事件ノ進捗ヲ圖ルコトト
セリ、此ノ場合ニ於テハ上告裁判所カ更ニ事實ノ審理ヲ爲シタル上原判決ヲ破毀シ更ニ判決ヲ
爲ササルヘカラス、(四四七條四四八條)本條ニ依リ決定ヲ以テ事實ノ審理ヲ爲スヘキ旨ノ言渡ヲ
爲ス場合ハ覆審ニ於ケル場合ト同シク更ニ事實ニ立入りテ審理ヲ更新スヘキニ依リ他ノ上告
理由ニ付テハ特ニ判斷ヲ爲スヘキモノニ非サルヤ驗ヲ俟タス。

第四百四十一條 前三條ノ場合ヲ除クノ外上告裁判所ハ第四百三十七條ノ調査ヲ終ヘタル後第四

百十二條乃至第四百十四條ニ規定スル事由ヲ調査スヘシ

釋義 本條ハ上告裁判所ニ於テ四一二條乃至四一四條ニ規定スル事由ヲ調査スヘキ場合ヲ規
定シタルモノナリ、四三八條、四三九條ニ該當スル場合ハ直ニ判決ヲ爲スヘク、四四〇條ニ該當ス
ル場合ハ事實ノ審理ニ立入りテ上告裁判所カ自ラ判決ヲ爲スヘキヲ以テ以上三條ニ該當スル
場合ニ於テハ其ノ他ノ上告理由ニ付テハ特ニ調査ノ要ナキモ、四三七條ノ規定ニ從ヒ上告ノ理
由ヲ調査シタル結果以上三條ニ該當セサル場合ニ於テハ上告裁判所ハ直ニ判決ヲ爲スヲ得サ
ルヲ以テ更ニ進ンテ其ノ他ノ上告論旨及事實ヲ調査シテ一面上告ヲ棄却スヘキモノナリヤ否
ヲ決シ又一面原判決ヲ破毀シテ自判スル場合ニ於テモ如何ナル判決ヲ爲スヘキカヲ決スルノ
要アリ、故ニ本條ニ於テ上告審ニ於テ原判決ニ (一)不當ナル刑ノ量定アリヤ否 (二)再審ノ理由
アリヤ否及 (三)重大ナル事實ノ誤認アリヤ否ノ事實ニ關スル調査ニ付テハ四三七條ニ依リ調
査シタル上以上三條ノ場合ニ該當セサルトキニ於テ始メテ調査ヲ爲スヘキモノト爲セリ、此ノ
調査ニ關シテハ其ノ事項カ上告論旨中ニ存スル場合ト職權ヲ以テ調査スル場合トヲ問ハサル
ナリ、而シテ上告理由カ前三條ニ該當セサル場合ハ次ノ如シ。
第一、上告ノ理由ト爲ルヘキ法令ノ違反ナキ場合、
第二、起訴事實ニ關シ判決後刑ノ廢止變更若ハ大赦ノ存セサル場合、
第三編 上訴 第三章 上告(第四百四十一條)

第三、管轄若ハ公訴受理ノ點ニ關シ不法ナキ場合、

第四、事實ノ確定ニ影響ヲ及ボササル法令ノ違反又ハ判決後ノ刑ノ廢止變更若ハ大赦ニ因リ

テ原判決ヲ破毀スヘキモ原判決ノ認定事實其レ自體ニ徴シ無罪又ハ免訴ヲ言渡スヘキモノ

ニ非サル場合、

第五、檢事カ原判決ニ對シ再審ノ事由又ハ重大ナル事實ノ誤認ヲ理由トシテ上告ヲ爲ササル場合、

以上ノ内第一乃至第三及第五ノ場合ハ未タ原判決ヲ破毀スヘキヤ否不明ノ場合ニ屬スルヲ以テ其ノ有無及破毀ノ場合ニ於ケル事實ノ認定並刑ノ量定ヲ決スル上ニ於テ四一二條乃至四一四條ノ事由ヲ調査スルノ要アリ又第四ノ場合ハ既ニ他ノ上告理由ニ於テ原判決ヲ破毀スヘキ場合ナルヲ以テ破毀スヘキ事由ノ有無ヲ決スル爲以上ノ事由ヲ調査スルノ要ナキモ破毀ノ上更ニ進シテ自判スル上ニ於テ其ノ調査ノ必要アルモノトス。

第四百四十二條 上告裁判所第四百四十二條乃至第四百四十四條ニ規定スル事由ナキコト明白ナリト

認ムルトキハ其ノ點ニ付辯論ヲ聽カスシテ判決ヲ爲スコトヲ得

釋義 本條ハ四一二條乃至四一四條ニ規定シタル事由ヲ上告理由ト爲シタルトキ其ノ事由ノ存セザルコト明白ナル場合ノ審理方法ヲ規定シタルモノナリ (一)原判決ノ刑力甚シク不當ナルコト顯著ナル場合 (二)再審ノ請求ヲ爲シ得ヘキ場合 (三)重大ナル事實ノ誤認アルコト顯著

ナル場合モ之ヲ以テ上告理由ト爲シ得ルコトハ四一二條乃至四一四條ノ明定セル所ナリ、斯ル事由ノ存スルコト客觀的ニ眞實ナル場合ハ次條ニ從ヒ事實ニ立入りテ再審理ヲ爲スノ要アルモ多數ノ上告中ニハ此等ノ事由ニ該當セザルコト顯著ナルニ拘ラス徒ニ名ヲ此等ノ事由ニ籍リテ上告ノ理由ト爲スコトナキヲ保セス而カモ仍ホ公判ヲ開キ辯論ヲ聽クハ無用ノ手数ナルヲ以テ本條ニ於テ斯ル場合ニハ其ノ點ニ關シテ書面審理ノミニ止メ特ニ辯論ヲ聽カスシテ判決ヲ爲シ得ルコトトセリ。

第四百四十三條 上告裁判所第四百四十二條乃至第四百四十四條ニ規定スル事由アリト認ムルトキハ

檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ事實ノ審理ヲ爲スヘキ旨ヲ言渡スヘシ

釋義 本條ハ上告裁判所カ四一二條乃至四一四條ニ規定スル事由アリト認メタルトキノ審理方法ヲ規定シタルモノナリ、此ノ場合ニ於テハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ事實ノ審理ヲ爲スヘキ旨ヲ言渡ササルヘカラス、上告裁判所カ以上ノ事由ノ存スルコトヲ認ムルニハ上告趣意書ニ依ルト職權ニ依ルトハ(四三四條)之ヲ問ハサルナリ、又上告裁判所カ此ノ言渡ヲ爲シタルトキハ次條ニ依リ更ニ事實ニ付審理ヲ爲ササルヘカラス、本條ハ上告裁判所カ法律點ノ外自ラ事實ノ審理ヲ爲シ得ヘキ場合ノ一ニ屬シ舊來ノ上告制度ニ一改正ヲ加ヘタルモノトス。

第四百四十四條 上告裁判所事實ノ審理ヲ爲スヘキ旨ヲ言渡シタルトキハ被告事件ニ付更ニ審理ヲ爲スヘシ

公判廷ニ於テ取調フルコトヲ不便トスル事項ノ取調ハ部員ヲシテ之ヲ爲サシメ又ハ豫審判事若
ハ區裁判所判事ニ之ヲ囑託スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ受命判事及受託判事ハ豫審判事ト同
一ノ權ヲ有ス

受命判事又ハ受託判事必要ト認ムルトキハ檢事及辯護人ヲシテ前項ノ取調ニ立會ハシムルコト
ヲ得

受命判事又ハ受託判事ハ取調ノ結果ニ付報告ヲ爲スヘシ

釋義 本條ハ上告裁判所カ事實ノ審理ヲ爲スヘキ旨ヲ言渡シタル場合ノ手續ヲ規定シタルモ
ノナリ舊法ノ下ニ於テハ上告裁判所ハ犯罪事實ニ關シ直接審理ヲ爲スヘキ場合絶對ニ存セザ
リシモ本法ニ於テハ上告制度ニ一大改革ヲ試ミ一面破毀移送ノ制度ヲ廢止スルト同時ニ上告
裁判所自身ニ於テモ事實ノ審理ヲ爲シ得ルコトト爲シタルヲ以テ本條ニ於テ上告裁判所カ自
ラ事實ノ審理ヲ爲スヘキ場合ニ關シ其ノ規定ヲ設クルコトトセリ上告裁判所カ事實ノ審理ヲ
爲スヘキ旨ヲ言渡ス場合ハ(一)事實ノ確定ニ影響ヲ及ホスヘキ法令ノ違反ヲ理由トシテ原判
決ヲ破毀スル場合(四四〇條)(二)原判決ニ甚シキ不當ノ刑ノ量定アリト認メタル場合(三)原判
決カ再審ノ事由ニ該當スト認メタル場合及(四)原判決ニ重大ナル事實ノ誤認アルコト顯著ナ
リト認メタル場合(四四三條)ニ於テ生スルモノニシテ斯ル旨渡ヲ爲シタルトキハ上告裁判所自
ラ被告事件ニ付更ニ審理ヲ爲ササルヘカラス該審理ハ第一二審ニ定メタル法規ニ從ヒ原則ト

シテ定數ノ判事檢事及裁判所書記列席シテ之ヲ爲スヘキモノトス(四五五條三二九條)但シ公判
廷ニ於テ取調ヲ不便トスル事項ニ付テハ受命判事ヲシテ之ヲ爲サシメ又ハ豫審判事若ハ區裁
判所判事ニ囑託シテ之ヲ爲サシメ得ルモノトス此ノ場合ニ於テハ受命判事及受託判事ハ豫審
判事ト同一ノ權限ヲ有ス故ニ受命判事及受託判事ハ自己ノ權限トシテ被告人ヲ召喚勾引又ハ
勾留シ押收搜索及檢證ヲ爲シ又ハ證人鑑定人通譯及翻譯人ヲ訊問スルコトヲ得ヘシ受命判事
又ハ受託判事カ右ノ取調ヲ爲スニ當リテハ必スシモ檢事及辯護人ヲシテ立會ハシムルノ要ナ
キモ其人立會ヲ必要ト認メタルトキハ此等ノ者ニ通知シテ其ノ取調ニ立會ヲ爲サシムルコト
ヲ得受命判事又ハ受託判事右ノ取調ヲ爲シタルトキハ其ノ結果ニ付裁判所ニ報告ヲ爲ササル
ヘカラス

第四百四十五條 上告ノ申立法律上ノ方式ニ違反シ又ハ上告權消滅後ニ爲シタルモノナルトキハ
判決ヲ以テ上告ヲ棄却スヘシ

釋義 本條ハ上告裁判所ニ於テ不適法トシテ上告ヲ棄却シ得ル場合ノ規定ナリ上告ノ申立カ
(一)法律上ノ方式ニ違反シ又ハ(二)上告權消滅後ニ係ルトキハ該上告ハ其レ自體形式上不適法
ナルヲ以テ原裁判所ニ於テモ決定ヲ以テ之カ棄却ヲ爲スコトヲ得ヘシ(四二〇條)然レトモ原裁
判所ニ於テ之カ棄却ヲ爲ササル以上ハ不適法ナル上告モ當然上告裁判所ニ繫屬スルニ至ルヲ
以テ上告裁判所ニ於テ之カ處置ヲ爲ササルヘカラス不適法ナル上告ハ其レ自體違法ナルヲ以

テ更ニ内容ニ立入りテ審理スルノ要ナシ故ニ斯ル上告ニ關シテハ上告裁判所ハ何時ニテモ判決ヲ以テ上告棄却ヲ言渡シ得ルモノトス、上告ノ申立カ法律上ノ方式ニ違反シタル爲不適法ナル場合トハ上告ノ申立書カ書類作成ノ方式ニ違反シタル爲七一一條七四條上告申立書ト認メ得ラレサル如キ場合ヲ謂ヒ上告ノ申立カ上告權消滅後ニ係ル爲不適法ナル場合トハ上告申立カ(一)上告期間ノ經過 (二)上告ノ拋棄及 (三)上告ノ取下後ニ係ル爲不適法ナル場合ヲ謂フ。

第四百四十六條 上告理由ナキトキハ判決ヲ以テ之ヲ棄却スヘシ

釋義 本條ハ上告ヲ理由ナシトシテ棄却スル場合ニ關スル規定ナリ、上告不適法ナルトキハ前條ニ從ヒ其ノ内容ニ立入ラスシテ棄却スルコトヲ得レトモ上告ニシテ適法ナル以上ハ更ニ上告趣意書ニ基キ其ノ内容ヲ調査スルノ要アルノミナラス四三四條二項三項ニ記載シタル事項ニ付テハ職權ヲ以テモ調査スルノ要アリ而シテ其ノ調査ノ結果上告理由アルトキハ次條以下ノ規定ニ從ヒ原判決ヲ破毀ノ上更ニ判決ヲ爲スヘク、又調査ノ結果法律ニ規定シタル上告理由ノ何レニモ該當セサルトキハ本條ニ依リ判決ヲ以テ上告棄却ノ言渡ヲ爲スヘキモノトス。

第四百四十七條 上告理由アルトキハ判決ヲ以テ原判決ヲ破毀スヘシ

釋義 本條ハ上告理由アルトキ原判決ヲ破毀スヘキ場合ニ關スル規定ナリ、上告理由アルトキハ其ノ理由ハ上告趣意書ニ基クト職權調査ニ依ルトヲ問ハス判決ヲ以テ原判決ヲ破毀スヘキモノトス、破毀ノ結果 (一)上告裁判所ニ於テ更ニ裁判ヲ爲ス場合 (二)事件ヲ第一審裁判所ニ差

戻ス場合及 (三)事件ヲ管轄裁判所ニ移送スル場合ノ三種アリ (一)ノ場合ニ付テハ次條ニ (二)ノ場合ハ四四九條ニ (三)場合ニ付テハ四五〇條ニ規定セリ。

第四百四十八條 前條ノ規定ニ依リ原判決ヲ破毀スルトキハ第四百四十九條及第四百五十條ノ場合ヲ除クノ外被告事件ニ付更ニ判決ヲ爲スヘシ

釋義 本條ハ上告裁判所ニ於テ原判決ヲ破毀ノ上自判スヘキ場合ヲ規定シタルモノナリ、其ノ場合左ノ如シ。

第一、法令ノ違反ヲ理由トシテ原判決ヲ破毀スル場合、但シ不法ニ管轄若ハ管轄違ヲ認メ又ハ公訴棄却ヲ理由トシテ破毀セサル場合ニ限ル、從テ不法ニ公訴ヲ受理シタルコトヲ理由トシテ原判決ヲ破毀スル場合ハ仍ホ本條ニ該當シ原判決ヲ破毀ノ上直ニ公訴棄却ノ判決ヲ爲スヘキモノトス、而シテ法令ノ違反カ事實ノ確定ニ影響ヲ及ホス場合ニ於テハ更ニ事實ノ審理ヲ爲シタル上自判スヘク然ラサル場合ハ事實ノ審理ヲ爲サスシテ自判スヘキモノトス、(四四〇條)

第二、刑ノ量定ニ付甚シク不當ナリト思料スヘキ顯著ナル事由アルコトヲ理由トシテ原判決ヲ破毀スル場合、此ノ場合ニハ事實ノ審理ヲ爲シタル上自判スヘキモノトス、(四四三條)

第三、再審ノ請求ヲ爲シ得ヘキ場合ニ該ル事由ヲ認メテ原判決ヲ破毀スル場合、此ノ場合ニ於テモ事實ノ審理ヲ爲シタル上自判スヘキモノトス、(四四三條)

第四、 重大ナル事實ノ誤認アルコトヲ疑フニ足ルヘキ顯著ナル事由アルコトヲ認メテ原判決ヲ破毀スル場合、此ノ場合ニ於テモ事實ノ審理ヲ爲シタル上自判スヘキモノトス。(四四三條)

第五、 判決アリタル後刑ノ廢止若ハ變更又ハ大赦アリタルコトヲ理由トシテ原判決ヲ破毀スル場合、此ノ場合ニ於テハ原判決ニ於テ認定シタル事實ニ基キ更ニ事實ノ審理ヲ爲サスシテ自判スヘキモノトス。

舊法ニ於テハ上告ヲ理由アリトスルトキハ事件ヲ他ノ裁判所ニ移送スルヲ原則トシ唯 (一) 擬律ノ錯誤 (二) 法律ニ違背シテ公訴ヲ受理シタルニ因リ原判決ヲ破毀スル場合ニ限り自判ヲ許セシモ(舊刑訴二八七條)本法ニ於テハ上告審ノ自判ノ範圍ニ一大改正ヲ加ヘ舊法ノ下ニ自判ヲ許シタル場合ハ勿論前叙ノ如ク事實ノ審理ニ互ル場合ト雖仍ホ自判ヲ許スコトト爲シ以テ從來ノ如ク移送ニ因リテ事件ノ審理ヲ遲延ナラシムル弊ヲ除去スルコトヲ圖レリ。

第四百四十九條 不法ニ管轄違フ言渡シ又ハ公訴ヲ棄却シタルコトヲ理由トシテ原判決ヲ破毀スルトキハ判決ヲ以テ事件ヲ原裁判所ニ差戻スヘシ但シ必要アルトキハ事件ヲ第一審裁判所ニ差戻スコトヲ得

釋義 本條ハ次條ト共ニ原判決ヲ破毀スルモノトシテ上告審ニ於テ自判セザル例外ノ場合ヲ規定シタルモノナリ、本條ニ依リ原判決ヲ破毀シテ事件ヲ原裁判所ニ差戻シ得ルニハ次ノ二場合ノ一ニ該當スルコトヲ要ス。

第一、 不法ニ管轄違フ言渡シタルコトヲ理由トシテ原判決ヲ破毀スル場合、此ノ場合ニ於テハ原裁判所ニ於テ内容ニ立入りテ事實ニ關スル判決ヲ爲ササリシヲ以テ更ニ法ノ命スル所ニ從ヒ事件ヲ原裁判所ニ差戻シ事實ノ審理ヲ爲シ判決ヲ爲サシムルヲ至當トス、

第二、 不法ニ公訴ヲ棄却シタルコトヲ理由トシテ原判決ヲ破毀スル場合、此ノ場合ニ於テモ原裁判所カ事實ニ關スル判決ヲ全然爲ササリシヲ以テ第一ノ場合ト同シク更ニ原裁判所ニ於テ法ノ命スル所ニ從ヒ事實ノ判決ヲ爲サシムルヲ至當ト認メ事件ヲ原裁判所ニ差戻スヘキコトトセリ。

以上ノ場合ニハ事實ノ審判ヲ爲サシムル爲事件ヲ原裁判所ニ差戻スヌ原則トスレトモ若シ第一審裁判所ニ於テ不法ニ管轄違フ言渡シ又ハ公訴ヲ棄却シタルトキハ事件ヲ第一審裁判所ニ差戻シ第一審裁判所ヲシテ更ニ事實ニ關スル判決ヲ爲サシムルヲ便宜ト爲スコトアリ、故ニ斯ル場合ニ於テハ上告裁判所ノ裁量ニ依リ事件ヲ第一審裁判所ニ差戻シ得ルコトヲ許セリ、尤モ上告裁判所ハ本條ニ依リ事件ヲ控訴裁判所ニ差戻シ控訴裁判所ハ更ニ四〇二條ノ規定ニ從ヒ事件ヲ第一審裁判所ニ差戻スモ敢テ違法ニ非サルナリ。

第四百五十條 不法ニ管轄ヲ認メタルコトヲ理由トシテ原判決ヲ破毀スルトキハ判決ヲ以テ事件ヲ管轄控訴裁判所又ハ管轄第一審裁判所ニ移送スヘシ

釋義 本條モ上告裁判所カ自判ヲ爲シ得サル例外即チ原判決カ不法ニ管轄ヲ認メタル爲原判

決ヲ破毀スル場合ニ關スルモノナリ、此ノ場合ハ正當ニ管轄權ヲ有スル裁判所ニ於テ事件ノ審理ヲ爲ササリシモノナルヲ以テ、更ニ正當ニ管轄權ヲ有スル裁判所ニ於テ事實ノ審判ヲ爲サシムルヲ至當トス、故ニ斯ル場合ニ於テハ事件ニ付正當ノ管轄權ヲ有スル控訴裁判所又ハ第一審裁判所ニ事件ヲ移送セシムヘキコトトセリ、事件ニ付第一審裁判所カ管轄權ヲ有シ控訴裁判所ノミカ管轄權ヲ有セサリシ場合ハ事件ヲ管轄控訴裁判所ノミニ移送セサルヘカラサルモ第一審裁判所及控訴裁判所共管轄權ヲ有セサリシ場合ハ事件ヲ管轄控訴裁判所ニ移送スルト管轄第一審裁判所ニ移送スルトハ上告裁判所ノ自由裁量ニ屬スルモノトス。

第四百五十一條 被告人ノ利益ノ爲ニ原判決ヲ破毀スル場合ニ於テ破毀ノ理由上告ヲ爲シタル共同被告人ニ共通ナルトキハ其ノ共同被告人ノ爲ニモ原判決ヲ破毀スヘシ

字解 共同被告人(三三八條字解参照)

釋義 本條ハ共同被告人中ノ一人ニ對スル原判決破毀ノ效力ヲ他ノ共同被告人ノ利益ノ爲ニ及ホス場合ノ規定ナリ、共同被告人ノ一人ノ利益ノ爲ニ原判決ヲ破毀スル場合ハ之ト運命ヲ共ニスヘキ他ノ未確定ノ共同被告人ノ利益ノ爲ニモ原判決ヲ破毀スヘキヲ穩當ノ處置トス、故ニ本條ニ於テ特ニ其ノ旨ノ規定ヲ設ケタルナリ、舊法ニ於テハ共同被告人中ノ一人ニ對スル原判決破毀ノ效力ヲ他ノ共同被告人ノ利益ニ及ホスヘキ場合ハ一面 (一) 擬律ノ錯誤又ハ (二) 法律ニ背キ公訴ヲ受理シタル場合ノミ限定スルト同時ニ一面上告ヲ爲ササル共同被告人ニ對シテ

モ其ノ效力ヲ及ホスヘキモノト爲シタルトモ(舊刑訴二八九條其ノ範圍ヲ特ニ以上)(二)ノ場合ノミニ限定スヘキ理由ナキノミナラス既ニ判決ノ確定シタル被告人ニ對シテモ其ノ效力ヲ及ホスハ上告ノ根本觀念ニ反シ失當ナルヲ以テ本法ハ上告ヲ爲シタル共同被告人ノミニ其ノ效力ヲ及ホスコトトセリ、故ニ本條ノ適用アルニハ次ノ要件ヲ具備スルコトヲ要ス。

第一、被告人ノ利益ノ爲ニ原判決ヲ破毀スル場合ナルコトヲ要ス、故ニ原判決ヲ破毀スルモ被告人ノ不利益ノ爲ニ破毀スル場合ハ本條ニ該當セス例ヘハ檢事ノ上告ニ基キ傷害罪ト認定シタル原判決ヲ破毀シテ殺人罪ト爲スカ如キ場合ハ原判決破毀ノ效力ハ檢事ノ上告ヲ爲シタル被告人ノミニ止マリ假令共犯者ナリトスルモ檢事ノ上告ヲ爲ササル他ノ共同被告人ニ對シテハ其ノ效力ヲ及ホシ能ハサルカ如シ。

第二、破毀ノ理由ハ上告ヲ爲シタル共同被告人ニ共通ナルコトヲ要ス、故ニ共同被告人ナルモ上告ヲ爲ササル他ノ共同被告人ニハ其ノ效力ヲ及ホスコト能ハサルノミナラス其ノ破毀ノ理由ハ共同被告人ニ共通ノモノナラサルヘカラス、從テ其ノ破毀ノ理由ハ其ノ破毀セラレタル者ノミニ關スル特別ノ事由(例ヘハ其ノ者ノミカ責任能力ヲ有セサル場合ノ如キ)タルニ過キサルトキハ其ノ破毀ノ效力ヲ他ノ共同被告人ニ及ホスヲ得サルナリ。

第四百五十二條 被告人上告ヲ爲シ又ハ被告人ノ爲ニ上告ヲ爲シタル事件ニ付テハ原判決ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡スコトヲ得ス

釋義 本條ハ上告裁判所ニ於テ原判決ヨリ重キ刑ヲ言渡スコトヲ得サル場合ヲ規定シタルモノナリ(一)被告人ノ爲シタル上告及(二)被告人ノ爲ニ爲シタル上告ニ付テハ何レモ被告人ノ利益ノ爲ニ原判決ノ更正ヲ求ムルニ在ルヲ以テ假令上告裁判所ニ於テ原判決ニ法令違反ノ點アリテ之ヲ破毀スル場合ト雖原判決ヨリ重キ刑ヲ言渡スハ穩當ノ處置ニ非ス故ニ斯ル場合ハ控訴裁判所ニ於テ第一審判決ヨリ重キ刑ヲ言渡シ得サリシト同シク上告裁判所ニ於テモ原判決ヨリ重キ刑ヲ言渡シ得サルコトトセリ被告人ノ爲ニ上告ヲ爲シタル事件トハ被告人ノ法定代理人、保佐人、夫及原審ニ於ケル被告人ノ代理人及辯護人ヨリ爲シタル事件並檢事カ被告人ノ爲ニ特ニ上告ヲ爲シタル事件ヲ指スモノトス、本條ニ付テハ四〇三條ト其ノ立法ノ趣旨ヲ同ウスルヲ以テ同條ノ説明ヲ参照スヘシ。

第四百五十三條 判決書ニハ上告ノ趣意及重要ナル答辯ノ要旨ヲ記載スヘシ

釋義 本條ハ上告審ニ於ケル判決書ニ記載スヘキ事項ヲ定メタルモノナリ、上告審ノ判決書ニハ(一)上告ノ趣意及(二)重要ナル答辯ノ要旨ヲ記載スヘキモノトス、上告審ニ於テモ或特別ノ事項ニ付テハ職權調査ヲ爲シテ之カ判斷ヲ下スヘキモノナレトモ主要ナル職務ハ上告趣意書ヲ調査シテ其ノ判斷ヲ爲スニ在ルヲ以テ其ノ判決書ニ上告ノ趣意ヲ記載スヘキモノタルヲ論ヲ俟タス、又上告趣意書ニ對スル答辯ニ付テハ之ニ對シテ特ニ判斷ヲ爲スノ要ナキモ上告審ニ於ケル爭點ヲ明カニスル上ニ於テ必要ナル事項ニ屬スルヲ以テ重要ナル答辯ニ付テハ上告趣

意ト同シク判決書ニ記載スルヲ穩當ノ處置トス、故ニ本法ニ於テハ舊法ニ反シ答辯ニ付テモ重要ナルモノハ特ニ之カ記載ヲ爲スヘキコトヲ要件ト爲シタルナリ、但シ如何ナル答辯カ重要ナルモノナリヤ否ハ一ニ上告裁判所ノ裁量ニ依リテ判斷スヘキモノトス、判決書ニ記載スヘキ答辯ハ答辯書ヲ提出期間内ニ提出シタルモノニ限ルヲ論ヲ俟タス(四二二條)

第四百五十四條 原裁判所不法ニ公訴棄却ノ決定ヲ爲ササリシトキハ決定ヲ以テ公訴ヲ棄却スヘシ

釋義 本條ハ原裁判所ニ於テ不法ニ公訴棄却ノ決定ヲ爲ササリシ場合ノ處置方法ヲ規定シタルモノナリ、(一)公訴ノ取消アリタルトキ(二)被告人死亡シ又ハ被告人タル法人存續セサルニ至リタルトキ及(三)第九條又ハ第十條ノ規定ニ依リ審理ヲ爲スヘカラサルトキハ第一審裁判所タルト控訴裁判所タルトヲ問ハス決定ヲ以テ公訴ヲ棄却スヘキモノトス、(三六五條四〇六條)然レトモ若シ斯ル場合原裁判所ニ於テ誤認ノ結果決定ヲ以テ公訴棄却ヲ言渡サスシテ判決ニ因リ事件ヲ終結セシメタルトキハ裁判ノ形式カ判決ナルニ依リ上訴ノ方法ハ上告ニ依ルヘク抗告ニ依ル能ハサルカ故ニ事件ハ上告裁判所ニ繫屬スル場合ヲ生スヘシ、然レトモ本來ノ形式ハ決定ナルヲ以テ事件カ上告裁判所ニ繫屬スル場合ト雖決定ノ方式ニ依リテ事件ヲ終結セシムルヲ穩當トス、故ニ本條ニ於テ其ノ趣旨ヲ明カニシタルナリ、此ノ場合上告裁判所カ公訴棄却ノ決定ヲ爲シタルトキハ之ニ因リテ原裁判所ノ判決ハ當然消滅ニ歸スヘキモノトス。

第四百五十五條 第二編中公判ニ關スル規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外上告ノ審判ニ付之ヲ準用シ第四百四十四條ノ規定ニ依リ被告事件ニ付更ニ審理ヲ爲ス場合ニ於テハ尙本編第二章ノ規定ヲ準用ス

釋義 本條ハ上告審ニ於ケル公判ノ審判手續ヲ規定シタルモノナリ、上告審ニ於ケル審判手續ハ上告ノ性質ニ悖ラス且別段ノ規定アルモノヲ除ク外總テ第二編中公判ニ關スル規定ヲ準用シ第一審公判ノ規定ニ從フヘキモノトセリ、又上告裁判所ニ於テ事實ノ審理ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ上告裁判所ハ恰モ控訴裁判所ニ於テ覆審ヲ爲ス場合ト同様ノ關係ニ立ツヲ以テ此ノ場合ニ於テハ審判ニ關スル控訴裁判所ノ規定ヲモ準用スルコトトセリ。

第四章 抗告

釋義 抗告ハ上訴ノ一種ニシテ原裁判所ノ爲シタル決定ニ對シ上級裁判所ニ其ノ裁判ノ更正ヲ求ムル手續ナリ、故ニ抗告ノ特徵ハ裁判中決定ニ對スル上訴方法タル點ニ存ス、決定ニ對シテハ原則トシテ總テ抗告ヲ許ス主義ト法律ニ於テ特ニ規定シタル場合ニ限り之ヲ許ス主義トノ二様アリ、舊法ニ於テハ後者ノ主義ヲ採用セシモ舊刑訴二九三條本法ハ之ニ反シ前者ノ主義ヲ採用シ法律ニ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外原則トシテ總テノ決定ニ對シ抗告ヲ爲スコトヲ許セリ。

第四百五十六條 抗告ハ特ニ即時抗告ヲ爲シ得ヘキコトヲ定メタル場合ノ外裁判所ノ爲シタル決定ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

字解 特ニ即時抗告ヲ爲シ得ヘキコトヲ定メタル場合 本法中特ニ明文ヲ以テ即時抗告ヲ許スコトヲ規定シタル場合ヲ指スモノニシテ本法中即時抗告ヲ許シタル決定ハ次ノ場合ニ存ス、(一)忌避申立却下ノ決定(三一一條三五條) (二)正當ノ事由ナクシテ出頭セサル證人、鑑定人及通事ニ過料及費用ノ賠償ヲ命スル決定(一九〇條二二八條二三六條) (三)正當ノ事由ナクシテ宣誓、證言、鑑定又ハ通譯ヲ拒ミタル場合ノ過料ノ決定(二一〇條二二八條二三六條) (四)裁判ニ因リ訴訟手續ヲ終了スル場合被告人ニ非サル者ニ訴訟費用ヲ命スル決定(二四三條) (五)裁判ニ因ラスシテ訴訟手續ヲ終了スル場合訴訟費用ヲ負擔セシムル決定(二四四條) (六)豫審ニ於ケル管轄違ノ決定(三〇九條三一六條) (七)同免訴ノ決定(三一三條三一四條三一六條) (八)同公訴棄却ノ決定(三一五條三一六條) (九)第一審ニ於ケル公訴棄却ノ決定(三六五條) (一〇)刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消ス決定(三七四條) (一一)刑法第五十二條又ハ第五十八條ノ規定ニ依リ刑ヲ定ムル決定(三七五條) (一二)上訴權回復ノ請求ノ許否ノ決定(三八九條) (一三)第一審裁判所ニ於テ爲ス控訴棄却ノ決定(三九七條) (一四)控訴審ニ於テ爲ス控訴棄却ノ決定(四〇六條) (一五)原裁判所ニ於テ爲ス上告棄却ノ決定(四二〇條) (一六)四六〇條ノ決定 (一七)四七〇條ノ裁判ノ取消又ハ變更ノ請求ニ付爲シタル決定(四七四條) (一八)再審ノ請求ニ對スル決定(五一〇條) (一九)正式裁判請求棄却ノ決定(五三一一條) 及 (二〇)疑義又ハ異議申立ニ對スル決定(五六四條)等是ナリ

第三編 上訴 第四章 抗告(第四百五十六條)

釋義 本條ハ抗告ヲ爲シ得ヘキ場合ノ原則ヲ定メタルモノナリ、抗告ハ上訴ノ一種ニシテ原裁判所ノ爲シタル總テノ決定ニ對シテ爲シ得ルヲ原則トス、故ニ本法中即時抗告ヲ爲シ得ヘキコトヲ規定シタル場合ハ勿論其ノ他ノ決定ニ付テモ特ニ例外ノ規定ノ存セサルモノニ付テハ總テ本法ニ依リ抗告ヲ爲シ得ルモノト謂ハサルヘカラス、次條ノ規定及四七四條前段ノ規定ノ如キハ抗告ノ原則ニ對シ例外ノ規定ヲ爲スモノナリ。

第四百五十七條 裁判所ノ管轄又ハ訴訟手續ニ關シ判決前ニ爲シタル決定ニ對シテハ特ニ即時抗告ヲ爲シ得ヘキコトヲ定メタル場合ヲ除クノ外抗告ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ規定ハ勾留、保釋、押收又ハ押收物ノ還付ニ關スル決定及鑑定ノ爲ニスル被告人ノ留置ニ關スル決定ニ付テ之ヲ適用セス

字解 裁判所ノ管轄ニ關シ判決前ニ爲シタル決定 トハ裁判所ノ管轄ニ關シ總則中ニ規定シタル決定、豫審ニ規定シタル管轄邊ノ決定及公判ノ章ニ規定シタル移送ノ決定ヲ指示スルモノニシテ (一)三條ノ移送ノ決定、(二)四條ノ併合審判ノ決定、(三)六條ノ移送ノ決定、(四)七條ノ併合ノ決定、(五)上級裁判所ノ爲スル九條ノ決定、(六)直近上級裁判所ノ爲スル一〇條ノ決定、(七)管轄指定及移轉ニ關スル二三條ノ決定、(八)三〇九條ノ管轄邊ノ決定及九三五六條ノ移送ノ決定ノ如キ即チ是ナリ。

- (一) 除斥、忌避、回避ニ關スル決定(二八條三三條三三條)
- (二) 召喚、勾引、勾留、保釋、責付、拘留ノ執行停止ニ關スル決定(八三條八六條八七條九〇條一一三條一一四條一一六條一一八條一一九條一二〇條)
- (三) 押收、搜索ニ關スル決定(一四〇條乃至一四三條一六六條一六七條)
- (四) 檢證ニ關スル決定(一七五條)
- (五) 證人、鑑定人及通事ニ關シ爲シタル決定(一八四條一九〇條一九一條二一〇條二一一條二二八條二三六條)ノ如キ豫審ノ章ニ規定スル
- (六) 豫審終結ニ於テ爲ス各種ノ決定(三一三條三一四條三一五條)ノ如キハ勿論公判手續中ニ規定スル職權ヲ以テ
- (七) 辯護人ヲ選任スル決定(三三四條三三五條)
- (八) 證據調請求却下ノ決定及證據調許可ノ決定(三四四條)
- (九) 裁判長ノ處分ニ對スル異議申立ニ付爲シタル決定(三四八條)
- (一〇) 公判停止ノ決定(三五二條)ノ如キ是ナリ、該決定ノ内ニハ法律ニ於テ即時抗告ヲ許スコトヲ認メタルト否トチ問ハス總テ之ヲ包含ス、但シ
- (イ) 二四一條ニ基テ決定ハ判決後ノ決定
- (ロ) 二四三條ノ決定ハ判決ト同時ニ又ハ其ノ以後ニ爲ス決定
- (ハ) 三九〇條ノ決定ハ判決以後ニ行ハルル決定ナルヲ以テ此等ノ決定ハ本號ノ決定中ニ包含セス。

釋義 一 本條ハ前條ニ對スル例外ヲ規定シタルモノニシテ前條ニ所謂別段ノ規定アル場合ノ一ニ該當ス、前條ニ依レハ總テノ決定ニ對シテハ抗告ヲ爲シ得ルコトヲ原則トスレトモ (一) 裁判所ノ管轄又ハ (二) 訴訟手續ニ關シ判決前ニ爲シタル決定ニ對シテハ特ニ各本條ニ於テ即時抗告ヲ爲シ得ヘキコトヲ定メタル場合ヲ除ク外一般ニハ抗告ヲ爲シ得サルコトト爲シ更ニ第二項ニ於テ特ニ抗告ヲ許スヘキ場合ヲ定メタリ、故ニ本法ニ於テ抗告ヲ許ス場合ハ左ノ條項

ノ一ニ該當スルコトヲ要スルモノトス。

第一、本法各條ニ於テ即時抗告ヲ許容スル旨規定シタル決定、該決定ニ付テハ裁判所ノ管轄又ハ訴訟手續ニ關シ判決前ニ爲シタル決定タルト否トヲ問ハス總テ抗告ヲ許容セララルモノトス、本法中即時抗告ヲ許容シタル場合ハ前條冒頭字解ニ摘記シタル如キ場合ニシテ豫審ニ於ケル管轄違ノ決定ノ如キハ裁判所ノ管轄ニ關スル決定ナレトモ仍ホ即時抗告ヲ許容セラレ其ノ他ノ決定ノ如キモ多數ハ判決前ニ於ケル訴訟手續ニ關スル決定ナレトモ仍ホ即時抗告ヲ許容セラル、但シ即時抗告ニ依ルヘキコトヲ定メタル決定ハ第四五九條ノ規定ニ從ヒ必ス三日ノ期間内ニ爲スヘク普通ノ抗告ノ如ク何時ニテモ爲シ得ルモノニ非ス。

第二、裁判所ノ管轄又ハ訴訟手續ニ關シ判決前ニ爲シタルモノニ非サル決定、但シ法律ニ於テ特ニ抗告ヲ禁止シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス、例ヘハ四七四條前段ノ場合ノ如シ。

第三、訴訟手續ニ關シ判決前ニ爲シタル決定ニ係ルモ (一) 勾留 (二) 保釋 (三) 押收物ノ還付ニ關スル決定及 (四) 鑑定ノ爲ニスル被告人留置ニ關スル決定、此等ノ場合ハ人身權、財産權ニ影響スル所大ナルヲ以テ例外規定ニ對シ更ニ例外トシテ抗告ヲ許容シタルモノトス。

二 抗告ヲ許ス場合ハ以上三個ノ條件ノ一ニ該當スルコトヲ要スルカ故ニ (一) 各條中即時抗告許容ノ規定存スルコトナク且 (二) 前項第三ノ場合ニ該當セサル場合ニシテ裁判所ノ管轄又ハ訴訟手續ニ關シ判決前ニ爲シタル決定ニ對シテハ抗告ヲ爲シ得サルモノトス、從テ (イ) 除

斥、忌避及回避ヲ認容スル決定、(ロ) 召喚及勾引ニ關スル決定、(ハ) 押收、搜索及檢證ノ施行ニ關スル決定、(ニ) 公判ニ付スル豫審終結決定、(ホ) 證據調ノ請求ヲ許可又ハ却下スル決定、(ヘ) 裁判長ノ處分ニ對スル異議申立ニ付爲シタル決定、及 (ト) 公判手續停止ノ決定ノ如キニ對シテハ何レモ抗告ヲ爲スヲ得ス。

第四百五十八條 抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ之ヲ爲スコトヲ得但シ原決定ヲ取消スモ

實益ナキニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

釋義 本條ハ普通ノ抗告ヲ爲シ得ヘキ時期ヲ定メタルモノナリ、抗告ニハ二種アリ一ヲ即時抗告ト謂ヒ一ヲ普通抗告ト謂フ、即時抗告トハ各條ニ規定スルモノニシテ裁判告知ノ日ヨリ三日ノ期間内ニ提起セサルヘカラサル抗告ヲ謂ヒ普通抗告トハ其ノ他ノ抗告ヲ指稱ス、普通抗告ニ付テハ之カ提起ニ關シ一定ノ上訴期間ヲ存セス、故ニ抗告權者ニ於テ必要ニ應シ何時ニテモ之カ抗告ヲ提起スルヲ得ヘシ、但シ抗告權者ニ於テ時期ヲ失シタル爲原決定ヲ取消スモ最早實益ナキニ至リタル場合ニハ之ヲ許容セサルコトトセリ、例ヘハ勾留ニ關スル決定ノ如キモ法定ノ勾留期間タル二月ヲ經過シ釋放セラレタル後ハ曩ノ勾留ニ關スル決定ヲ取消スモ何等實益ナキヲ以テ抗告ヲ爲スヲ許ササルカ如シ、然レトモ保釋中ハ勾留ノ執行ヲ停止スルニ過キスシテ勾留ノ效力未タ存續スルヲ以テ保釋ニ因リテ出獄シタル場合ハ仍ホ勾留ニ關スル抗告ヲ爲スコトヲ得ヘシ、又押收物ニ關シテモ其ノ關係同様ニシテ還付後ニ於テハ押收ニ關スル抗告ハ之

ヲ爲シ得サルモ假還付ノ場合ニハ仍ホ之ヲ爲シ得ヘキカ如シ。
第四百五十九條 即時抗告ノ提起期間ハ三日トス

釋義 本條ハ即時抗告ノ提起期間ヲ規定シタルモノナリ、即時抗告提起ノ期間ハ三日トス、其ノ起算點ハ裁判告知ノ日ヨリ爲スヘク其ノ期間ノ計算ハ八一條ノ規定ニ依リ初日ヲ算入スルコトナク且期間ノ末日カ日曜日、一月一日、二日、四日、十二月二十九日、三十日、三十一日又ハ一般ノ休日ト指定セラレタル日ニ當ルトキハ期間ノ計算ヨリ除外スヘキモノトス。

第四百六十條 抗告ヲ爲スニハ申立書ヲ原裁判所ニ差出スヘシ

原裁判所抗告ヲ理由アリトスルトキハ決定ヲ更正スヘシ抗告ノ全部又ハ一部ヲ理由ナシトスルトキハ申立書ヲ受取りタル日ヨリ三日内ニ意見書ヲ附シテ之ヲ抗告裁判所ニ送付スヘシ

釋義 本條ハ抗告ヲ爲スヘキ手續及抗告ノ申立ヲ受ケタル原裁判所ノ履ムヘキ手續ヲ規定シタルモノナリ、左ニ區別シテ説明スヘシ。

第一 抗告ヲ爲ス手續、抗告ヲ爲スニハ申立書ヲ原裁判所ニ差出スヘキモノトス、從テ抗告ヲ申立ハ必ス書面ニ依ルヘク口頭ノ申立ハ之ヲ許サス、又其ノ申立書ハ決定ヲ受ケタル裁判所ニ爲スヘク抗告裁判所ニ提出スルヲ許サス、是レ原裁判所ヲシテ次ノ手續ヲ履踐セシメンカ爲ナリ。

第二 抗告ノ申立書ヲ受ケタル原裁判所ノ履踐スヘキ手續、原裁判所カ其ノ申立ヲ理由アリ

ト思料スルト否トニ依リ其ノ取扱ヲ異ニス、即チ左ノ如シ。

(一) 原裁判所カ抗告ヲ理由アリトスルトキ、此ノ場合ニ於テハ原裁判所ハ自己ノ爲シタル決定ヲ更正スルコトヲ得、其ノ更正ノ範圍ハ原裁判所ノ隨意ニシテ理由アリト認メタル範圍ニ於テ其ノ全部又ハ一部ヲ更正スルヲ得ヘシ。

(二) 原裁判所ニ於テ其ノ抗告中全部又ハ一部ヲ理由ナシトスルトキ、此ノ場合ニ於テハ原裁判所ハ申立書ヲ受取りタル日ヨリ三日内ニ意見書ヲ附シテ抗告裁判所ニ送付セサルハカラス。

第四百六十一條 抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外裁判ノ執行ヲ停止スル効力ヲ有セズ但シ原裁判所ハ

檢察ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ抗告ノ裁判アルマテ執行ヲ停止スルコトヲ得

抗告裁判所ハ檢察ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ裁判ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

釋義 本條及次條ハ抗告ニ因ル裁判ノ執行停止ニ關スル規定ナリ、即時抗告ニ非サル普通抗告ノアリタル場合ハ之ニ因リテ裁判ノ執行ヲ停止セサルヲ原則トス、是レ徒ラニ訴訟ノ遲延ヲ來ス虞レアルコト多キヲ以テナリ、但シ原裁判所又ハ抗告裁判所ニ於テ其ノ裁判ノ停止ヲ爲スヲ以テ穩當ナリト認メタルトキハ檢察ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ抗告裁判所ノ裁判アル迄其ノ執行ヲ停止シ得ルコトト爲シ以テ實際ノ便益ニ應スルコトトセリ。

第四百六十二條 即時抗告ノ提起期間内及其ノ申立アリタルトキハ裁判ノ執行ヲ停止ス

釋義 本條ハ即時抗告ヲ許シタル裁判ノ執行停止ニ關スル規定ナリ、即時抗告ヲ許シタル決定ハ決定中比較的重要ナルモノナルノミナラス該決定ニハ三日ノ抗告期間存シ短期間ヲ以テ抗告提起ノ有無ヲ確定シ得ヘキニ付普通ノ決定ノ場合ニ於ケル如ク裁判ノ未確定中ニ其ノ執行ヲ爲スハ穩當ノ處置ニ非ス、故ニ該抗告ノ提起期間内及其ノ申立アリタルトキハ裁判ノ執行ヲ停止スルコトト爲セリ。

第四百六十三條 原裁判所必要ト認ムルトキハ訴訟記録及證據物ヲ抗告裁判所ニ送付スヘシ

抗告裁判所ハ訴訟記録及證據物ノ送付ヲ求ムルコトヲ得

釋義 本條ハ抗告アリタル場合訴訟記録及證據物ヲ抗告裁判所ニ送付スヘキコトヲ規定シタルモノナリ、抗告ノ種類ニ依リテハ抗告申立書及申立書添附ノ疏明書類ノミニ依リテ直ニ裁判ヲ爲シ得ヘキ場合存スレトモ事案ニ依リテハ訴訟記録及證據物ヲ參酌スルニ非サレハ裁判ヲ爲シ得サル場合存スヘシ、故ニ本條第一項ニ於テ原裁判所カ抗告裁判所ノ裁判ニ此等ノ記録及證據物ノ參酌ヲ爲スコトヲ必要ト認メタルトキハ抗告裁判所ニ之カ送付ヲ爲スヘキモノト爲シ實際ノ便益ニ應スルコトトセリ、又原裁判所ニ於テハ其ノ必要ヲ認メサル爲抗告裁判所ニ此等ノ記録及證據物ノ送付ヲ爲ササルモ抗告裁判所ニ於テ之ヲ必要トスルトキハ其ノ送付ヲ原裁判所ニ求メ得サルヘカラス、故ニ第二項ニ於テ其趣旨ノ規定ヲ爲シタリ。

第四百六十四條 抗告裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲スヘシ

釋義 本條ハ抗告裁判所ニ於テ裁判ヲ爲スヘキ手續ヲ規定シタルモノナリ、抗告裁判所ニ於テハ其ノ裁判所所屬ノ檢事ノ意見ヲ聽キ書類ニ依リ決定ノ方式ヲ以テ其ノ裁判ヲ爲スヘキモノトス、而シテ該抗告カ手續ノ規定ニ違反シ又ハ理由ナキトキハ棄却ノ裁判ヲ爲スヘキ理由アルトキハ原決定ヲ取消シタル上更ニ裁判ヲ爲スヘキモノトス、(四六六條)該決定ニ對シテハ特定ノ場合ニ限リテ更ニ抗告ヲ爲スコトヲ得ヘシ。(四六九條)

第四百六十五條 抗告裁判所ハ豫審終結決定ニ對スル抗告ニ付必要アル場合ニ於テハ部員ヲシテ

事實ノ取調ヲ爲サシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ受命判事ハ豫審判事ト同一ノ權ヲ有ス

受命判事ハ取調ノ結果ニ付報告ヲ爲スヘシ

釋義 本條ハ豫審終結決定ニ對スル抗告ニ付特別ノ規定ヲ設ケタルモノナリ、抗告ハ申立ニ基キ訴訟記録及證據物ヲ參稽シテ直ニ裁判ヲ爲スヘク進ンテ事實ノ取調ヲ爲ササルヲ原則トス、然レトモ豫審終結決定ノ如キハ訴訟手續上最モ重要ナル決定ノ一ニ屬スルヲ以テ一件記録ニ徴シ事實ノ取調未タ不十分ナル場合ハ更ニ進ンテ事實ノ取調ヲ爲スノ途ヲ講セサルヘカラス、故ニ本條ニ於テ一般ノ抗告ノ場合ニ關シ例外ヲ認メ豫審終結決定ニ對スル抗告ニ付必要アルトキハ受命判事ヲシテ事實ノ取調ヲ爲スコトヲ得セシメタリ、此ノ場合ニハ受命判事ハ豫審判事ト同一ノ權限ヲ有スルモノニシテ其ノ取調ノ結果ニ付テハ報告ヲ爲ササルヘカラス。

第四百六十六條 抗告ノ手續其ノ規定ニ違反シタルトキ又ハ抗告理由ナキトキハ抗告ヲ棄却スヘ

抗告理由アルトキハ原決定ヲ取消シ必要アル場合ニ於テハ更ニ裁判ヲ爲スヘシ

釋義 本條ハ抗告ニ對スル裁判ニ付規定シタルモノナリ、抗告ニ對スル裁判ハ決定ヲ以テ爲スヘキモノニシテ次ノ二種アリ。

第一、抗告棄却ノ決定、該決定ヲ爲スヘキ場合ハ次ノ如シ。

(一) 抗告手續其ノ規定ニ違反シタルトキ、例ヘハ抗告ノ申立ヲ口頭ヲ以テ爲シタルトキ、又ハ抗告ノ申立書ヲ提出シタルモ書類作成ノ方式ニ違反シタル爲抗告ノ申立書ト認メ得ラレサル場合ノ如キ、又ハ即時抗告ノ場合抗告提起期間經過後ニ係リシ場合ノ如キ、又ハ普通抗告ノ場合原決定ヲ取消スモ實益ナキニ至リタル場合ノ如キ是レナリ、此等ハ何レモ不適法ノ抗告ナルヲ以テ其ノ内容ニ立入ルコトナク形式上ノ點ニ於テ棄却セラルルモノトス。

(二) 抗告理由ナキトキ、抗告ハ形式上ニ於テハ適法ナルモ其ノ内容ニ於テ之ヲ採用スヘキ理由ナキ場合ヲ指稱スルモノトス。

第二、原決定ヲ取消ス場合、抗告申立カ形式上適法ナルノミナラス其ノ内容ニ於テモ理由アルモノナルトキハ原決定ヲ取消スヘキモノトス、而シテ抗告ハ原決定ヲ取消シタルノミニテ其ノ目的ヲ達スルコトアルモ事案ニ依リテハ更ニ裁判ヲ爲スニ非サレハ其ノ目的ヲ達シ得サルコトアリ、例ヘハ勾留ノ決定、押收ノ決定、鑑定ノ爲被告人ノ留置ヲ命スル決定ノ如キ、又ハ

證人、鑑定人ニ對スル過料若ハ費用ノ賠償ヲ命スル決定ノ如キハ單ニ取消ノミニ因リテ抗告ノ目的ヲ達シ得ヘキモ忌避ノ申立ヲ却下スル決定ニ對スル抗告、豫審終結決定ニ對スル抗告ノ如キハ何レモ原決定取消ノ上更ニ裁判ヲ爲スニ非サレハ其ノ抗告ノ目的ヲ達シ得サルカ如シ、故ニ原決定ヲ取消スニ當リ抗告裁判所ハ各場合ノ事案ニ鑑ミ必要アル場合ニ於テハ更ニ適當ノ裁判ヲ爲ササルヘカラス。

第四百六十七條 抗告裁判所ノ決定ハ之ヲ原裁判所ニ通知スヘシ

釋義 本條ハ抗告裁判所ニ於テ決定ヲ爲シタル場合之ヲ原裁判所ニ通知スヘキコトヲ規定シタルモノナリ、原裁判所ハ抗告裁判所ノ裁判ニ羈束セラルルヲ以テ抗告裁判所ニ於テ裁判ヲ爲シタル場合ハ棄却ノ場合タルト之ヲ取消シタル場合タルトヲ問ハス速ニ之ヲ原裁判所ニ通知スルノ要アリ、是レ本條ノ規定アル所以ナリ、舊法ニ於テハ之ニ關シ明文存セサルヲ以テ本條ハ其ノ不備ヲ補ヘリ。

第四百六十八條 第四百六十條、第四百六十三條及前條ノ規定ハ豫審終結決定ニ對スル抗告ニ付之ヲ準用ス

釋義 抗告ハ裁判所ノ決定ニ對シテ爲スル原則トス、從テ抗告ニ關スル手續モ原裁判所ヲ標準トシテ之カ規定ヲ設ケタリ、然ルニ豫審終結決定ハ普通ノ決定ニ對スル例外ヲ爲スモノニシテ豫審判事ノ爲ス裁判ナルニ拘ラス特別ノ事情ヨリシテ決定ノ方式ヲ以テ爲スヘキモノト爲シ

ニシテ再審ノ請求ハ確定シタル判決ニ對シ救済ヲ求ムル重要ナル手續ナルヲ以テ特ニ之ヲ許容シタルモノトス。

第四、刑法第五十二條又ハ第五十八條ノ規定ニ依リ刑ヲ定ムル決定ニ對スル抗告、此等ノ場合ハ何レモ判決ニ於テ言渡サレタル刑ヲ變更シテ新ニ刑ヲ定ムルニ在ルヲ以テ之カ審理手續ハ特ニ鄭重ニ爲ス必要アルカ爲ナリ。

第五、裁判ノ疑義又ハ刑ノ執行ノ異議ニ付テノ決定ニ對スル抗告、是レ五六四條ノ決定ニ對シ再抗告ヲ許ス場合ニシテ此等ノ決定ハ直接刑ノ言渡ヲ受ケタル者及裁判ノ執行ヲ受クル者ニ及ホス影響大ナルヲ以テ特ニ再抗告ヲ許容シタルモノトス。

第六、證人、鑑定人、通事、翻譯人其ノ他ノ者ノ受ケタル決定ニ對スル抗告、是レ證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ニ對シテ過料又ハ費用ノ賠償ヲ命スル決定及被告人ニ非サル者ニ訴訟費用ヲ命スル決定ニ對スル再抗告ヲ許シタル場合ニシテ此等ノ場合ハ被告事件ニ關シ被告人ニ非サル者ニ於テ一種ノ制裁ヲ被リ直接其ノ者ノ利害ニ影響スル所大ナルヲ以テ特ニ再抗告ヲ許シタルモノトス。

舊法ニ於テハ再抗告ハ抗告人ノ相手方ヨリ爲スモノニ非サレハ絶對ニ許容セサリシモ(舊刑訴二九四條)本法ニ於テハ再抗告ヲ爲ス事項ニ付テハ抗告人タルト相手方タルト問ハス雙方ヨリ之ヲ許容スルコトトセリ、又民事訴訟法ニ於テハ再抗告ハ曩ノ裁判ニ因リ新ナル獨立ノ抗告

理由ヲ生シタルトキニ非サレハ之ヲ許容セサルモ(民訴四五六條)本法ニ於テハ前叙ノ事項ニ關シテハ同一理由ヲ以テ更ニ再抗告ヲ爲スコトヲ許容セリ。

第四百七十條 裁判長、受命判事又ハ豫審判事左ニ掲ケル裁判ヲ爲シタル場合ニ於テ不服アル者

ハ判事所屬ノ裁判所ニ其ノ裁判ノ取消又ハ變更ヲ請求スルコトヲ得

一 忌避ノ申立ヲ却下スル裁判

二 勾留、保釋、押収又ハ押收物ノ還付ニ關スル裁判

三 鑑定ノ爲被告人ノ留置ヲ命スル裁判

四 證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ニ對シテ過料又ハ費用ノ賠償ヲ命スル裁判

區裁判所判事前項第一號ノ裁判ヲ爲シ又ハ受託判事トシテ前項第二號乃至第四號ノ裁判ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ裁判所ヲ管轄スル地方裁判所ニ其ノ裁判ノ取消又ハ變更ヲ請求スルコトヲ得

第一項第四號ノ裁判ノ取消又ハ變更ノ請求ハ其ノ裁判アリタル日ヨリ三日内ニ之ヲ爲スヘシ

前項ノ請求期間内及其ノ請求アリタルトキハ裁判ノ執行ヲ停止ス

釋義 一 本條ハ裁判長、受命判事、豫審判事又ハ區裁判所判事ノ爲シタル裁判ニ對シ不服アル場合ノ救済方法ヲ定メタルモノナリ、此等ノ判事ノ爲シタル裁判ハ通常其ノ形式命令ニシテ決

定ニ非サルヲ以テ該裁判ニ對シテハ抗告ニ因リテ其ノ救済ヲ求ムルヲ得ス然レトモ其ノ裁判ノ内容ハ裁判所ノ爲ス決定ト同様ナルモノアリ斯ル裁判ニ對シテハ決定ト同シク不服アル場合ノ救済方法ヲ講スルノ要アリ故ニ本條ニ於テ其ノ救済方法ヲ設クルコトト爲シタリ從テ本條ノ救済方法ハ抗告ニ非サルハ勿論純粹ノ意義ニ於ケル上訴ニ非ス然レトモ其ノ救済方法ハ抗告ノ場合ト相類似スルヲ以テ便宜抗告ニ關スル本章中ニ規定スルコトト爲シタルナリ。

二 叙上命令ノ形式ニ因ル裁判ニ對シ其ノ裁判ノ取消又ハ變更ノ請求ヲ許容シタル場合左ノ如シ、

第一、忌避ノ申立ヲ却下スル裁判 是レ忌避セラレタル豫審判事受命判事又ハ區裁判所判事カ其ノ忌避ノ申立ヲ訴訟通延ノ目的ノ爲ノミニ爲サレタルモノトシテ自ラ却下ノ裁判ヲ爲シタル場合ヲ謂フモノトス。(二九條)

第二、勾留保釋押收又ハ押收物ノ還付ニ關スル裁判 是レ九三條、一二二條、一五四條、一六九條ニ該當スル裁判ヲ謂フモノトス。

第三、鑑定ノ爲被告入ヲ留置スル裁判、二二八條、二二二條、二二三條、二二二條ノ規定ニ依リ豫審判事又ハ受託判事カ被告入ノ心神又ハ身體ニ關スル鑑定ヲ爲サシムルニ必要ナルトキ期間ヲ定メ病院其ノ他ノ相當ノ場所ニ被告入ヲ留置スル裁判ヲ謂フ。

第四、證人鑑定人通事又ハ翻譯人ニ對シテ過料又ハ費用ノ賠償ヲ命スル裁判、二二二條、二二

三條、二二八條、二三六條ノ規定ニ依リ豫審判事受命判事受託判事カ以上ノ裁判ヲ爲シタル場合ヲ謂フ。

三 裁判ノ取消又ハ變更ヲ請求スル裁判所ハ其ノ裁判ヲ爲シタル者カ區裁判所判事タルト否トニ因リ同一ニ非ス左ニ區別シテ説明スヘシ。

第一、裁判ヲ爲シタル判事カ裁判長受命判事又ハ豫審判事ナルトキ、此ノ場合ニ於テハ其ノ判事所屬ノ裁判所トス故ニ豫審判事ナルトキハ常ニ地方裁判所ナレトモ裁判長又ハ受命判事ナルトキハ其ノ所屬ノ異ルニ從ヒ地方裁判所控訴院又ハ大審院ナリトス。

第二、裁判ヲ爲シタル判事カ區裁判所判事ナルトキ、此ノ場合ニ於テハ其ノ區裁判所ヲ管轄スル地方裁判所ナリトス。

四 裁判ノ取消又ハ變更ノ請求ハ一定ノ期間内ニ爲ササレハ其ノ效力ヲ失フニ至ルモノニシテ其ノ請求期間ハ其ノ裁判ノアリタル日ヨリ三日内トス本條ニ於テ裁判ノ取消又ハ變更ヲ許容シタル場合ハ裁判所カ決定ヲ以テ其ノ裁判ヲ爲シタル場合ト其ノ内容同一ニシテ其ノ場合ニハ不服ノ方法トシテ即時抗告ヲ爲シ得ルヲ以テ本條ニ於テモ即時抗告ノ場合ト同シク其ノ不服申立期間ヲ特ニ三日ト爲シタルナリ。

五 前項説明ノ如ク本條ノ事項ヲ裁判所カ決定ヲ以テ爲ストキハ即時抗告ニ因リテ救済ヲ受クヘク即時抗告ニ因ル場合ハ其ノ提起期間及其ノ申立アリタルトキハ裁判ノ執行ヲ停止ス

ヘキモノナルヲ以テ(四六二條)之ト同様ニ本條ノ裁判ニ付テモ請求期間内及其ノ請求アリタルトキハ其ノ裁判ノ執行ヲ停止スルコトトセリ。

第四百七十一條 檢事ノ爲シタル勾留、押收又ハ押收物ノ還付ニ關スル處分ニ不服アル者ハ檢事所屬ノ裁判所ニ其ノ處分ノ取消又ハ變更ヲ請求スルコトヲ得

司法警察官ノ爲シタル押收又ハ押收物ノ還付ニ關スル處分ニ不服アル者ハ司法警察官ノ職務執行地ヲ管轄スル區裁判所ニ其ノ處分ノ取消又ハ變更ヲ請求スルコトヲ得

釋義 一 本條ハ檢事又ハ司法警察官ノ爲シタル處分ニ對スル不服方法ヲ規定シタルモノナリ、檢事又ハ司法警察官ノ爲シタル處分ニモ其ノ内容ニ於テ裁判所ノ爲ス決定ト全然同視スヘキモノアリ、斯ル處分ニ對シテハ一面決定ニ對シテ抗告ヲ許スト同シク不服申立ノ途ヲ講スル必要アリ、故ニ本條ニ於テ檢事ノ爲シタル處分中勾留、押收又ハ押收物ノ還付ニ關スル處分(一二九條一七〇條一七四條一六六條)ニ不服アル者ニ對シテハ檢事所屬ノ裁判所ニ其ノ處分ノ取消又ハ變更ヲ請求スルコトヲ許シ、司法警察官ノ爲シタル押收物ノ送付ニ關スル處分(一七〇條一七四條一六六條)ニ不服アル者ニ對シテハ司法警察官ノ職務執行地ヲ管轄スル區裁判所ニ其ノ處分ノ取消又ハ變更ヲ請求スルコトヲ得セシメタリ、該請求ニ關シテハ前條ニ反シテ一定ノ期間ヲ存セス、故ニ處分ノ存續スル間何時ニテモ之カ請求ヲ爲スコトヲ得ヘシ、本條ノ處分ノ取消又ハ變更ノ請求モ抗告ニ非サルハ勿論純粹ノ意義ニ於ケル上訴ニモ非サルナリ、然レトモ前條

ノ場合ト同シク其ノ内容ニ於テ抗告ノ場合ト相類似スルヲ以テ便宜本章中ニ包含セシムルコトト爲シタルナリ。

第四百七十二條 前二條ニ規定スル請求ヲ爲スニハ請求書ヲ管轄裁判所ニ差出スヘシ

釋義 本條ハ前二條ニ依リ判事又爲シタル命令ノ裁判及檢事並司法警察官ノ爲シタル處分ニ對スル取消又ハ變更ノ請求手續ヲ規定シタルモノナリ、該請求ハ總テ書面ニ依リテ爲スヘク其ノ請求書ハ管轄裁判所ニ差出スヘキモノトス、而シテ (一) 裁判長、受命判事又ハ豫審判事ノ爲シタル裁判ニ對スル請求ナルトキハ判事所屬ノ裁判所、(二) 區裁判所判事ノ爲シタル裁判ニ對スル請求ナルトキハ其ノ裁判所ヲ管轄スル地方裁判所(四七〇條)、(三) 檢事ノ爲シタル處分ニ對スル請求ナルトキハ檢事所屬ノ裁判所、(四) 司法警察官ノ爲シタル處分ニ對スル請求ナルトキハ司法警察官ノ職務執行地ヲ管轄スル區裁判所(四七一條)ハ其ノ管轄裁判所ナリトス。

第四百七十三條 第四百六十一條、第四百六十三條、第四百六十四條、第四百六十六條及第四百六十七條ノ規定ハ第四百七十條又ハ第四百七十一條ノ請求アリタル場合ニ之ヲ準用ス

釋義 本條ハ判事ノ爲シタル命令ノ裁判及檢事並司法警察官ノ處分ニ對スル取消又ハ變更ノ請求アリタル場合、(一) 抗告ニ因ル裁判ノ執行停止、(二) 訴訟記録及證據物ノ送付、(三) 抗告申立ヲ受ケタル裁判所ノ手續、(四) 抗告ニ對スル裁判及、(五) 其ノ裁判ノ通知ニ關スル規定ヲ準用スヘキコトヲ定メタルモノナリ、故ニ右請求アリタルトキハ次ノ手續ニ依ルヘキモノトス。

第一、執行停止ノ效力、該請求ニ因リテハ當然執行停止ノ效力ヲ生セス、但シ管轄裁判所ニ於テ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ其ノ裁判又ハ處分ノ執行ヲ停止スルコトヲ得。

第二、記録及證據物ノ送付、判事、檢事又ハ司法警察官ニ於テ必要ナルトキハ記録及證據物ヲ管轄裁判所ニ送付スヘク又管轄裁判所ニ於テ必要ナルトキハ之カ送付ヲ前叙ノ者ニ求ムルコトヲ得ヘシ。

第三、管轄裁判所ノ手續、管轄裁判所右ノ請求ヲ受ケタルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ノ方式ニ依リ裁判ヲ爲スヘキモノトス。

第四、右ノ請求ニ對スル裁判、請求ノ手續其ノ規定ニ違反シタルトキ、又ハ請求ノ理由ナキトキハ請求棄却ノ決定ヲ爲スヘク請求理由アリタルトキハ原裁判又ハ處分ヲ取消シ必要アルトキハ更ニ裁判ヲ爲スヘキモノトス。

第五、裁判ノ通知、管轄裁判所右ノ請求ニ基キ裁判ヲ爲シタルトキハ該裁判ハ之ヲ原裁判ヲ爲シタル判事又ハ該處分ヲ爲シタル檢事又ハ司法警察官ニ通知セサルヘカラス。

第四百七十四條 第四百七十條及第四百七十一條ノ請求ニ付爲シタル決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得ス但シ第四百七十條第四號ノ裁判ノ取消又ハ變更ノ請求ニ付爲シタル決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

釋義 判事ノ爲シタル命令ノ裁判及檢事並司法警察官ノ爲シタル處分ニ對スル取消又ハ變更ノ請求ハ決定ノ場合ニ於ケル抗告ノ申立ニ該當シ該請求ニ對スル裁判ハ抗告ニ對スル裁判ニ該當スルモノナリ、而シテ一面抗告ノ裁判ニ對シテハ再抗告ヲ許ササルヲ原則トスルヲ以テ抗告ノ裁判ニ該當スル右請求ニ對スル裁判ニ付テモ抗告ヲ許ササルヲ適當トス、故ニ本條前段ニ於テ其ノ趣旨ヲ明カニセリ、然レトモ抗告ニ於テ再抗告ヲ許容スル場合ト同様ナル内容ヲ有スル事項ニ付テハ右請求ニ對スル裁判ニ付テモ例外トシテ抗告ヲ許スヲ相當トス、故ニ證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ニ對シテ過料又ハ費用ノ賠償ヲ命スル裁判ニ付テハ決定ニ因ル場合、再抗告ヲ許スヲ以テ其ノ裁判カ命令ニ基ク場合モ同様ニ取扱フコトトシ其ノ取消又ハ變更ノ請求ニ限リ管轄裁判所ノ爲シタル決定ニ對シ更ニ即時抗告ヲ許スコトトシ本條後段ニ於テ其ノ例外ヲ認メタリ。

第四編 大審院ノ特別權限ニ屬スル訴訟手續

釋義 (一)皇室ニ對スル危害罪(刑法七三條七五條) (二)内亂罪(刑法七七條乃至七九條)並 (三)皇族ノ犯シタル罪ニシテ禁錮以上ノ刑ニ該ル事件ハ大審院ノ特別權限ニ屬シ大審院ニ於テ豫審及公判ノ手續ヲ爲シ第一審且終審トシテ裁判ヲ爲スヘキモノトス、(裁構五〇條)蓋此等ノ事件ハ犯人カ特別ノ身分ヲ有スルト事件ノ性質カ事態重大ナルトニ因リ國家ノ休戚ニ影響スル所多クナルヲ以テ特ニ大審院ノ特別權限ニ委シ最モ鄭重ナル手續ニ依ラシムルコトト爲シタルナリ、

斯クノ如ク一面特別事件ニ付大審院ノ特別權限ニ委シタル以上ハ其ノ訴訟手續ニ關シテモ特例ヲ設クルノ必要アリ、故ニ本法ハ舊法ト同シク(舊刑訴第七編)本編ニ於テ其ノ特別ヲ規定スルコトトセリ、但シ一般ノ訴訟手續ニシテ本編ノ特別ノ趣旨ニ反セサルモノハ其ノ手續ヲ準用スヘキモノトス。

第四百七十五條 裁判所構成法第五十條第二號ニ掲ケル大審院ノ特別權限ニ屬スル罪ニ付テハ檢事總長搜查ヲ爲スヘシ

字解 大審院ノ特別權限ニ屬スル罪トハ(一)皇室ニ對スル危害罪(刑法七三條七五條)(二)内亂罪(刑法七七條乃至七九條)及(三)皇族ノ犯シタル罪ニシテ禁錮以上ノ刑ニ該ルモノヲ謂フ、裁條五〇條二號)法文ニハ禁錮以上ノ刑ニ處スヘキ旨規定シアルモ其ノ立法ノ精神ニ鑑ミルトキハ法定刑カ禁錮以上ノ刑ニ該ル罪ナルコト明瞭ナリ、檢事總長(一五條字解參照)

釋義 本條ハ大審院ノ特別權限ニ屬スル事件ノ搜查權者ヲ規定シタルモノナリ、該事件ノ搜查權ハ一ニ檢事總長ノ職權ニ屬ス、是レ事件ノ性質上特ニ其ノ取扱ヲ鄭重ニ爲ス必要アレハナリ、故ニ其ノ他ノ檢事ハ檢事總長ノ指揮ヲ受ケテ行動セサルヘカラス。

第四百七十六條 控訴院、地方裁判所又ハ區裁判所ノ檢事ハ檢事總長ノ指揮ヲ受ケ大審院ノ特別權限ニ屬スル罪ニ付搜查ヲ爲スヘシ

釋義 大審院ノ特別權限ニ屬スル事件ニ付搜查ノ職權ヲ有スル者ハ檢事總長ナルコト前條說

明ノ如シ、然レトモ檢事總長一人ノミニテ其ノ搜查ニ從事スルハ不可能ニ屬ス、故ニ之カ搜查ニ付テハ檢事總長ノ指揮ヲ受ケテ其ノ搜查ニ從事スル者及補助者ヲ必要トス、本條及次條ハ其等ノ者ニ關シ設ケタル規定ナリ、舊法ニ於テハ大審院ノ特別權限ニ屬スル事件ニ付檢事總長以外ノ他ノ檢事ニモ獨立シテ搜查ヲ爲スヘキ權限ヲ賦與シタルモ(舊刑訴三一〇條二項)本法ハ大審院ノ特別權限ニ屬スル事件ノ搜查ノ專權ハ檢事總長一人ニ屬スルコトトシ、(一)控訴院檢事(二)地方裁判所檢事及(三)區裁判所檢事ハ何レモ檢事總長ノ指揮ヲ受ケテ其ノ搜查ニ從事スルコトトセリ、本條ハ其ノ趣旨ヲ明カニシタルモノナリ、大審院ノ檢事ハ檢事總長ノ指揮ヲ受ケ大審院ノ特別權限ニ屬スル事件ニ付搜查ニ從事シ得ルコト裁判所構成法第五十五條第三十三條ノ規定上明白ナルヲ以テ本法ハ大審院檢事ニ關シテハ特別ノ規定ヲ設ケサリシナリ。

第四百七十七條 第二百四十七條、第二百四十八條又ハ第二百五十條ニ規定スル司法警察官ハ檢事總長ノ指揮ヲ受ケ大審院ノ特別權限ニ屬スル罪ニ付搜查ヲ爲スヘシ

第二百四十九條又ハ第二百五十條ニ規定スル司法警察官ハ檢事又ハ司法警察官ノ命令ヲ受ケ搜查ノ補助ヲ爲スヘシ

釋義 本條ハ大審院ノ特別權限ニ屬スル事件ニ付檢事以外ニ檢事總長ノ指揮ヲ受ケ搜查ニ從事スル者及補助者ヲ規定シタルモノナリ。

第一、檢事以外ニ檢事總長ノ指揮ヲ受ケ其ノ搜查ニ從事スル者ハ(一)警視總監、(二)地方長官

(三)憲兵司令官、(四)廳府縣ノ警察官、(五)憲兵ノ將校准士官並下士、及(六)勅令ヲ以テ特ニ定メタル司法警察官トス。

第二、大審院ノ特別權限ニ屬スル事件ニ付檢事又ハ司法警察官ノ命令ヲ受ケ捜査ノ補助ヲ爲ス者ハ(一)巡査、(二)憲兵卒及(三)勅令ヲ以テ特ニ定メタル司法警察吏トス。

第四百七十八條 檢事又ハ司法警察官大審院ノ特別權限ニ屬スル罪アリト思料スルトキハ直ニ檢事總長ニ報告スヘシ急速ヲ要スル場合ニ於テハ報告前捜査ニ付必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

釋義 大審院ノ特別權限ニ屬スル事件ニ付テハ其ノ捜査ノ專權ハ檢事總長ニ屬シ檢事及司法警察官ハ其ノ指揮ニ基キ捜査ニ從事スヘキモノナルカ故ニ檢事又ハ司法警察官ニ於テ自己ノ固有ノ權限ニ基ク犯罪捜査ノ際大審院ノ特別權限ニ屬スルモノト思料スル犯罪ヲ發見スルトキハ直ニ檢事總長ニ報告シ更ニ指揮ヲ待チテ其ノ捜査ニ從事スルヲ必要トス、是レ本條ニ於テ其ノ趣旨ノ規定ヲ設ケタル所以ナリ、但シ現行犯ノ場合ニ於ケルカ如ク事案ニ依リテハ事件報告ノ上指揮ヲ待チテ其ノ捜査ニ從事スルトキハ捜査ノ目的ヲ全然達成シ得サル場合ナキヲ保テス、故ニ斯ル急速ヲ要スル事案ニ付テハ報告前捜査ニ付必要ナル處分ヲ爲スコトヲ許セリ。

第四百七十九條 檢事總長捜査ヲ爲シタル後大審院ノ特別權限ニ屬スル罪アリト思料スルトキハ豫審ヲ請求スヘシ

釋義 本條及次條ハ大審院ノ特別權限ニ屬スル事件ニ付公訴ノ提起ニ關スル規定ヲ爲シタル

モノナリ、普通ノ事件ニ於テハ公訴ノ提起ハ豫審又ハ公判ヲ請求スルニ依リテ爲スハキモノニテ(二八八條)直ニ公訴ヲ提起シテ公判ヲ請求スルト豫審ヲ請求スルトハ一ニ檢事ノ裁量ニ委シタレトモ大審院ノ特別權限ニ屬スル事件ニ付テハ事件ノ性質事態重大ナルヲ以テ公訴ノ提起ハ必ス豫審ニ請求スヘキモノトシ直ニ公判ニ請求スルコトハ之ヲ許容セサルコトトセリ、本條ハ舊法第三百十三條ト其ノ立法ノ趣旨ヲ同ウス。

第四百八十條 檢事總長ハ大審院ノ特別權限ニ屬スル事件ト牽連スル他ノ事件ニ付併セテ豫審ヲ請求スルコトヲ得

釋義 本條ハ大審院ノ特別權限ニ屬スル事件ト牽連スル他ノ事件ニ付大審院ニ公訴ヲ提起シ得ヘキコトヲ規定シタルモノナリ、大審院ノ特別權限ニ屬スル事件ト第八條ニ規定スル牽連ノ關係ヲ有スル事件ニ付テハ之ヲ分離セスシテ併セテ審理スルヲ便宜トスルコトアリ、故ニ本條ニ於テ特ニ規定ヲ設ケ斯ル事件ニ付テハ檢事總長ヲシテ大審院ノ特別權限アル事件ト併セテ大審院ニ豫審ヲ請求スルコトヲ得セシメタリ。

第四百八十一條 大審院ハ檢事總長ノ請求ニ因リ前條ノ規定ニ依リ豫審ヲ請求シタル事件ヲ管轄地方裁判所ノ豫審判事ニ移送スルコトヲ得

釋義 本條ハ前條ニ依リ併合シテ起訴シタル事件ヲ管轄地方裁判所ノ豫審判事ニ移送スル場合ヲ規定シタルモノナリ、大審院ノ特別權限ニ屬スル事件ト牽連スル事件ハ檢事總長ニ於テ大

審院ニ豫審ヲ請求シ其ノ事件ヲ大審院ニ繫屬セシメ得ルコト前條規定スル所ナリ然レトモ一旦併合シタル事件モ審理ノ模様ニ依リテハ更ニ分離シテ本則ニ立戻リ個々ニ審理スルヲ便宜ト爲スコトアリ故ニ斯ル場合ニ應スル爲本條ニ於テ分離ニ關スル規定ヲ設ケ檢事總長ノ請求ニ因リ大審院ヲシテ前條ノ規定ニ依リ併合シタル事件ヲ管轄地方裁判所ノ豫審判事ニ移送スルコトヲ得セシメタリ。

第四百八十二條 大審院長ヨリ豫審ヲ命セラレタル判事被告事件ニ付取調ヲ終ヘタルトキハ意見書ヲ添ヘ書類及證據物ヲ大審院ニ送付スヘシ

釋義 本條ハ大審院ノ特別權限ニ屬スル事件ニ付豫審判事取調ヲ終ヘタル場合ニ關スル規定ナリ大審院ノ特別權限ニ屬スル事件ニ付檢事總長ヨリ豫審ノ請求アリタルトキハ大審院長ハ其ノ院ノ判事ニ豫審ヲ命スルヲ原則トスレトモ便宜ニ依リテハ他ノ各裁判所ノ判事ヲシテ豫審ヲ爲サシムルコトヲ得ルモノトス(裁權五五條而シテ該命令ヲ受ケタル豫審判事ヲ豫審ニ關スル一般ノ規定ニ從ヒ豫審處分ヲ爲シ且其ノ取調ヲ終了シタルトキハ意見書ヲ添ヘ書類及證據物ヲ大審院ニ送付スヘキモノトス普通ノ事件ニ在リテハ其ノ取調ノ後豫審判事ニ於テ豫審終結決定ヲ爲スモ本編ノ特別事件ニ在リテハ次條ニ規定スル如ク其ノ決定ハ大審院ニ於テ爲スヘキモノナルニ依リ豫審判事ハ單ニ意見書ヲ添附スルニ止マリ自ラ決定ヲ爲スコトナシ。

第四百八十三條 大審院ハ檢事總長ノ意見ヲ聽キ左ノ區別ニ從ヒ決定ヲ爲スヘシ

一 被告事件公判ニ付スヘキモノト認ムルトキハ公判ヲ開始スル決定

二 被告事件下級裁判所ノ管轄ニ屬スルモノト認ムルトキハ管轄權ヲ有スル裁判所ニ之ヲ移送スル決定

三 被告事件前二號ノ規定ニ該當セサル場合ニ於テハ第三百十三條乃至第三百十五條ノ規定ニ準シ免訴シ又ハ公訴ヲ棄却スル決定

釋義 本條ハ豫審ノ取調ヲ終了シタル事件ニ付大審院ニ於テ爲スヘキ決定ヲ規定シタルモノナリ其ノ決定ハ大體ニ於テ豫審判事ノ爲ス豫審終結決定ト同一區別ニ從テモノニシテ其ノ決定ノ種類左ノ如シ而シテ大審院カ該決定ヲ爲スニハ檢事總長ノ意見ヲ聽カサルヘカラス。

第一、公判ヲ開始スル決定、是レ大審院カ豫審取調終了ノ記録ニ基キ調査ノ結果公判ニ付スルニ足ルヘキ犯罪ノ嫌疑アリト認メタルトキニ爲スヘキ決定ナリ。

第二、事件ヲ管轄權ヲ有スル裁判所ニ移送スル決定、是レ記録調査ノ結果犯罪ノ嫌疑アルコト明カナルモ大審院ノ特別權限ニ屬スル犯罪ニ非スシテ下級裁判所ノ管轄ニ屬スルモノト思料スルトキニ爲スヘキ決定ナリ此ノ場合ニハ管轄違ノ言渡ヲ爲サス又大審院ノ公判ニ付スルコトナク其ノ事件ニ付本來事物及土地ノ管轄權ヲ有スル區裁判所又ハ地方裁判所ヲ指定シ其ノ裁判所ニ移送スル決定ヲ爲スヘキモノトス。

第三、免訴ノ決定、是レ大審院カ記録調査ノ結果 (一)被告事件罪ト爲ラス (二)公判ニ付スル

ニ足ルヘキ犯罪ノ嫌疑ナキモノト思料スルトキ (三)確定判決ヲ經タルトキ (四)犯罪後ノ法令ニ因リ刑ノ廢止アリタルトキ (五)大赦アリタルトキ (六)時効完成シタルトキ及 (七)法令ニ於テ刑ヲ免除スルトキニ於テ言渡スヘキモノトス。

第四、公訴棄却ノ決定、是レ (一)被告人ニ對シ裁判權ヲ有セサルトキ (二)三一七條ノ規定ニ違反シテ公訴ヲ提起シタルトキ (三)公訴ノ取消ニ因リ公訴棄却ノ決定アリタル事件ニ付更ニ公訴ヲ提起シタルトキ (四)公訴ノ提起アリタル事件ニ付更ニ公訴ヲ提起シタルトキ (五)告訴又ハ請求ヲ待チテ受理スヘキ事件ニ付告訴又ハ請求ノ取消アリタルトキ (六)公訴ノ取消アリタルトキ (七)被告人死亡シタルトキ (八)公訴提起ノ手續其ノ規定ニ違反シタル爲無効ナルトキニ於テ言渡スヘキモノトス、普通ノ豫審終結ノ場合ニハ前叙ノ外 (イ)法人存續セサルニ至リタルトキ (ロ)第九條又ハ第十條ノ規定ニ依リ審判ヲ爲スヘカラサルトキニ於テモ公訴棄却ノ決定ヲ爲スヘキモノナルモ大審院ノ特別權限ニ屬スル事件ニ於テハ斯ル場合ヲ生スルコトナシ、公訴手續ノ規定ニ依リテハ

第四百八十四條 第二編ノ規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外大審院ノ特別權限ニ屬スル事件ニ付之ヲ準用ス

釋義 大審院ノ特別權限ニ屬スル訴訟手續ニ付テモ叙上ノ規準ニ反セサル限りハ總テ第一審ニ關スル一般ノ法規ニ依ラシムルヲ至當トス、故ニ本條ニ於テ其ノ趣旨ヲ明カニシ公訴豫審、公

判共本編ニ於テ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外第二編ノ規定ヲ準用スヘキコトトセリ。

第五編 再審

釋義 一 再審ハ確定判決ニ對シ一定ノ條件ニ該當スル著シキ事實上ノ誤認アル場合既ニ確定シタル判決ヲ覆シ更ニ新ナル審理判決ヲ求ムル救済方法ナリ、上訴ハ未タ確定セサル裁判ニ對シ其ノ裁判ノ更正ヲ求ムル救済方法ナルニ反シ再審ハ既ニ確定シタル判決ニ對シ其ノ裁判ノ更正ヲ求ムルニ在リ、故ニ此ノ點ニ於テ上訴トハ全然其ノ性質ヲ異ニス、從テ上訴ハ原審訴訟ノ繼續タルニ過キサルモ再審ハ前手續トハ全ク獨立シタル別個ノ手續ヲ爲スモノナリ、又再審ハ確定判決ニ對シ其ノ裁判ノ更正ヲ求ムル手續タル點ニ於テ非常上告ト其ノ性質ヲ同ウス、然レトモ非常上告ハ法令違反ヲ理由トシテ確定判決ノ更正ヲ求ムルニ反シ再審ハ事實ノ不當ヲ理由トシテ確定判決ノ更正ヲ求ムル點ニ於テ兩者其ノ性質ヲ異ニス。

二 判決確定スルトキハ之ヲ動カシ得サルヲ原則トス、而シテ判決ノ確定力ハ實ニ判決ノ威信ヲ保持セシムル上ニ於テ有力ナルモノトス、何ントナレハ若シ判決ニ確定力ナク後日容易ニ覆シ得ルモノト爲ストキハ判決ハ到底信頼スルニ由ナケレハナリ、然レトモ判決ノ確定力ヲシテ絶對的ノモノナラシメ後日顯著ナル誤謬ノ事實ヲ發見スルモ尙ホ之ヲ覆シ得スト爲ストキハ刑事訴訟ノ本來ノ目的タル實質的眞實發見主義ニ反スルコト甚大ト爲リ却テ法ノ威信ヲシ

ヲ失墜セシムルコトナキヲ保セス、故ニ判決ノ確定力ト實質的眞實發見トノ間ニ適當ノ調和ヲ圖ルノ要アリ、再審ハ實ニ其ノ調和ヲ圖ル爲ニ設ケタル制度ナリトス。

三 前叙ノ如ク再審制度ハ實質的眞實發見主義ノ要求ニ從ヒ確定判決ノ效力ニ例外ヲ認ムルモノナルカ該例外ヲ認ムル範圍ニ付テハ從來ノ法制一定セス、然レトモ之ヲ大別スルトキハ廣狹ノ二種ト爲スコトヲ得、一ハ被告人ノ利益ノ爲ノミニ再審制度ヲ認ムル主義ニシテ佛法系ノ採用スル所ニ係リ、一ハ被告人ノ利益ノ爲ノミナラス被告人ノ不利益ノ爲ニモ亦再審制度ヲ認ムル主義ニシテ獨法系ノ採用スル所ニ係ルモノトス、舊法ニ於テハ前者ノ主義ヲ採用シタルモ(舊刑訴三〇一條)本法ハ後者ノ主義ヲ採用セリ。

四 再審ノ範圍ヲ定ムルニ二主義ノ法制アルコト前項説明ノ如シ更ニ再審ノ審理手續ニ關シテモ二個ノ法制アリ一ハ確定判決ヲ爲シタル原裁判所ヲシテ再審ノ請求ニ付テノ審判及事件ニ付テノ再審ノ審判ヲ共ニ爲サシムル主義ニシテ獨法系ノ採用スル所ニ係リ一ハ再審ノ請求ニ付テノ審判ト事件ニ付テノ再審ノ審判トヲ區別シ再審ノ請求ニ付テノ審判ハ上告裁判所ノ權限ニ屬セシメ事件ニ付テノ再審ノ審判ハ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ヲシテ爲サシムル主義ニシテ佛法系ノ採用スル所ニ係ルモノトス舊法ハ後ノ主義ニ從ヒシカ舊刑訴三〇四條以下)本法ハ前ノ主義ニ從ヒタルモノトス。

第四百八十五條 再審ノ請求ハ左ノ場合ニ於テ有罪ノ言渡ヲ爲シタル確定判決ニ對シテ其ノ言渡

ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

- 一 原判決ノ憑據ト爲リタル證據書類又ハ證據物確定判決ニ因リ偽造又ハ變造ナリシコト證明セラレタルトキ
- 二 原判決ノ憑據ト爲リタル證書、鑑定、通譯又ハ翻譯確定判決ニ因リ虛偽ナリシコト證明セラレタルトキ
- 三 有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ヲ誣告シタル罪確定判決ニ因リ證明セラレタルトキ但シ誣告ニ因リ有罪ノ言渡ヲ受ケタルトキニ限ル
- 四 原判決ノ憑據ト爲リタル通常裁判所又ハ特別裁判所ノ裁判確定裁判ニ因リ變更セラレタルトキ
- 五 特許權、實用新案權、意匠權又ハ商標權ヲ害シタル罪ニ因リ有罪ノ言渡ヲ爲シタル事件ニ付其ノ權利ノ無効ノ審決確定シタルトキ又ハ無効ノ判決アリタルトキ
- 六 有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ニ對シテ無罪若ハ免訴ヲ言渡シ、刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ對シテ刑ノ免除ヲ言渡シ又ハ原判決ニ於テ認メタル罪ヨリ輕キ罪ヲ認ムヘキ明確ナル證據ヲ新ニ發見シタルトキ
- 七 原判決若ハ前審ノ判決若ハ其ノ判決ノ基礎ト爲リタル取調ニ關與シタル判事、檢事終結決

定若ハ其ノ基礎ト爲リタル取調ニ關與シタル判事、公訴ノ提起若ハ其ノ基礎ト爲リタル捜査ニ關與シタル檢事、又ハ第二百五十五條ノ規定ニ依リ公訴提起ノ基礎ト爲リタル處分ヲ爲シタル判事被告事件ニ付職務ニ關スル罪ヲ犯シタルコト確定判決ニ因リ證明セラレタルトキ但シ原判決ヲ爲ス前判事又ハ檢事ニ對シテ公訴ノ提起アリタル場合ニ於テハ原判決ヲ爲シタル裁判所其ノ事實ヲ知ラサリシトキニ限ル

字解 確定判決(三一四條字解參照) 證據書類、證據物(三二四條字解參照)

偽造 トハ證據書類又ハ證據物ニ付作成ノ權限若ハ權利ナキ者カ作成者ノ名義ヲ僞リテ作成スルヲ謂フ。

變造 トハ既存ノ證據書類又ハ證據物ニ付之カ増減變更ヲ爲ス權限若ハ權利ナキ者カ擅ニ之ヲ増減變更ヲ爲スヲ謂フ。

誣告シタル罪 トハ人ヲシテ刑事又ハ懲戒ノ處分ヲ受ケシムル目的ヲ以テ虛偽ノ申告ヲ當該官署ニ對シテ爲ス罪ヲ謂フモノニシテ、本條ノ誣告罪ハ刑事ノ處分ヲ受ケシムル目的ヲ以テ虛偽ノ申告ヲ爲シタル場合ノミニ關係スルモノトス。

釋義 一 再審ニハ被告人ノ利益ノ爲ニ爲スモノト然ラサルモノトアリ、本條ハ被告人ノ利益ノ爲ニ爲ス再審ノ條件ヲ規定シタルモノナリ、被告人ノ利益ノ爲ニ爲ス再審ノ請求ニハ左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス。

第一、有罪ノ言渡ヲ爲シタル確定判決ナルコトヲ要ス、故ニ

(一) 其ノ判決ハ有罪ノ判決ナルコトヲ要ス、有罪判決トハ廣ク犯罪事實ヲ認定シタル判決ヲ謂フ、故ニ刑ノ言渡ヲ爲シタル判決ハ勿論刑ノ免除ノ判決モ共ニ包含ス、舊法ニ於テハ刑

ノ言渡ノ判決ノミニ付再審ヲ許シタルトモ舊刑訴三〇一條本條ハ廣ク有罪ノ判決ト爲シ其ノ範圍ヲ擴張セリ。

(二) 其ノ判決ハ確定判決ナルコトヲ要ス、再審ハ確定判決ニ對シ原判決ヲ更正スル救濟方法ナルヲ以テ其ノ判決ノ確定シタルコトヲ要スルヤ論ヲ俟タス、本法ニ於テハ未確定ノ判決ニ對シテモ再審ノ請求ヲ爲シ得ヘキ場合ニ該ル事由アルトキハ上告ノ理由ト爲スコトヲ許シタルモ(四一三條)是レ再審ト同一條件ノ下ニ上告ヲ許シタルニ過キスシテ未確定ノ判決ニ對シテ再審ヲ許シタルモノニ非ス、但シ確定判決ナル以上ハ其ノ判決ハ第一審ニ於テ確定シタルモノタルト第二審ニ於テ確定シタルモノタルト將又上告審ニ於テ破毀自判ヲ爲シタルモノタルトハ之ヲ問ハサルナリ。

第二、被告人ノ利益ノ爲ニ爲スコトヲ要ス、被告人ノ利益ノ爲ナル以上ハ其ノ利益ノ如何ハ之ヲ問ハサルナリ、故ニ有罪ノ判決ニ對シ無罪又ハ免訴ヲ求ムル場合ハ勿論刑ノ減輕ヲ求ムル場合モ包含スヘク又主刑ノミナラス附加刑ニ關シテ之カ輕減ヲ求ムル場合モ本號ニ包含スヘシ。

第三、法定ノ原因アルコトヲ要ス、再審ヲ許スヘキ事由ハ法律ニ於テ明定シタル場合ニ限ル

モノニシテ法定以外ノ事由ニ依リテハ絕對ニ再審ヲ許ササルモノトス、法定ノ原因ニ付テハ次項ニ於テ説明スヘシ。

一 被告人ノ利益ノ爲ニスル再審ハ左ノ事由ノ一ニ該當スルコトヲ要ス、

第一、原判決ノ證據ト爲リタル證據書類又ハ證據物確定判決ニ因リ偽造又ハ變造ナリシコト證明セラレタルトキ、原判決トハ再審ノ請求ニ因リ其ノ效力ヲ覆サントスル確定判決ヲ謂フモノニシテ本號ノ事由ニ該當スルニハ該判決ノ證據ト爲リタル證據書類又ハ證據物中ニ偽造又ハ變造アリタルコトヲ要ス、故ニ假令證據書類又ハ證據物中ニ偽造又ハ變造アリタリトスルモ原判決ノ證據ト爲ラサルモノハ再審ノ理由ト爲ヌヲ得ヌ又該書類又ハ物件ハ偽造變造ノ事實アリトスルモ其ノ事實ハ更ニ確定判決ニ因リテ之カ證明ヲ爲ササルヘカラス、但シ確定判決ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ事實ヲ證明シテ再審ノ事由ト爲スコトヲ得、(四八九條)

第二、原判決ノ證據ト爲リタル證言、鑑定、通事又ハ翻譯カ確定判決ニ因リ虛偽ナリト證明セラレタルトキ、本號ノ事由モ原判決ノ證據ト爲リタルモノニ限り、且其ノ證明ハ確定判決ニ因リテ爲ヌヘキコトヲ要スルハ第一ノ場合ト同様ナリ。

第三、有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ヲ誣告シタル罪、確定判決ニ因リ證明セラレタルトキ、該罪モ確定判決ニ因リ證明セサルヘカラス、且誣告罪カ再審ノ事由ト爲ルニハ被告人カ誣告罪ニ原

因シテ有罪ノ言渡ヲ受ケタルトキニ限ルモノトス。

第四、原判決ノ證據ト爲リタル通常裁判所又ハ特別裁判所ノ裁判確定裁判ニ因リ變更セラレタルトキ、原判決ノ證據ト爲リタル裁判ハ裁判所ノ裁判ナル以上ハ通常裁判所ノ裁判タルト特別裁判所ノ裁判タルトヲ問ハス、又裁判ノ種類モ判決タルト決定タルトハ之ヲ論セス、其ノ他其ノ裁判カ創設的裁判タルト然ラサルモノタルト又民事若ハ刑事タルト其ノ他ノ裁判タルトハ敢テ之ヲ問ハサルナリ、舊法ニ於テハ民事判決ノミニ局限セシモ(舊刑訴三〇一條六號)狭キニ失スルヲ以テ之カ擴張ヲ爲シタリ。

第五、特許權、實用新案權、意匠權又ハ商標權ヲ害シタル罪ニ因リ有罪ノ言渡ヲ爲シタル事件ニ付其ノ權利ノ無効ノ審判確定シタルトキ又ハ無効ノ判決アリタルトキ、特許權等ヲ害シタル罪ニ因リ有罪ノ判決ヲ受ケタルハ其ノ特許權等カ有效ニ存在スルコトヲ前提ト爲スモノナルヲ以テ其ノ前提タル特許權等ノ權利カ無効ナルコト確定シタル以上ハ當然犯罪ノ成立ヲ阻却スヘキニ付第四號ノ場合ト同様ニ再審ノ事由ト爲ヌヲ相當トス、是レ本號ノ規定ヲ設ケタル所以ナリ、特許權等カ特許局ニ於テ一旦登録ヲ受ケ其ノ效力ヲ發生スルモ法定ノ原因存スルトキハ審決又ハ判決ニ因リ無効ニ歸セシムルコトヲ得ルモノニシテ此等ノ審決又ハ判決ヲ受ケタルトキハ該權利ハ最初ヨリ存在セザリシモノト看做サルヘシ、而シテ該登録ノ無効カ特許局ノ審判ニ因リ裁判セララルトキハ審決ノ方式ニ依リテ爲サルモノニシテ特許

局ノ審決ニ對シ更ニ不服ヲ唱ヘ大審院ニ出訴シタルトキハ其ノ裁判ハ判決ノ方式ニ因リテ爲サルルモノトス(特許法五七條八四條八五條一〇九條)一二五條實用新案法一六條二二條二三條二五條二六條意匠法一七條二二條二四條二五條商標法一六條二二條二三條二四條)

第六 (一) 有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ニ對シテ無罪若ハ免訴ヲ言渡シ (二) 刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ對シテ刑ノ免除ヲ言渡シ又ハ (三) 原判決ニ於テ認メタル罪ヨリ輕キ罪ヲ認ムヘキ明確ナル證據ヲ新ニ發見シタルトキ、舊法ニ於テハ (イ) 殺人罪ニ付被害者カ犯罪ノ後尙ホ生存シ又ハ犯罪前ニ死亡シタル確證アルトキ (ロ) 同一事件ニ付共犯ニ非スシテ別ニ刑ノ言渡ヲ受ケタルモノアリタルトキ及 (ハ) 犯罪アル以前ニ作リタル公正證書ヲ以テ當時其ノ場所ニ在ラサルコトヲ證明シタルトキニ限リ本號ニ該當スル場合ノ再審ノ事由ヲ許容セシモ(舊刑訴三〇一條一號乃至三號) (イ) 號ノ場合ノ犯罪ヲ殺人罪ニ限定シ又 (ハ) 號ノ場合ノ證據方法ヲ犯罪以前ニ作リタル公正證書ノミニニ限定スルハ狹隘ニ失スルノミナラス刑ノ免除ノ事由及原判決ニ認メタル罪ニ處スヘキ罪ヨリ輕キ罪ニ處スヘキ明確ナル證據ヲ發見シタルトキニ於テモ再審ヲ許スヲ至當ト認メ本法ニ於テハ受刑者ノ利益ト爲ルヘキ明確ナル新證據アルトキハ其ノ犯罪ノ種類及ヒ證據ノ方法ニ制限ナク廣ク再審ノ理由ト爲スコトヲ許容シ大ニ救済ノ途ヲ擴張シタリ。

第七 事件ニ關與シタル判事又ハ檢事カ被告事件ニ付職務ニ關スル罪ヲ犯シタルコト確定判

決ニ因リ證明セラレタルトキ、從テ本號ノ再審ノ事由ト爲ルニハ更ニ次ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス。

- (一) 事件ニ關與シタル判檢事カ職務ニ關スル罪ヲ犯シタルコトヲ要ス、職務ニ關スル犯罪トハ判檢事カ事件ニ關シテ演職罪ヲ犯シタル場合ニシテ例ヘハ判檢事カ事件ニ關シテ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタル如キ(刑法一九七條)又ハ判檢事カ被告事件ノ取調ヲ爲スニ當リ暴行又ハ凌虐ノ行爲ヲ爲シタル如キ(刑法一九五條)場合ヲ謂フ。
- (二) 判檢事ノ犯シタル右演職罪ハ確定判決ニ因リ證明セラレタルコトヲ要ス、是レ再審ノ濫用ヲ防止センカ爲該演職罪ハ確定判決ニ因リ確的ニ證明セラルルコトヲ要件ト爲シタルモノナリ、但シ演職罪ノ證據確實ナルニ拘ラス確定判決ヲ得ルコト能ハサルトキハ其事實ヲ證明シテ再審ノ理由ト爲スコトヲ得ヘシ(四八九條)
- (三) 被告事件ニ付職務ニ關スル演職罪ヲ犯シタル判檢事ハ該事件又ハ捜査ニ關與シタル判檢事ナルコトヲ要ス、本號ハ關與ノ範圍ニ付テハ一定ノ制限ヲ附シ次ノ各號ノ一ニ該當スル判檢事タルコトヲ要スルコトトセリ。
 - (イ) 原判決若ハ前審ノ判決又ハ其ノ判決ノ基礎ト爲リタル取調ニ關與シタル判事タルコト、原判決トハ再審ノ請求ニ依リ確定力ヲ減却セントスル判決ヲ謂フ、斯ル基本タル判決ニ關與シタル判事ニ演職罪アルコト確實ト爲リタルトキハ其ノ判決ノ正確ヲ疑フニ

是ルヘキヤ論ヲ俟タス故ニ此ノ場合ハ再審事由ノ顯著ナルモノトス、前審ノ判決トハ再審ノ請求ニ依リ確定力ヲ滅却セントスル判決ヲ爲シタル裁判所ノ前審ニ於テ爲シタル判決ヲ謂フ、即チ再審ヲ請求セラレル判決カ第二審ノ判決ナルトキハ第一審判決ハ前審ノ判決ニシテ上告審ノ破毀自判ニ對シテ再審ヲ請求スル場合ニ於テハ第一審判決竝第二審判決ハ共ニ前審判決ナリトス、前審判決ハ直接原判決ノ基礎ト爲ルモノニ非サルモ原判決ノ取調ノ材料ト爲ルモノナルニ付前審判決ニ關與シタル判事ニ瀆職罪ニ因ル不正行爲アリ其ノ判決ニ瑕疵アルトキハ延イテ原判決ノ威信ニモ關係ヲ及ホスコト大ナルヲ以テ再審ノ事由ノ一ト爲シタルナリ、判決ノ基礎ト爲リタル取調ニ關與ストハ直接判決ニ關與セサルモ裁判長又ハ部員トシテ若ハ受命判事又ハ受託判事トシテ證據ノ取調ヲ爲シタル場合其ノ取調ヲ爲シタル事項カ原判決又ハ前審判決ノ基礎タル材料ト爲リタル場合ヲ謂フ、此ノ場合ニ於テモ之カ取調ニ關與シタル判事ノ瀆職行爲カ直接又ハ間接ニ原判決ノ威信ニ影響スル所大ナルヲ以テ前二者ノ場合ト同様ニ再審ノ事由ト爲シタルナリ。

(ロ) 豫審終結決定若ハ其ノ基礎ト爲リタル取調ニ關與シタル判事タルコト、豫審終結決定及其ノ基礎ト爲リタル取調ノ如キモ被告事件ノ基礎ヲ爲シ原判決ノ材料ト爲ルモノナルニ付其ノ判事ノ瀆職行爲ハ延イテ原判決ノ威信ニ影響ヲ及ホスコト大ナルヲ以テ

此ノ場合ヲモ前號ト同様ニ再審ノ事由ト爲シタルナリ。

(ハ) 公訴ノ提起若ハ其ノ基礎ト爲リタル捜査ニ關與シタル檢事タルコト

(ニ) 第二百五十五條ノ規定ニ依リ公訴提起ノ基礎ト爲リタル處分ヲ爲シタル判事タルコト

以上(ハ)(ニ)ノ場合モ(ロ)ノ場合ト同シク此ノ判檢事ハ直接公判ノ審理ニ關與セサルモ審判ノ材料ヲ供給スルモノニシテ被告事件ノ基礎ヲ爲スモノナルニ付其ノ判檢事ノ瀆職行爲ニ關シテモ再審ノ事由ト爲シタルナリ。

三 事件ニ關與シタル判檢事カ瀆職罪ヲ犯シタルトキ再審ノ事由ヲ爲スコト前項第七ニ於テ説明セル所ナリ、然レトモ原判決ヲ爲ス前其ノ判事又ハ檢事ニ對シテ公訴ノ提起アリタル場合ニ於テハ原判決ヲ爲シタル裁判所ニ於テ其ノ瀆職ノ事實ヲ認知シ其ノ瀆職行爲ノ及ホス範圍ヲ斟酌シテ審理判決ヲ爲スコト多カルヘシ、斯ノ如ク原判決ヲ爲シタル裁判所ニ於テ其ノ事實ヲ斟酌シテ裁判ヲ爲シタル以上ハ更ニ該事由ヲ原因トシテ再審ヲ許ス必要毫モ存セサルナリ、故ニ前項第七ノ場合ノ再審事由ニハ一ノ例外ヲ設ケ原判決ヲ爲ス前其ノ判檢事ニ對シテ公訴ノ提起アリタル場合ニ於テハ原判決ヲ爲シタル裁判所其ノ事實ヲ知ラサルトキニ限定セリ。

第四百八十六條 再審ノ請求ハ左ノ場合ニ於テ有罪ノ言渡ヲ爲スヘキ事件ニ付無罪若ハ免訴ノ言渡ヲ爲シタル確定判決、刑ノ言渡ヲ爲スヘキ事件ニ付刑ノ免除ノ言渡ヲ爲シタル確定判決、相

當ノ罪ヨリ輕キ罪ニ付有罪ノ言渡ヲ爲シタル確定判決又ハ不法ニ公訴ヲ棄却シタル確定判決ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得

- 一 前條第一號、第二號、第四號又ハ第七號ニ規定スル原由アルトキ
- 二 死刑又ハ無期若ハ短期一年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル罪ヲ犯シタル者無罪又ハ相當ノ罪ヨリ輕キ罪ニ付有罪ノ言渡ヲ受ケタル後裁判上又ハ裁判外ニ於テ其ノ事實ヲ陳述シタルトキ
- 三 死刑又ハ無期若ハ短期一年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル罪ヲ犯シタル者刑ノ免除若ハ免訴又ハ公訴棄却ノ言渡ヲ受ケタル後裁判上又ハ裁判外ニ於テ其ノ原由ナカリシコトヲ陳述シタルトキ

釋義 一 本條ハ被告人ノ不利益ノ爲ニ爲ス再審ノ條件ヲ規定シタルモノナリ被告人ノ不利益ノ爲ニ爲ス再審ニハ左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス。

- 第一、再審ノ原因ヲ爲ス判決ハ (一)無罪 (二)免訴 (三)刑ノ免除 (四)公訴棄却ヲ言渡シタル確定判決ナルカ若ハ (五)相當ノ罪ヨリ輕キ罪ニ付有罪ノ言渡ヲ爲シタル確定判決ナルコトヲ要ス、而シテ (一)ノ場合ニ付テハ有罪ノ言渡ヲ爲スヘキ事件ニ付無罪若ハ免訴ノ言渡ヲ爲シタルコト (三)ノ場合ハ刑ノ言渡ヲ爲スヘキ事件ニ付刑ノ免除ヲ言渡シタルコト (四)ノ場合ニハ公訴棄却ヲ不法ニ言渡シタル場合ナルコトノ條件ヲ要スルモノトス、故ニ本件ノ再審ノ原由ヲ爲スニハ原判決ノ主文ニ直接不利益ノ影響ヲ及ホスヘキ事由存スル場合ナラサルヘカラ

ス、從テ單ニ無罪、免訴、刑ノ免除若ハ公訴棄却ヲ言渡シタル理由ニ缺點存スルモ結局他ノ事由ニ因リテ無罪、免訴、刑ノ免除若ハ公訴棄却ノ判決ヲ言渡スヘキ場合ニ該當スルニ於テハ特ニ確定判決ヲ更正スヘキ實益ナキヲ以テ再審ヲ許容セサルモノトス、此ノ場合ニ於テモ確定判決ナル以上ハ其ノ判決ハ第一審ニ於テ確定シタルト第二審ニ於テ確定シタルト將又上告審ニ於ケル破毀自判ノ判決タルトハ之ヲ問ハサルナリ。

第二、法定ノ原因アルコトヲ要ス、被告人ノ不利益ノ爲ニ爲ス再審ニ付テモ其ノ原因ハ法律ニ於テ豫メ一定シ他ノ事由ニ依リテハ絕對ニ再審ヲ爲スコトヲ許容セス、其ノ原因ニ付テハ次項ニ説明スヘシ。

二 被告人ノ不利益ノ爲ニ爲ス再審ノ原由ヲ爲スモノ左ノ如シ、

- 第一、前條第一號、第二號、第四號又ハ第七號ニ規定スル原由アルトキ、即チ (一)原判決ノ憑據ト爲リタル證據書類又ハ證據物ノ偽造又ハ變造ナリシコト (二)原判決ノ憑據ト爲シタル證言、鑑定、通譯又ハ翻譯ノ虛偽ナリシコト確定判決ニ因リ證明セラレタルトキ (三)原判決ノ憑據ト爲リタル裁判力確定裁判ニ由リ變更セラレタルトキ並 (四)事件ニ關與シタル判事又ハ檢事職務上ノ罪ヲ犯シタルコト確定判決ニ因リ證明セラレタルトキノ四場合ニシテ該場合ニ付テハ前條ニ於テ既ニ説明シタルニ付之ヲ參照スヘシ。
- 第二、死刑又ハ無期若ハ短期一年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル罪ヲ犯シタル者無罪又ハ相當ノ

罪ヨリ輕キ罪ニ付有罪ノ言渡ヲ受ケタル後裁判上又ハ裁判外ニ於テ其ノ事實ヲ陳述シタルトキ、判決ノ威信ヲ保持スル上ニ於テ確定判決ハ之ヲ尊重シ容易ニ覆スヘキモノニ非ス、再審判決ハ公益ノ必要上實質的眞實發見主義ノ調和ヲ圖ル爲特ニ設ケタル制度ナリトス、故ニ其ノ許容ノ範圍ハ公益ノ必要上止ムヲ得サル程度ニ止メ徒ニ之カ擴張ヲ爲スヘキモノニ非ス、殊ニ被告人ノ不利ノ爲ニ確定判決ノ效力ヲ動カス場合ハ被告人ノ利益ノ爲ニ確定判決ノ效力ヲ動カス場合ニ比シ一層慎重ノ考慮ヲ要スルモノトス、故ニ本法ハ被告人ノ不利益ノ爲ニモ再審ヲ許容シタルモ第一號ニ該當セサル場合ニ於テ再審ヲ許スニ付テハ被告人ノ犯シタル罪ハ死刑無期又ハ短期一年以上ノ自由刑ニ該ル罪ニ限り其ノ他ノ場合ニ付テハ再審ヲ爲スコトヲ許容セス、蓋スル重キ罪ニ付故ナク犯人ヲ放置スルハ公益ヲ害スルコト多大ナルモ輕微ノ罪ニ付テハ公益ヲ侵害スルコト甚シカラサレハナリ該ル罪トハ法定刑ヲ指スモノニシテ言渡スヘキ刑ニ非サルコトハ前既ニ説明セル所ナリ、又本號ノ場合ニ於ケル證明方法ニ付テハ單ニ被告人ノ裁判上又ハ裁判外ノ自白ノミヲ許容シ其ノ他ノ證明方法ハ之ヲ許サス、是レ犯人カ裁判上又ハ裁判外ニ於テ其ノ罪ヲ眞實ニ自白シ原判決ノ誤謬ナルコト顯著ト爲リタルニ拘ラス仍ホ之ヲ放置スルハ裁判ノ威信ヲ害シ延イテ公益ニ及ホス害モ尠カラサルヘキヲ以テ再審ヲ許容スルハ公益上洵ニ必要ナリト雖原判決ニ於テ一旦確定シタル被告人ノ地位ヲ被告人ノ否認ニ拘ラス證據ニ因リ容易ニ覆スカ如キハ被告人ニ採リテ酷ニ失ス

ルノミナラス、被告人ノ地位ヲ永ク不安ノ狀態ニ置ク嫌ヒアリ至當ノ處置ニ非サレハナリ、

第三、死刑又ハ無期若ハ短期一年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル罪ヲ犯シタル者 (一) 刑ノ免除若

ハ (二) 免訴又ハ (三) 公訴棄却ノ言渡ヲ受ケタル後裁判上又ハ裁判外ニ於テ其ノ原由ナカリ

シコトヲ陳述シタルトキ、此ノ場合ニ付テモ被告人ノ犯シタル罪ノ種類及證明スヘキ證據

ニ一定ノ制限ヲ設ケタル趣旨前號説明スル所ト同様ナルヲ以テ参照スヘシ。

第四百八十七條 再審ノ請求ハ左ノ場合ニ於テ控訴ヲ棄却シタル確定判決ニ對シテ之ヲ爲スコト

ヲ得

一 第四百八十五條第一號又ハ第二號ニ規定スル原由アルトキ

二 原判決又ハ其ノ基礎ト爲リタル取調ニ關與シタル判事ニ付第四百八十五條第七號ニ規定スル原由アルトキ

第一審ノ確定判決ニ對シテ再審ノ請求ヲ爲シタル事件ニ付再審ノ判決アリタル後ハ控訴棄却ノ

判決ニ對シテ再審ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

釋義 一 本條ハ控訴ヲ棄却シタル確定判決ニ對シ再審ノ請求ヲ爲シ得ル場合ヲ規定シタルモノナリ、再審ノ制度ハ實質的眞實發見主義ノ要求ニ從ヒ確定判決ノ效力ニ對シテ例外ヲ設ケ事實認定ノ不當ヲ理由トシテ判決ノ確定力ヲ覆シ更ニ正當ナル判決ヲ受クルヲ目的ト爲スモノナルカ故ニ事件ニ付事實上ノ裁判ヲ爲シタル第一審判決第二審判決及上告ノ破毀自判ノ確

定判決ニ對シテ再審ノ請求ヲ爲シ得ルハ當然ナリ、控訴棄却ノ判決ハ控訴ノ申立法律上ノ方式ニ違反シ又ハ控訴權消滅後ニ係ルトキ爲スヘキモノニシテ(四〇〇條)其レ自體事件ニ付事實判斷ヲ爲シタルモノニ非スト雖控訴棄却ノ判決確定ノ結果ハ第一審判決モ共ニ確定スルニ至ルヘシ、故ニ控訴棄却ノ判決ノ效力ハ延イテ事實ノ判斷ヲ爲シタル第一審判決ノ效力ニ影響ヲ及ホスヲ以テ控訴裁判所ニ於テ控訴棄却ノ判決ヲ下スニ當リ訴訟手續上ノ取調ニ著シキ誤認アル場合ニ於テハ控訴棄却ノ確定判決ノ效力ヲ覆ヘシ同時ニ第一審判決ノ效力ヲ復活セシメ更ニ控訴裁判所ニ於テ事實ノ審判ヲ爲サシムルヲ相當トス、故ニ本條ニ於テ一定ノ場合ニ限り控訴棄却ノ確定判決ニ對シテモ再審ヲ許スコトト爲シタリ。

二 控訴棄却ノ確定判決ニ對シテ再審ノ請求ヲ爲シ得ルニハ左ノ條件ノ一ニ該當スルコトヲ要ス。

第一、第四百八十五條第一號又ハ第二號ニ規定スル原由アルトキ、即チ控訴裁判所カ控訴ノ適否ヲ審判スル爲メ訴訟上取調ヲ爲シ之ヲ證據トシテ違式ノ事實ヲ認定シ控訴棄却ノ判決ヲ爲シタル場合、(一)其ノ判決ノ證據ト爲リタル證據書類又ハ證據物中ニ偽造又ハ變造ノモノアリシコト及 (二)其ノ判決ノ證據ト爲リタル證言、鑑定、通譯又ハ翻譯中ニ虛偽ノモノアリシコトカ何レモ確定判決ニ因リテ證明セラルルコトヲ要スルモノトス。

第二、原判決又ハ其ノ基礎ト爲リタル取調ニ關與シタル判事ニ付第四百八十五條第七號ニ規

定スル原由アルトキ、事實ノ裁判ヲ爲シタル場合ノ判決ニ對シテハ廣ク事件ニ關シ判檢事カ濫職行爲ヲ行ヒタル場合ヲ再審ノ原因ト爲シタルトモ控訴棄却ノ判決ニ付テハ前叙ノ如ク單ニ違式ヲ理由トシテ判決ヲ下スモノニシテ犯罪事實ノ内容ノ如何ハ毫モ斟酌スル所ナキヲ以テ假令犯罪事實ノ取調ニ關シ判檢事ニ濫職行爲ノ事實アリトスルモ控訴棄却ノ判決ニ關シテハ毫モ其ノ影響存セス、故ニ本號ノ再審ニ付テハ控訴棄却ヲ爲シタル判事又ハ其ノ判決ノ基礎ト爲リタル取調ニ關與シタル判事ノ濫職ノ場合ニ限り再審ノ原因ト爲シタルナリ。

三 控訴棄却ノ判決確定スルトキハ之ニ因リテ第一審判決モ當然確定スルニ至ルモノトス、故ニ此ノ場合ニ於テハ本條ニ依リテ控訴棄却ノ確定判決ニ對シ再審ノ請求ヲ爲シ得ルト同時ニ前二條ノ規定ニ從ヒ第一審ノ確定判決ニ對シテモ再審ノ請求ヲ爲シ得ヘキヤ論ヲ俟タス、然レトモ第一審ノ確定判決ニ對シテ爲シタル再審ノ請求ニシテ再審ノ理由アルモノトシ再審開始ノ決定ヲ受ケ進ンテ再審ノ判決ヲ受ケタル場合ハ之ニ因リ第一審ノ確定判決ハ當然其ノ效力ヲ失フニ至ルヲ以テ更ニ控訴棄却ノ確定判決ニ對シ再審ヲ求ムルハ何等實益ナキ無用ノ手續ナリト謂ハサルヘカラス、故ニ本條末項ニ於テ斯ル場合ニ於テハ控訴棄却ノ判決ニ對シテハ再審ノ請求ヲ爲シ得サルコトトセリ。

第四百八十八條 再審ノ請求ハ左ノ場合ニ於テ上告ヲ棄却シタル判決ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得

一、第四百三十五條ノ規定ニ依リ取調ヘタル事實ニ付第四百八十五條第一號又ハ第二號ニ規定スル原由アルトキ

二、原判決又ハ其ノ基礎ト爲リタル取調ニ關與シタル判事ニ付第四百八十五條第七號ニ規定スル原由アルトキ

第一審又ハ第二審ノ確定判決ニ對シテ再審ノ請求ヲ爲シタル事件ニ付再審ノ判決アリタル後ハ上告棄却ノ判決ニ對シテ再審ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

釋義 一、本條ハ上告棄却ノ判決ニ對シ再審ノ請求ヲ爲シ得ル場合ヲ規定シタルモノナリ、上告棄却ノ判決ハ (一)上告ノ申立法律上ノ方式ニ違反シ又ハ上告權消滅後ニ爲シタルモノナル場合(四四五條)及 (二)内容ヲ審査シ上告ヲ理由ナシト爲ス場合(四四六條)ニ於テ爲スヘキモノニシテ破毀自判ノ判決ト異リ直接ニ事件ニ付事實ノ判決ヲ下スモノニ非ス、然レトモ上告棄却ノ判決アリタルトキハ之ニ因リ事實ノ判決ヲ爲シタル第二審判決又ハ第一審判決モ同時ニ確定スルニ至ルヲ以テ上告棄却ノ判決ニ對シテモ一定ノ條件ノ下ニ再審ノ請求ヲ許容シ上告棄却ノ判決ヲ覆スト同時ニ前審判決ヲ復活セシムルヲ至當トス、是レ本條ノ設ケアル所以ナリ。
二、上告棄却ノ判決ニ對シ再審ノ請求ヲ爲シ得ルニハ左ノ條件ノ一ニ該當スルヲ要ス。
第一、第四百三十五條ノ規定ニ依リ取調ヘタル事實ニ付第四百八十五條第一號又ハ第二號ニ規定スル原由アルトキ、上告裁判所ハ (一)裁判所ノ管轄 (二)公訴ノ受理 (三)訴訟手續及

(四)再審ノ請求ヲ爲ス事由ニ關シテハ事實ノ取調ヲ爲スコトヲ得ヘシ、上告裁判所カ斯ル取調ヲ爲シタル場合其ノ取調ニ關シ四八五條一號、二號ノ事實存スルトキハ本號ニ該當スルモノトス、上告ヲ不適法トシテ棄却スル判決ニ對シ再審ヲ請求スル場合ハ訴訟手續ニ關シ取調ヲ爲シタル場合ニ存スヘク上告ノ内容ヲ審査シテ上告ヲ理由ナシトシテ棄却スル判決ニ對シ再審ヲ請求スル場合ハ訴訟手續ニ關シ取調ヲ爲シタル場合ト其ノ他ノ事項ニ關シ事實ノ取調ヲ爲シタル場合トニ存スヘシ。

第二、原判決又ハ其ノ基礎ト爲リタル取調ニ關與シタル判事ニ付第四百八十五條第七號ニ規定スル原由アルトキ、前叙ノ如ク上告棄却ノ判決ハ犯罪事實ニ關シ直接判決ヲ下スモノニ非サルヲ以テ犯罪事實ノ取調ヲ爲シタル判事ニ瀆職ノ事實アリトスルモ上告棄却ノ判決ニハ毫モ其ノ影響アルコトナシ、故ニ控訴棄却ノ判決ニ對スル再審ノ場合ト同シク上告棄却ヲ爲シタル判事又ハ其ノ判決ノ基礎ト爲リタル取調ニ關與シタル判事ニ付瀆職罪アリタル場合ニ限り再審ノ事由ト爲シタルナリ。

三、控訴棄却ノ確定判決ノ場合ト同シク上告棄却ノ判決ニ因リ第一審又ハ第二審判決ハ之ト同時ニ確定スルニ至ルヲ以テ上告棄却ノ判決ニ對シテ再審ノ請求ヲ爲シ得ル外第一審又ハ第二審ノ確定判決ニ對シテモ再審ノ請求ヲ爲シ得ルモノトス、此ノ場合第一審又ハ第二審ノ確定判決ニ對シテ爲シタル再審ノ事由カ理由アルモノトシテ認メラレ進ンテ再審ノ判決ヲ受ケ

タル場合ハ第一審又ハ第二審ノ確定判決ハ之ニ因リ當然其ノ效力ヲ滅却シ更ニ上告棄却ノ判決ニ對シテ再審ヲ許スモ何等ノ實益ナキニ至ルヲ以テ斯ル場合ニ付テハ上告棄却ノ判決ニ對シテハ再審ノ請求ヲ爲シ得サルコトトセリ。

第四百八十九條 第四百八十五條乃至前條ノ規定ニ從ヒ確定判決ニ因リ犯罪ノ證明セラレタルコトヲ再審ノ理由ト爲スヘキ場合ニ於テ其ノ確定判決ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ事實ヲ證明シテ再審ノ請求ヲ爲スコトヲ得但シ證據ナキノ理由ニ因リ確定判決ヲ得ルコト能ハサルトキハ此ノ限ニ在ラス

釋義 本條ハ確定判決ヲ得ルコト能ハサルトキ其ノ事實ヲ證明シテ再審ノ請求ヲ爲シ得ルコトヲ規定シタルモノナリ再審ノ理由ハ證明セサルヘカラス而シテ四八五條乃至四八八條ノ規定ニ依レハ (一)證據書類又ハ證據物ノ偽造若ハ變造 (二)虛偽ノ證言鑑定通譯又ハ翻譯 (三)誣告罪及 (四)事件ニ關與シタル判事ノ濫職罪ヲ原因トシテ再審ノ請求ヲ爲ス場合又ハ其ノ原因タル事實ハ確定判決ニ因リ證明セサルヘカラス是レ主トシテ再審ノ濫訴ヲ防止スルニ出テタルモノトス然レトモ專案ニ依リテハ犯罪ノ證據十分ナルニ拘ラス公訴ノ實行ヲ爲シ得サル場合アリ例ヘハ被告人ノ死亡被告人ノ逃走又ハ時効ノ完成ノ場合ノ如シ又犯罪ノ證據十分ナルモ特別ノ事情ニ因リ不起訴處分ニ付シ公訴ノ實行ヲ爲ササル場合アリ斯ル場合ニハ犯罪ノ證據十分ナルニ拘ラス確定判決ニ因リ其ノ證明ヲ爲シ得サル結果ヲ生スヘシ犯罪ノ證據不十分ナル爲確定判決ヲ得サル場合ハ格別犯罪ノ證據十分ナルニ拘ラス確定判決ヲ得サル理由ヲ以テ再審ヲ許容セサルハ徒ニ形式ノミニ拘泥シテ故ナク再審ノ途ヲ杜絶スルモノナルヲ以テ右ノ原則ニ例外ヲ設クルヲ至當ト認メ確定判決ニ因リ犯罪ノ證明セララルコトヲ再審ノ理由ト爲スヘキ場合ニ於テ犯罪ノ證據十分ナルニ拘ラス其ノ確定判決ヲ得ルコト能ハサルトキハ確定判決以外ノ材料ニ依リ事實ヲ證明シテ再審ノ請求ヲ爲スコトヲ許容セリ。

第四百九十條 再審ノ請求ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外原判決ヲ爲シタル裁判所之ヲ管轄ス

釋義 本條ハ再審ノ請求ヲ爲スヘキ管轄裁判所ヲ規定シタルモノナリ再審ノ請求ヲ爲スヘキ管轄裁判所ハ原則トシテ原判決ヲ爲シタル裁判所即チ再審ノ請求ニ依リ確定力ヲ滅却セントスル判決ヲ爲シタル裁判所トス舊法ニ於テハ再審ノ請求ニ付テノ審判ト事件ニ對スル再審ノ審判トヲ區別シ前者ハ上告裁判所ノ權限ニ屬セシメ後二者ハ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ノ權限ニ屬セシメタルモ(舊刑訴三〇七條)本法ハ手續ノ簡便ヲ圖リ斯ル區別ヲ廢止シテ原則トシテ一様ニ原裁判所ノ管轄ニ屬セシメタリ例外ニ關シテハ次條ニ規定セリ。

第四百九十一條 判決ノ一部第二審ニ於テ確定シ其ノ部分ニ對スル再審ノ請求ニ付再審開始ノ決定アリタルトキハ第一審ニ於テ確定シタル部分ニ對スル再審ノ請求ハ控訴裁判所之ヲ管轄ス判決ノ一部上告審ニ於テ確定シ其ノ部分ニ對スル再審ノ請求ニ付再審開始ノ決定アリタルトキハ第一審又ハ第二審ニ於テ確定シタル部分ニ對スル再審ノ請求ハ上告裁判所之ヲ管轄ス

釋義 本條ハ再審ノ請求ヲ爲スヘキ管轄裁判所ノ例外ヲ規定シタルモノナリ、前條ノ規定ニ依レハ再審ノ請求ヲ爲スヘキ管轄裁判所ハ原裁判所タルコトヲ原則トセリ、故ニ判決ノ一部ニ對シテ控訴アリ一部ハ第一審ニ於テ確定シ他ノ一部ハ第二審ニ於テ確定シタル如キ場合該判決全部ニ對シ再審ノ請求ヲ爲サントスルニハ右ノ原則ニ從ヘハ第一審ニ於テ確定シタル部分ニ對シテハ第一審裁判所ニ再審ノ請求ヲ爲シテハ第一審裁判所ニ第二審ニ於テ確定シタル部分ニ對シテハ控訴裁判所ニ再審ノ請求ヲ爲ササルヘカラス然レトモ斯ル場合第二審ニ於テ確定シタル部分ニ對スル再審ノ請求ニ付控訴裁判所カ再審開始ノ決定ヲ爲シタルトキハ第一審ニ於テ確定シタル部分ニ對スル再審ノ請求ニ付テモ控訴裁判所ニ於テ同時ニ審判セシメ併合罪ニ付常ニ二個ノ刑ヲ言渡ササルヘカラサル不都合ノ結果ヲ避ケシムル必要アリ、故ニ本法ニ於テハ斯ル場合ニハ一般ノ原則ニ對スル例外ヲ認メ第一審ニ於テ確定シタル部分ニ對スル再審ノ請求ニ付テモ控訴裁判所ヲシテ之ヲ管轄セシムルコトトセリ、而シテ其ノ關係ハ判決ノ一部上告審ニ於テ確定シ他ノ一部カ第一審又ハ第二審ニ於テ確定シタル場合ニ於テモ同様ナルニ付斯ル場合上告審ニ於テ確定シタル部分ニ對シ再審開始ノ決定アリタルトキハ第一審又ハ第二審ニ於テ確定シタル部分ニ對スル再審ノ請求ハ上告裁判所ヲシテ全部之ヲ管轄セシムルコトトセリ。

第四百九十二條 有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲ニスル再審ノ請求ハ左ニ掲ケル者之ヲ爲スコトヲ得

一 管轄裁判所ノ檢事

二 有罪ノ言渡ヲ受ケタル者

三 有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ノ法定代理人、保佐人及夫

四 有罪ノ言渡ヲ受ケタル者死亡シ又ハ心神喪失ノ狀態ニ在ル場合ニ於テハ其ノ配偶者、家督相續人、直系ノ親族及兄弟姉妹

第四百八十五條第七號、第四百八十七條第二號又ハ第四百八十八條第二號ニ規定スル理由ニ因ル再審ノ請求ニシテ有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲ニスルモノハ有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ノ行爲罪ヲ犯スニ至ラシメタル場合ニ於テハ檢事ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第四百八十六條ノ規定ニ依ル再審ノ請求ハ管轄裁判所ノ檢事之ヲ爲スコトヲ得第四百八十七條又ハ第四百八十八條ノ規定ニ依ル再審ノ請求ニシテ第一項ノ規定ニ該當セサルモノニ付亦同シ

字解 法定代理人、保佐人、配偶者(二四條字解參照) 家督相續人(二六〇條字解參照)

釋義 一 本條ハ再審ノ請求ヲ爲シ得ヘキ者ヲ規定シタルモノナリ、再審ノ請求ハ再審開始ノ基礎ヲ爲スモノナリ、而シテ本條ニ於テ再審ノ請求ヲ爲シ得ヘキ者左ノ如シ。

第一、有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲ニスル再審ノ請求ヲ爲シ得ヘキ者、四八五條ニ規定スル規定ノ請求及四八七條並四八八條ノ再審請求中被告人ノ利益ノ爲ニスル場合ニシテ之カ請求ヲ爲シ得ヘキ者左ノ如シ。

- (一) 管轄裁判所ノ檢事、再審ニ付管轄權ヲ有スル裁判所ノ檢事ヲ謂フ、故ニ一般ノ場合ニ於テハ原裁判所ノ檢事ニシテ四九一條ノ場合ニ限リ控訴裁判所又ハ上告裁判所ノ檢事トス。
- (二) 有罪ノ言渡ヲ受ケタル者、有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲ニスル再審ノ請求ナルヲ以テ其ノ判決ヲ受ケタル本人ニ再審ノ請求權ヲ賦與スヘキヤ論ヲ俟タス。
- (三) 有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ノ法定代理人、保佐人及夫、此等ノ者ハ私法上ノ行爲ニ付テハ常ニ本人ノ爲ニ保護ノ地位ニ立ツ者ナルニ付被告人ノ利益ノ爲ニスル再審ノ請求ニ付テモ其ノ請求權ノ範圍ヲ此等ノ者ニ擴張スルヲ至當ト認メ本法ニ於テ特ニ該請求權ヲ賦與スルコトト爲シタルナリ。
- (四) 有罪ノ言渡ヲ受ケタル者、(一)死亡又ハ(二)心神喪失ノ状態ニ在ル場合ニ於テハ其ノ(イ)配偶者 (ロ)家督相續人 (ハ)直系ノ親族及(ニ)兄弟姉妹、有罪ノ言渡ヲ受ケタル者死亡シ又ハ心神喪失ノ状態ニ在ル場合ニ於テハ自ら再審ノ請求ヲ爲スニ由ナキヲ以テ其ノ者ノ利益ノ爲ニ一定ノ近親者ニ對シテ其ノ請求權ヲ擴張シテ賦與スルノ要アリ、故ニ本法ハ新ニ以上四者ニ其ノ請求權ヲ認ムルコトトセリ、死者ト其ノ近親者トノ關係ニ付テハ死亡當時ニ於ケル相互ノ身分關係ヲ標準トシテ決スヘク、心神喪失ノ状態ニ在ル者ト其近親者トノ身分關係ニ付テハ再審ノ請求當時ニ於ケル相互ノ身分關係ヲ標準トシテ決スヘキモノトス。

第二、確定判決ヲ受ケタル者ノ不利益ノ爲ニスル再審ノ請求ヲ爲シ得ヘキ者、此ノ場合ノ再審請求ハ四八六條ニ規定スル再審ノ請求及四八七條並四八八條ノ再審ノ請求中被告人ノ不利益ノ爲ニスル場合ニシテ之カ請求ヲ爲シ得ヘキ者ハ管轄裁判所ノ檢事ニ限ルモノトス、何ントナレハ檢事ハ公益ノ代表者トシテ行動スヘキモノナルヲ以テ被告人ノ利益ノ爲ノミナラス又被告人ノ不利益ノ爲ニモ正當ナル科刑權ノ行使ヲ圖ルコトヲ目的トシテ行動スヘキモノナレトモ被告人及其ノ近親者ノ如キハ訴訟法上被告人ノ利益ノ爲ノミニ行動スヘキモノニシテ不利益ノ爲ニハ何等ノ行動ヲモ爲シ得サルヲ以テナリ。

二 有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲ニスル再審ノ請求ハ檢事ノ外前項(二)乃至(四)號ニ該當スル者ニ於テモ爲シ得ルコト前項第一ニ於テ説明セル所ナリ、然レトモ事件ニ關與シタル判檢事ノ濫職罪ヲ原因トスル再審ノ請求ノ場合ニ於テ其ノ濫職罪カ有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ノ行爲ニ因リテ生シタルトキハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ハ之カ濫職罪ノ原因ノ發生ニ對シ責任ヲ有スル者ナルニ付其ノ者及其ノ者ノ利益ノ爲ニスル再審ノ請求ヲ許スハ穩當ニ非ス、故ニ斯ル場合ノ再審ノ請求ニ付テハ其ノ請求者ノ範圍ニ一定ノ制限ヲ設ケ單ニ管轄裁判所ノ檢事ニ限リ之ヲ許容スルコトトセリ。

第四百九十三條 檢事ニ非サル者再審ノ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ辯護人ヲ選任スルコトヲ得前項ノ規定ニ依ル辯護人ノ選任ハ再審ノ判決アル迄其ノ效力ヲ有ス

字解 辯護人 (二四條字解参照)

釋義 本條ハ再審ノ請求ヲ爲スニ辯護人ヲ選任シ得ルコト及其ノ效力ヲ規定シタルモノナリ
再審開始ノ決定アルトキハ一旦確定シタル判決ハ其ノ效力ヲ喪失シ再ヒ新ナル手續ニ依リテ
審判セラルルニ至ルヲ以テ再審開始ノ決定後ニ於テハ一般ノ規定ニ從ヒ辯護人ヲ選任シ得ル
ハ論ヲ俟タス從テ再審ノ請求ニ關シテモ被告人ノ利益保護ノ爲ニ法律ニ通曉セル辯護人ヲ選
任シ之ヲ附スルコトヲ許スヲ至當トス故ニ本條ハ其ノ趣旨ノ規定ヲ設ケタル所以ナリ而シテ
此ノ場合ニ於ケル辯護人選任ノ效力ハ單ニ再審ノ請求ヲ爲スニ付テノミナラス其ノ事件ニ付
再審ノ審判ヲ爲スニ至ル迄存續スルモノトス。

第四百九十四條 再審ノ請求ハ刑ノ執行終リ又ハ其ノ執行ヲ受ケルコトナキニ至リタルトキト雖
之ヲ爲スコトヲ得

釋義 本條ハ被告人ノ利益ノ爲ニスル再審ノ請求ヲ爲シ得ヘキ時期ヲ規定シタルモノナリ被
告人ノ利益ノ爲ニスル再審ノ請求ハ有罪ノ言渡ヲ受ケタル被告人ノ爲ニ無罪若ハ免訴ノ言渡
ヲ受ケルコト又ハ刑ノ免除若ハ減輕ノ言渡ヲ受ケルコトヲ終局ノ目的ト爲スモノナルヲ以テ
斯ル請求ニ付テハ其ノ時期ヲ制限スルコトナク判決ノ確定後ニ於テハ何時ニテモ之ヲ許容ス
ルヲ至當トス故ニ本條ニ於テ其ノ趣旨ヲ明カニシ判決確定後ニ於テハ刑ノ執行前執行中ハ勿
論刑ノ執行終了後又ハ時効ノ完成ニ依リ其ノ執行ヲ受ケルコトナキニ至リタルトキト雖之ヲ

爲スコトヲ許セリ。

第四百九十五條 第四百八十六條ノ規定ニ依ル再審ノ請求ハ判決確定後公訴ノ時効期間ニ相當ス
ル期間ヲ經過シタル後ニ於テハ之ヲ爲スコトヲ得ス第四百八十七條又ハ第四百八十八條ノ規定
ニ依ル再審ノ請求ニシテ第四百九十二條第一項ノ規定ニ該當セサルモノニ付亦同シ

釋義 本條ハ被告人ノ不利益ノ爲ニスル再審ノ請求ヲ爲シ得ヘキ時期ヲ規定シタルモノナリ、
被告人ノ不利益ノ爲ニスル再審ノ請求ハ被告人ノ受ケタル利益ノ確定判決ヲ變更シテ相當ノ
有罪判決ヲ受ケシムルコトヲ終局ノ目的ト爲スモノナルヲ以テ其ノ請求ノ時期ヲ被告人ノ利
益ノ爲ニスル再審ノ請求ノ場合ノ如ク無制限ト爲スハ被告人ニ採リテ酷ニ失スルノミナラス
一面公訴ノ實行ニ付テスラ時効制度ノ設ケアリ一定ノ期間ノ經過ニ因リ公訴權ヲ消滅セシム
ルモノナルニ其ノ請求ノ時期ニ付何等ノ制限ヲ付セサルハ穩當ノ處置ニ非ス故ニ本條ニ於テ
被告人ノ不利益ノ爲ニスル再審ノ請求ニ付テハ一定ノ制限ヲ設ケ判決確定後公訴時効期間ニ
相當スル期間ヲ經過シタル後ニ於テハ之ヲ爲スコトヲ得サルモノトセリ。

第四百九十六條 再審ノ請求ハ刑ノ執行ヲ停止スル效力ヲ有セス但シ管轄裁判所ノ檢察ハ再審ノ
請求ニ付テノ決定アル迄刑ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

釋義 本條ハ再審請求ノ效力ヲ規定シタルモノナリ再審ノ請求アルモ刑ノ執行ヲ停止スル效
力ヲ有セサルヲ原則トス若シ之ヲ許ストキハ再審ニ付濫訴ノ弊ヲ生スル虞アルノミナラス被

告人ノ利益ノ爲ニスル再審ノ訴ハ其ノ提起ノ時期ニ制限ナク幾回モ之ヲ繰返スコトヲ得ルヲ以テ之ヲ無制限ニ繰返スニ於テハ死刑ノ判決ヲ受ケタル者ノ如キモ之カ執行ヲ爲シ得ヘキ時期ナキニ至ルヘク其ノ弊甚大ナルヘケレハナリ然レトモ該原則ニ付何等ノ制限ヲ付セサルトキハ再審ノ請求ノ原因存スルコト顯著ナル場合モ常ニ之カ執行ヲ爲ササルヘカラサルノ弊アリ是亦穩當ニ非サルヲ以テ右ノ原則ニ一ノ例外ヲ設ケ必要ニ應シテ管轄裁判所ノ檢事ニ再審ノ請求ニ付テノ決定アル迄刑ノ執行ヲ停止スルコトヲ得セシメタリ再審開始ノ決定アリタル後執行停止ノ要否ハ管轄裁判所ノ裁量ニ屬スルヲ以テ(五〇六條)執行停止ニ關スル檢事ノ裁量ノ範圍ヲ再審ノ請求ニ付テノ決定迄ト爲シタルナリ。

第四百九十七條 再審ノ請求ヲ爲スニハ其ノ趣意書ニ原判決ノ謄本、證據書類及證據物ヲ添ヘ之ヲ管轄裁判所ニ差出スヘシ

字解 謄本(二〇條字解参照) 證據書類 證據物(三二四條字解参照)

釋義 本條ハ再審請求ノ方式ヲ規定シタルモノナリ再審ノ請求ハ趣意書ヲ管轄裁判所ニ差出スニ依リテ之ヲ爲スヘキモノトス管轄裁判所トハ原則トシテ再審ノ請求ヲ爲スヘキ確定裁判ヲ爲シタル原裁判所ニシテ例外ノ場合ニ限り控訴裁判所又ハ上告裁判所ナリトス(四九〇條四九一條)而シテ該趣意書ニハ原判決ノ謄本及再審ノ理由ヲ證明スヘキ證據書類及證據物ヲ添付セサルヘカラス。

第四百九十八條 再審ノ請求ハ之ヲ取下クルコトヲ得

再審ノ請求ヲ取下ケタル者ハ同一ノ理由ニ因リ更ニ再審ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

釋義 本條ハ再審請求ノ取下及其ノ效力ヲ規定シタルモノナリ本法ニ於テハ上訴ニ關シテモ一般ニ取下ヲ許容シタルヲ以テ再審ノ請求ニ關シテモ其ノ請求ノ存續ハ請求權者ニ一任シ隨意ニ取下ヲ爲スコトヲ許セリ其ノ取下ノ時期ニ付テハ法文上別ニ規定存セサルヲ以テ再審ノ判決アル迄ト解スヘシ故ニ再審開始ノ決定アルモ之ヲ爲シ得ルハ勿論再審ノ請求アリタル事件ニ付テノ審理ヲ終結シタル後モ其ノ判決以前ナルニ於テハ仍ホ有效ニ其ノ取下ヲ爲シ得ヘシ而シテ再審請求ノ取下ハ其ノ者ヲシテ同一原因ニ因リ更ニ再審ノ請求ヲ爲シ得サル效果ヲ生スルモノトス。

第四百九十九條 第三百八十五條、第三百九十一條及第三百九十三條ノ規定ハ再審ノ請求又ハ其ノ取下ニ付之ヲ準用ス

釋義 本條ハ再審ノ請求及取下ニ關スル手續ヲ規定シタルモノナリ再審ノ請求及取下ハ上訴ノ提起及取下ト其ノ性質相類似スルモノアルヲ以テ次ノ手續ニ付テハ上訴ノ提起及取下ノ手續ヲ準用スルコトトセリ。

第一、再審請求取下ノ申立手續 該手續ハ上訴ノ取下ト同シク其ノ申立ハ書面ヲ以テ爲スヲ原則トス但シ公判廷ニ於テ爲ストキニ限り口頭ノ取下ヲ許セリ此ノ場合ニ於テハ其ノ取下

ノ申立ヲ調書ニ記載セサルヘカラス。

第二、監獄ニ在ル被告人再審ノ請求又ハ其ノ取下ノ申立ヲ爲ス手續、該申立ヲ爲スニハ請求並取下共監獄ノ長又ハ其ノ代理者ヲ經由シテ申立書ヲ管轄裁判所ニ差出スヘキモノトス。

第三、再審ノ請求及其ノ取下ノ申立アリタルトキ裁判所書記ノ通知手續、再審ノ請求及其ノ取下ノ申立アルトキハ裁判所書記ハ速ニ之ヲ對手人ニ通知セサルヘカラス、故ニ被告人又ハ其ノ近親者ヨリ右ノ申立アリタルトキハ管轄裁判所ノ檢事ニ其ノ通知ヲ爲スヘク、檢事ヨリ右ノ申立アリタルトキハ言渡ヲ受ケタル被告人ニ其ノ通知ヲ爲ササルヘカラス、是レ訴訟ノ對手人ヲシテ之ニ關スル攻撃防禦ノ方法ヲ講セシメンカ爲ナリ。

第五百條 第四百九十一條第一項ノ場合ニ於テ第一審裁判所控訴裁判所ノ再審開始ノ決定前再審ノ請求ヲ受ケタルトキハ決定ヲ以テ事件ヲ控訴裁判所ニ送致スヘシ

第四百九十一條第二項ノ場合ニ於テ第一審裁判所又ハ控訴裁判所上告裁判所ノ再審開始ノ決定前再審ノ請求ヲ受ケタルトキハ決定ヲ以テ事件ヲ上告裁判所ニ送致スヘシ

釋義 本條ハ下級裁判所ニ於テ再審ノ請求ヲ上級裁判所ニ送致スヘキ場合ヲ規定シタルモノナリ、其ノ場合左ノ如シ。

第一、控訴裁判所ニ送致スヘキ場合、四九一條一項ノ規定ニ依レハ判決ノ一部第二審ニ於テ確定シ其ノ部分ニ對スル再審ノ請求ニ付再審開始ノ決定アリタルトキハ之ト同時ニ第一審

ニ於テ確定シタル部分ニ對スル再審請求ノ管轄モ控訴裁判所ニ屬スルニ至ルヲ以テ此ノ場合該決定以前有效ニ管轄權ヲ有シタル第一審裁判所ハ其ノ管轄權ヲ喪失シ再審ノ請求ニ付審判スルニ由ナキニ至ルヘシ、故ニ其ノ管轄權ヲ喪失シタル第一審裁判所ヲシテ決定ノ方式ニ依リ新ニ管轄ヲ獲得シタル控訴裁判所ニ事件ヲ送致セシムルコトトセリ、此ノ場合控訴裁判所ノ再審開始ノ決定後第一審裁判所カ再審ノ請求ヲ受ケタルトキハ最初ヨリ之カ管轄權ヲ有スルコトナク從テ事件受理ノ權限モ存セサルニ付本號ニ依ラスシテ管轄違ノ言渡ヲ爲ササルヘカラス。

第二、上告裁判所ニ送致スヘキ場合、四九一條二項ノ場合ニ於テ第一審裁判所又ハ控訴裁判所カ上告裁判所ノ再審開始ノ決定前再審ノ請求ヲ受ケタルトキハ前號ノ場合ト同シク其ノ請求受理當時ニハ管轄權ヲ有シタルモ上告裁判所ノ再審開始ノ決定ト同時ニ其ノ管轄權ヲ喪失スルニ至ルヲ以テ此ノ場合ハ第一審裁判所又ハ控訴裁判所ヲシテ決定ノ方式ヲ以テ事件ヲ上告裁判所ニ送致セシムルコトトセリ。

第五百一條 第一審ノ確定判決ト控訴ヲ棄却シタル確定判決トニ對シテ再審ノ請求アリタルトキハ控訴裁判所ハ決定ヲ以テ第一審裁判所ノ訴訟手續終了スルニ至ル迄訴訟手續ヲ停止スヘシ

釋義 本條及次條ハ再審ノ訴訟手續ヲ停止スヘキ場合ノ規定ナリ、控訴棄却ノ判決アリタルトキハ該判決ノ確定ト同時ニ第一審判決モ確定スルニ至ルヲ以テ斯ル場合ニ於テハ確定ノ控訴

判決ニ對シテ再審ノ請求ヲ爲シ得ヘキヤ論ヲ俟タス然レトモ控訴棄却ノ確定判決ニ對スル再審請求ノ目的ハ控訴棄却ノ確定力ヲ消滅セシメ延イテ第一審判決ノ確定力ヲ減却セシムルニ在ルヲ以テ同時ニ該兩者ノ確定判決ニ對シテ再審ノ請求アリタルトキハ先ツ第一審裁判所ノ再審手續ヲ進行セシメ控訴裁判所ノ再審手續ハ第一審裁判所ノ訴訟手續ノ終了スルニ至ル迄停止セシムルヲ相當トス何ントナレハ第一審裁判所ニ對スル再審ノ請求理由アリテ再審ノ判決アリタルトキハ控訴棄却ノ確定判決ニ對スル再審ノ請求ハ全ク不用ニ歸シ控訴裁判所ニ於テハ再審ノ請求ニ付既ニ開始ノ決定ヲ爲シタルト否トヲ問ハス常ニ棄却ノ決定ヲ爲スヘキモノナレハナリ(五〇七條)然レトモ第一審裁判所ニ爲シタル再審ノ請求力取下又ハ再審請求ノ棄却ニ依リ再審ノ判決ヲ爲スニ至ラスシテ終了シタルトキハ控訴裁判所ニ對スル再審ノ請求ニ付テハ更ニ其ノ手續ヲ進行スル必要アルヲ以テ控訴裁判所ノ訴訟手續ハ單ニ之カ停止ヲ爲スニ止メタルナリ。

第五百二條 第一審又ハ第二審ノ確定判決ト上告ヲ棄却シタル判決トニ對シテ再審ノ請求アリタルトキハ上告裁判所ハ決定ヲ以テ第一審裁判所又ハ控訴裁判所ノ訴訟手續終了スルニ至ル迄訴訟手續ヲ停止スヘシ

釋義 前條ハ第一審ノ確定判決ト控訴ヲ棄却スル確定判決トニ對シテ再審ノ請求アリタル場合ノ停止手續ヲ規定シタルモノナルカ本條ハ第一審又ハ第二審ノ確定判決ト上告棄却ノ確定

判決トニ對シテ再審ノ請求アリタル場合ノ停止手續ヲ規定シタルモノナリ本條ノ場合モ上告棄却ノ確定判決ト第一審又ハ第二審ノ確定判決トノ關係ハ前條ノ場合ト同様ナルヲ以テ其ノ停止手續モ前條ノ場合ト同様ニ取扱フコトト爲シ上告裁判所ハ決定ヲ以テ第一審裁判所又ハ控訴裁判所ノ訴訟手續終了スルニ至ル迄訴訟手續ヲ停止スルコトトセリ。

第五百三條 再審ノ請求ヲ受ケタル裁判所ハ必要アル場合ニ於テハ部員ヲシテ再審ノ理由ニ付事實ノ取調ヲ爲サシメ又ハ豫審判事若ハ區裁判所判事ニ其ノ取調ヲ囑託スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ受命判事及受託判事ハ豫審判事ト同一ノ權ヲ有ス

受命判事又ハ受託判事必要ト認ムルトキハ檢事及辯護人ヲシテ前項ノ取調ニ立會ハシムルコトヲ得

受命判事又ハ受託判事ハ取調ノ結果ニ付報告ヲ爲スヘシ

釋義 本條ハ再審ノ請求ノ審理手續ヲ規定シタルモノナリ管轄裁判所ニ於テ再審ノ請求ヲ受ケタルトキハ再審ノ理由ニ付事實ノ取調ヲ爲スヘキヤ論ヲ俟タス然レトモ事案ニ依リテハ裁判所自ラ之カ取調ヲ爲スヨリモ受命判事ニ命ジ又ハ囑託ノ方法ニ依リテ取調ヲ爲サシムルヲ以テ便宜ト爲スコトアリ故ニ斯ル必要アルトキハ部員ヲシテ之カ取調ヲ爲サシメ又ハ豫審判事若ハ區裁判所判事ニ其ノ取調ヲ囑託シテ爲サシムルコトヲ許セリ此ノ場合ニ於テ受命判事及受託判事ハ豫審判事ト同一ノ權限ヲ有スルモノトス該取調ハ再審請求ノ審理上重要ナル手

續ニ屬スルヲ以テ受命判事又ハ受託判事ニ於テ必要ト認ムルトキハ檢事及辯護人ヲシテ該取調ニ立會ハシムルコトヲ許セリ、受命判事又ハ受託判事之カ取調ヲ爲シタルトキハ其ノ結果ハ管轄裁判所ニ報告セサルヘカラス。

第五百四條 再審ノ請求法律上ノ方式ニ違反シ又ハ請求權消滅後ニ爲シタルモノナルトキハ決定ヲ以テ之ヲ棄却スヘシ

釋義 本條ハ再審ノ請求ヲ不合法トスル場合ノ裁判ノ方式ヲ規定シタルモノナリ、再審ノ請求法律上ノ方式ニ違反シ又ハ請求權消滅後ニ爲シタルモノナルトキハ決定ノ方式ニ依リ請求棄却ノ裁判ヲ爲スヘキモノトス、再審ノ請求法律上ノ方式ニ違反シタルトキトハ再審ノ請求ニ趣意書ヲ提出セサルカ又ハ趣意書ヲ提出スルモ之ニ原判決ノ謄本等ヲ添附セサル如キ場合ヲ謂ヒ請求權消滅後ニ爲サレタルトハ被告人ノ不利益ノ爲ニスル再審ノ請求ヲ判決確定後公訴時効期間ニ相當スル期間經過後ニ爲シタル場合ヲ謂フ、再審ノ請求カ方式ニ違反スルトキハ棄却ノ決定ヲ受クルヲ免レサルモ更ニ其ノ方式ヲ具備セシムルトキハ適法ノ請求ヲ爲スヲ得ヘシ。

第五百五條 再審ノ請求ヲ理由ナシトスルトキハ決定ヲ以テ之ヲ棄却スヘシ

前項ノ決定アリタルトキハ同一ノ理由ニ因リ再審ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

釋義 本條ハ再審ノ請求ヲ理由ナシトスルトキハ裁判ノ方式及其ノ裁判ノ既判力ヲ規定シタルモノナリ、再審ノ請求ヲ理由ナシトスルトキハ決定ノ方式ヲ以テ棄却ノ裁判ヲ爲スヘキモノトス、該裁判アリタルトキハ假令客觀的ニ於テハ其ノ原由存スルトキト雖再ヒ同一原由ニ因リテハ再審ノ請求ヲ爲スコトヲ得サルノ效果ヲ生スルモノトス、故ニ同一原由ニ因リテ更ニ再審ノ請求ヲ爲シタルトキハ其ノ内容ニ付何等ノ審理ヲ爲サスシテ既判力ノ效力トシテ直ニ棄却ノ決定ヲ爲スヲ得ヘシ。

第五百六條 再審ノ請求ヲ理由アリトスルトキハ再審開始ノ決定ヲ爲スヘシ

再審開始ノ決定ヲ爲シタルトキハ決定ヲ以テ刑ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

釋義 本條ハ再審ノ請求ヲ理由アリトスル場合ノ裁判ノ方式ヲ規定シタルモノナリ、再審ノ請求ヲ理由アリトスルトキハ決定ノ方式ヲ以テ再審開始ノ裁判ヲ爲スヘキモノトス、舊法ニ於テハ上告裁判所ニ於テ再審ノ原由アルコトヲ認メタルトキハ原判決ヲ破毀シテ其ノ事件ヲ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ニ移スコトト爲シタルモ(舊刑訴三〇七條)本編冒頭ニ於テ説明スル如ク本法ハ再審ノ請求ニ關シテハ再審請求ノ審判ト再審ノ審判トヲ區別セスシテ同一裁判所ノ管轄ニ屬セシメタルヲ以テ單ニ再審開始ノ決定ヲ爲シタル上更ニ審理ヲ遂ケ其ノ審級ニ從ヒ審判ヲ爲スヘキモノトセリ、從テ再審開始ノ決定確定後モ原判決ハ變更セラレタルモノニ非サルヲ以テ再審ノ判決アル迄ハ何時ニテモ再審請求者ニ於テ之カ取下ヲ爲スコトヲ得ヘシ、再審開始ノ決定以前ニ於テハ再審請求ニ因ル刑ノ執行停止ノ要否ヲ管轄裁判所ノ檢事ノ裁量ニ委シタルモ(四九六條)再審開始ノ決定後ニ於テハ再審請求ニ因ル刑ノ執行停止ノ要否ハ一ニ管

轄裁判所ノ裁量ニ委スルコトトセリ。

第五百七條 第五百一條ノ場合ニ於テ第一審裁判所再審ノ判決ヲ爲シタルトキハ控訴裁判所ハ決定ヲ以テ再審ノ請求ヲ棄却スヘシ

釋義 第一審ノ確定判決ト控訴ヲ棄却シタル確定判決トニ對シテ再審ノ請求アリタルトキハ五〇一條ノ規定ニ從ヒ控訴裁判所ハ第一審裁判所ノ訴訟手續終了ニ至ル迄訴訟手續停止ノ決定ヲ爲シ其ノ手續ヲ停止シ先ツ第一審ノ確定判決ニ對スル再審請求ニ付訴訟手續ヲ進行セサルヘカラス而シテ第一審裁判所カ再審開始ノ決定ヲ爲シ進ンテ事件ニ付再審ノ裁判ヲ爲シタルトキハ形式上ニ於テハ未タ控訴棄却ノ確定判決存スルモ控訴棄却ノ基本ヲ爲スヘキ第一審判決ハ最早存セサルニ至リタルヲ以テ控訴棄却ニ對スル確定判決ヲ攻撃スルモ何等實益ナキニ歸スヘシ故ニ此ノ場合ニ於テハ控訴裁判所ニ繫屬スル再審ノ請求ニ付テハ請求棄却ノ決定ヲ爲スヲ相當トス是レ本條ニ於テ其ノ趣旨ノ規定ヲ設ケタル所以ナリ此ノ場合ニ於テ第一審ノ確定判決ニ對シテ爲シタル再審ノ請求ニ付取下又ハ棄却ノ決定アリタルトキハ第一審ノ確定判決ニ對スル再審ノ請求ハ始メヨリ存セサルト同一状態ニ歸シ第一審ノ確定判決ハ依然トシテ其ノ效力ヲ存續スルヲ以テ控訴裁判所ニ繫屬シタル再審ノ請求ニ付更ニ其ノ訴訟手續ヲ進行シテ審判スヘキモノタルヲ論ヲ俟タス。

第五百八條 第五百二條ノ場合ニ於テ第一審裁判所又ハ控訴裁判所再審ノ判決ヲ爲シタルトキハ

上告裁判所ハ決定ヲ以テ再審ノ請求ヲ棄却スヘシ

釋義 第一審又ハ第二審ノ判決ト上告ヲ棄却シタル判決トニ對シテ再審ノ請求アリタルトキハ五〇二條ノ規定ニ從ヒ先ツ第一審裁判所又ハ控訴裁判所ニ於テ再審ノ訴訟手續ヲ進行シ事件ニ付再審ノ判決ヲ爲シタルトキハ前條ノ場合ト同シク上告裁判所ニ於ケル再審ノ請求ハ其ノ必要ナキニ至ルヲ以テ此ノ場合ニ於テハ上告裁判所ハ決定ヲ以テ其ノ再審ノ請求ヲ棄却スヘキモノトセリ。

第五百九條 再審ノ請求ニ付決定ヲ爲ス場合ニ於テハ請求ヲ爲シタル者及其ノ對手人ノ意見ヲ聽クヘシ第四百九十二條第一項第三號ニ掲グル者請求ヲ爲シタル場合ニ於テハ尙有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ノ意見ヲ聽クヘシ

字解 對手人(三九三條字解參照)

釋義 本條ハ再審ノ請求ニ付決定ヲ爲ス場合關係人ノ意見ヲ聽クヘキ手續ヲ規定シタルモノナリ再審ノ請求ニ付決定ヲ爲ス場合ハ其ノ決定カ棄却ニ出ツルト否トニ拘ラス常ニ關係人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲スノ參考ニ供スルヲ穩當トス故ニ本條ニ於テ之ニ關スル規定ヲ設ケ之カ決定ヲ爲スニ當リテハ常ニ請求者及其ノ對手人ノ意見ヲ聽クヘキモノトセリ再審ノ請求者ハ有罪ノ判決ヲ受ケタル者若ハ其ノ近親者ナルトキハ對手人ハ檢事ニシテ檢事カ再審ノ請求者ナルトキハ檢事ノ再審ノ原由カ被告人ノ利益ニ出テタルト否トニ拘ラス其ノ對手人ハ再審ノ

原因ヲ爲ス判決ヲ受ケタル者トス、再審ノ請求カ有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ノ法定代理人、保佐人及夫ナルトキハ尙ホ有罪ノ判決ヲ受ケタル者ノ意見ヲモ聽カサルヘカラス。

第五百十條 第五百四條、第五百五條、第五百六條第一項、第五百七條又ハ第五百八條ノ決定ニ

對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

字解 即時抗告(三一條字解參照)

釋義 本條ハ再審請求ノ決定ニ對シテ即時抗告ヲ許容シタル場合ヲ規定シタルモノナリ、再審請求ニ對スル決定ニハ(一)棄却ノ決定(五〇四條五〇五條一項、五〇七條五〇八條)ト(二)再審開始ノ決定ノ二種アリ、其ノ何レノ決定ニ對シテモ即時抗告ヲ爲スコトヲ得ルモノトス、而シテ(一)ノ決定ニ對シテハ再審ノ請求者ニ於テ即時抗告ヲ爲スヘク(二)ノ決定ニ對シテハ對手人ニ限り即時抗告ヲ爲スコトヲ得ヘシ。

第五百十一條 裁判所ハ再審開始ノ決定確定シタル事件ニ付テハ第五百條、第五百七條及第五百

八條ノ場合ヲ除クノ外其ノ審級ニ從ヒ更ニ審判ヲ爲スヘシ

釋義 本條ハ再審開始ノ決定確定シタル場合ノ審判方法ヲ規定シタルモノナリ、再審開始ノ決定ハ抗告期間ノ經過ニ因リ確定スルニ至ルモノトス、該決定確定スルトキハ管轄裁判所ハ更ニ其ノ審級ニ從ヒ事件ニ對シテ審判ヲ爲スヘキモノトス、故ニ原判決カ第一審判決ナルトキハ第一審判決ヲ爲スヘク第二審又ハ上告ノ判決ナルトキハ更ニ第二審又ハ上告ノ判決ヲ爲ササル

ヘカラス但シ五〇〇條ノ場合ハ再審開始ノ決定ヲ爲シタル後事件ヲ控訴裁判所又ハ上告裁判所ニ送致スヘク五〇七條、五〇八條ノ場合ニハ再審開始ノ決定ヲ爲シタル後事件ノ請求ヲ棄却セサルヘカラス。

第五百十二條 死亡者又ハ回復ノ見込ナキ心神喪失者ノ利益ノ爲ニ再審ノ請求ヲ爲シタル事件ニ

付テハ公判ヲ開カス檢察及辯護人ノ意見ヲ聽キ判決ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テ再審ノ請求ヲ爲シタル者辯護人ヲ選任セサルトキハ裁判長ハ職權ヲ以テ辯護人ヲ附スヘシ

有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲ニ再審ノ請求ヲ爲シタル事件ニ付再審ノ判決ヲ爲ス前有罪ノ言渡ヲ受ケタル者死亡シ又ハ心神喪失ノ狀態ニ在リテ回復ノ見込ナキニ至リタルトキ亦前項ニ同シ

前二項ノ規定ニ依リ爲シタル判決ニ對シテハ上訴ヲ爲スコトヲ得ス

第四十三條ノ規定ハ第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ辯護人ヲ附スル場合ニ之ヲ準用ス

字解 心神喪失(三〇五條字解參照) 辯護人(二四條字解參照)

釋義 前條ノ規定ニ依レハ再審開始ノ決定確定シタルトキハ通常ノ手續ニ從ヒ更ニ審判スヘキモノトス、然レトモ死亡者又ハ回復ノ見込ナキ心神喪失者ノ利益ノ爲ニ再審ノ請求ヲ爲シタル事件ニ付テハ最初ヨリ被告人ナク又被告人存スルモ公判ヲ開廷シテ之ヲ訊問スルヲ得サルヲ以テ普通ノ手續ニ對シテ例外ヲ設ケ公判ヲ開廷スルコトヲ單ニ檢察及辯護人ノ意見ヲ聽

タノミヲ以テ判決ヲ爲スモノトセリ、此ノ關係ハ有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲ニ再審ノ請求ヲ爲シタル事件ニ付再審ノ判決ヲ爲ス以前有罪ノ言渡ヲ受ケタル者死亡シ又ハ心神喪失ノ状態ニ在リテ回復ノ見込ナキニ至リタル場合モ同様ナルヲ以テ其ノ取扱ヲ同一ニ爲スコトトセリ、斯ル場合再審請求者ハ辯護人ヲ選任セサルトキハ裁判長ハ職權ヲ以テ裁判所所在地ノ辯護士又ハ司法官試補ノ中ヨリ辯護人ヲ選任シテ附セサルヘカラス、蓋言渡ヲ受ケタル本人死亡シ又ハ心神喪失ノ状態ニ陥リタル場合ハ普通ノ場合ニ比シ特ニ辯護人ヲ附シテ辯護ヲ爲サシムル必要アレハナリ、以上ノ判決ニ對シテハ上訴ヲ許サズ、蓋該判決ニ對シテハ被告人自ら上訴ヲ爲シ得サルノミナラス一旦判決ニ依リテ確定シタル事件ヲ再審アリタリトスルモ久シキニ亘リテ不定ノ状態ニ置クハ穩當ナラザレハナリ、

第五百十三條 第四百八十六條ノ規定ニ依リ再審ノ請求ヲ爲シタル事件ニ付再審ノ判決ヲ爲ス時

有罪ノ言渡ヲ受ケタル者又ハ被告人タリシ者死亡シタルトキハ再審ノ請求及其ノ請求ニ付爲シタル決定ハ其ノ效力ヲ失フ第四百八十七條又ハ第四百八十八條ノ規定ニ依リ再審ノ請求ニシテ

第四百九十二條第一項ノ規定ニ該當セサルモノニ付亦同シ

釋義 本條ハ再審ノ請求及其ノ請求ニ付爲シタル決定カ其ノ效力ヲ失フ場合ヲ規定シタルモノナリ、被告人ノ不利益ノ爲ニ爲ス再審請求ハ結局被告人ノ受ケタル利益ノ確定判決ヲ變更シテ新ニ相當ノ有罪判決ヲ受ケシムルコトヲ其ノ目的ト爲スモノナレハ被告人生存スルニ非サ

レハ其ノ實益ナキモノトス、故ニ再審ノ審理中被告人死亡スルトキハ再審ノ目的ヲ失フニ至ルヘシ、從テ斯ル場合ニ付テハ再審ノ請求及其ノ請求ニ付爲シタル決定ハ其ノ死亡ト同時ニ當然效力ヲ失フコトトセリ。

第五百十四條 有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲ニ爲シタル再審ニ於テハ原判決ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡スコトヲ得ス

釋義 本條ハ原判決ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡スコトヲ得サル場合ヲ規定シタルモノナリ、有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲ニ爲シタル再審ノ請求ハ被告人ノ爲ニ上訴ヲ爲シタル場合ト同シク被告人ノ利益ノ爲ニ確定判決ノ更正ヲ求ムルニ在ルヲ以テ假令再審ノ裁判ハ新ニ審理手續ヲ開始スヘキモノナリトスルモ原判決ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡スハ穩當ノ處置ニ非ス、故ニ本條ニ於テ其ノ趣旨ヲ明カニセリ、有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲ニ爲シタル再審ノ請求ナルニ於テハ檢事ヨリ請求アリタル場合モ言渡ヲ受ケタル者及其ノ者ノ近親者ヨリ請求アリタル場合モ共ニ同様ナリトス。

第五百十五條 有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲ニ爲シタル再審ニ於テ無罪ノ言渡ヲ爲シタルトキハ官報及新聞紙ニ掲載シテ其ノ判決ヲ公示スヘシ

釋義 本條ハ再審ノ判決ニ於テ無罪ノ言渡ヲ爲シタルトキ其ノ者ノ名譽ヲ回復スル爲ノ手續ヲ規定シタルモノナリ、有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲ニ爲シタル再審ニ付無罪ノ言渡ヲ

爲スヘキモノナルトキハ原判決ハ誤判ノ結果其ノ者ニ對シ有罪ノ確定判決ヲ下シ其ノ者ノ名譽ヲ毀損シタルコト大ナルヲ以テ無罪ノ判決ヲ言渡スト同時ニ此ノ者ニ對シテ相當ノ名譽回復ノ途ヲ講スル必要アリ故ニ本法ニ於テハ其ノ手段トシテ官報及新聞紙ニ掲載シテ無罪ノ判決ヲ公示スルコトトセリ新聞紙ニ付テハ裁判所ノ適宜ト認ムルモノノ中一種若ハ數種ヲ選定シテ掲載スヘク其ノ選定ハ一ニ裁判所ノ裁量ニ存ス

第六編 非常上告

釋義 非常上告トハ判決確定後其ノ事件ノ審判法令ニ違反シタルコトヲ理由トシテ上告裁判所ノ裁判ヲ以テ其ノ確定判決又ハ訴訟手續ノ破毀ヲ求ムル救済方法ナリ故ニ非常上告カ既ニ確定シタル判決ニ對シ其ノ裁判ヲ攻撃スル救済方法タル點ニ於テ通常ノ上告ト異リ再審ト其ノ性質ヲ同ウス然レトモ再審ハ事實ノ不當ヲ理由トスルニ反シ非常上告ハ法令ノ違反ヲ理由トシテ確定判決ヲ攻撃スル點ニ於テ兩者其ノ性質ヲ異ニスルモノナリ非常上告ノ制度ハ佛國刑事訴訟法ノ法律ノ利益ノ爲ニスル上告ヨリ傳來スルモノニシテ法律適用ノ統一ヲ圖ルニ在リ故ニ單ニ被告人ノ利益ノ爲ノミニ限定スルコトナク其ノ事件ノ審判法令ニ違反シタルトキハ廣ク非常上告ヲ許シ判決又ハ訴訟手續ヲ破毀シ得ルコトトセリ舊法ニ於テハ單ニ判決カ被告ノ人ニ不利益ナル場合ニ於テノミ非常上告ヲ許スヘキモノト爲シ(舊刑訴二九二條)法律ノ統一

ヨリ寧ロ被告人ノ救済ヲ主ト爲シタルモ本法ハ夫體ニ於テ佛國制度ノ主義ヲ採用シ一ニ法律適用ノ統一ヲ主眼ト爲シタルヲ以テ前叙ノ如ク改正シタルモノトス

第五百十六條 判決確定後其ノ事件ノ審判法令ニ違反シタルコトヲ發見シタルトキハ檢事總長ハ

大審院ニ非常上告ヲ爲スコトヲ得

字解 法令ニ違反(四〇九條)字解參照) 檢事總長(一五條)字解參照) 發見(發見者ハ不利益

釋義 本條ハ非常上告ヲ爲シ得ヘキ場合及其ノ申立者並管轄裁判所ヲ規定シタルモノナリ本編冒頭ニ於テ説明セシ如ク本法ハ非常上告ニ付テハ佛國制度ヲ採用シテ法律ノ統一ヲ圖ルヲ目的ト爲シタルヲ以テ其ノ申立ニ關シテハ廣ク法令ニ違反シタルコトヲ理由ト爲スコトトシ其ノ申立權者ハ檢事總長ト爲シ其ノ裁判所ノ管轄ヲ大審院ト爲セリ

第五百十七條 非常上告ヲ爲スニハ其ノ理由ヲ記載シタル申立書ヲ大審院ニ差出スヘシ

釋義 本條ハ非常上告ヲ爲ス手續ヲ規定シタルモノナリ非常上告ノ申立ハ書面ニ依リテ爲スヘク口頭ノ申立ハ之ヲ許サス而シテ該申立書ニハ事件ノ審判カ法令ニ違反スル理由ヲ記載シ管轄裁判所タル大審院ニ差出スヘキモノトス

第五百十八條 公判期日ニハ檢事ハ申立書ニ基キ陳述ヲ爲スヘシ

釋義 本條ハ非常上告ニ關スル公判手續ヲ規定シタルモノナリ非常上告ハ前述ノ如ク法律適用ノ統一ヲ圖ルヲ主眼ト爲スヲ以テ假令其申立理由アリトスルモ原判決及其ノ訴訟手續ヲ破

毀スルニ止メ破毀ノ效果ハ被告人ニ及ホササルヲ原則トシ唯原判決カ被告人ハ爲不利益ナル場合ニノミ其ノ效果ヲ被告人ニ及ホスコトト爲シタリ故ニ被告人ハ如何ナル場合ニ於テモ非常上告ニ因リテハ不利益ナル效果ヲ蒙ルコトナキヲ以テ其ノ審理ニ當リテハ通常ノ上告又ハ再審ノ場合ニ於ケルカ如ク特ニ被告人ヲシテ利益擁護ノ途ヲ講セシムルノ必要ナシ從テ非常上告ニ關スル審理手續ハ頗ル簡單ニシテ單ニ公判期日ニハ原告官タル檢事ノミ公判廷ニ出席シ申立書ニ基キ陳述ヲ爲スヲ以テ足リ別ニ檢事ノ申立ヲ被告人ニ送達シ且公判期日ニ被告人ヲ出頭セシムルノ要ナシ

第五百十九條 非常上告ヲ理由ナシトスルトキハ判決ヲ以テ之ヲ棄却スヘシ

釋義 本條ハ非常上告ノ理由ナキ場合ノ裁判手續ヲ規定シタルモノナリ非常上告理由ナキ場合ハ判決ヲ以テ之ヲ棄却スヘキモノトス

第五百二十條 非常上告ヲ理由アリトスルトキハ左ノ區別ニ從ヒ判決ヲ爲スヘシ

- 一 原判決法令ニ違反シタルトキハ其ノ違反シタル部分ヲ破毀ス但シ原判決被告人ノ爲不利益ナルトキハ之ヲ破毀シ被告事件ニ付判決ヲ爲ス
- 二 訴訟手續法令ニ違反シタルトキハ其ノ違反シタル手續ヲ破毀ス

釋義 本條ハ非常上告理由アル場合ノ手續ヲ規定シタルモノナリ前叙ノ如ク本法ハ非常上告ニ付テハ法律適用ノ統一ヲ圖ルヲ主眼トスル主義ヲ採用シタルカ故ニ非常上告カ其ノ理由アル場合ニ於テモ原判決又ハ訴訟手續ノ法令ニ違反シタル部分ヲ破毀スルニ止メ判決自體ヲ破毀セサルヲ原則トス然レトモ原判決カ法令ニ違反シタル爲被告人ニ不利益ナル場合ニ於テハ法律適用ノ統一ヲ圖ル傍ラ被告人ノ利益ノ爲原判決ヲ破毀スルヲ至當ト認メ但書ニ於テ其ノ趣旨ヲ明カニセリ原判決カ法令ニ違反シタル爲被告人ニ不利益ナル場合トハ法律ニ於テ罰セサル所爲ニ對シ刑ヲ言渡シ又ハ相當ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シ又ハ相當ノ罪ヨリ重キ罪ノ法條ニ依リ處斷シタル場合ヲ謂フ故ニ例ヘハ竊盜罪ニ付窃盜ノ法條カ適用セララルモ法定刑以上ノ刑ニ處セラレタル場合ハ勿論假令窃盜罪ノ法定刑内ニ於テ處斷セララルモ強盜罪ノ法條カ適用セララル場合ハ仍ホ法令ニ違反シタル爲被告人カ不利益ヲ蒙リタル場合ナリト謂ハサルヘカラス

第五百二十一條 非常上告ノ判決ハ前條第一號但書ノ規定ニ依リ爲シタルモノヲ除クノ外其ノ效力ヲ被告人ニ及ホサス

釋義 本條ハ非常上告ノ判決ノ效力ヲ規定シタルモノナリ非常上告ノ申立カ理由ナキ爲棄却ノ判決ニ出テタルトキハ其ノ效力ヲ被告人ニ及ホスヲ得サルハ勿論假令申立カ理由アリテ原判決及訴訟手續ヲ破毀スル場合ト雖單ニ違反シタル部分ヲ破毀スルニ止メ判決自體ヲ破毀セサルヲ原則ト爲スカ故ニ破毀ノ效果モ被告人ニ及ホササルヲ原則トス然レトモ原判決カ法令ニ違反シタル爲被告人ニ不利益ナル場合ハ被告人カ利益ノ爲原判決自體ヲ破毀シ被告事件ニ

付更ニ審判ヲ爲スヘキモノナルヲ以テ此ノ場合ニ於テハ其ノ效果ヲ被告人ニ及ボスヘキハ當
然ナリ、本條ハ其ノ趣旨ヲ明カニシタルナリ。

第五百二十二條 第四百三十四條第一項及第四百三十五條ノ規定ハ非常上告ニ付テラ準用ス

釋義 本條ハ上告裁判所ニ於ケル非常上告調査ノ範圍ヲ規定シタルモノナリ、非常上告ノ調査
ハ非常上告ノ申立書ニ包含セラレタル事項ニ限り調査スヘキモノニシテ職權調査ヲ許サス、然
レトモ第四百三十五條ニ示スカ如キ事項ニ付テハ事實ノ取調ヲモ爲スコトヲ得ヘシ。

第七編 略式手續

釋義 刑事訴訟ハ第二編ニ規定スル手續ニ從テ審判スルヲ原則トス、然レトモ事件ノ性質ニ依
リテハ通常ノ訴訟手續ニ依ルコトナク簡易ノ訴訟手續ニ依リテ事件ヲ裁判スルヲ以テ實際ニ
適切ナルモノアリ、仍テ大正二年以來通常訴訟手續ノ外ニ簡易ナル事件ニ關シテ略式手續トシ
テ簡易裁判手續ヲ採用シ(大正二年法律第二十號刑事略式手續法)ニ好結果ヲ收メ來レリ、故ニ
本法ニ於テモ大體ニ於テ該手續法ノ規定ヲ襲用スルコトト爲シ本編ニ於テ之ニ關スル略式手
續ヲ網羅セリ。

**第五百二十三條 區裁判所ハ檢察ノ請求ニ因リ其ノ管轄ニ屬スル事件ニ付公判前略式命令ヲ以テ
罰金又ハ科料ヲ科スルコトヲ得**

字前項ノ場合ニ於テハ沒收ヲ科シ其ノ他附隨ノ處分ヲ爲スコトヲ得

略式命令ハ被告人ニ裁判書ノ謄本ヲ送達シテ之ヲ爲ス

裁判所書記本人ニ謄本ヲ交付シタルトキハ送達アリタルモノト看做ス

字解 略式命令 トハ區裁判所ニ於テ檢察ノ請求ニ依リ其ノ管轄ニ屬スル事件ニ付通
常ノ公判手續ヲ經スシテ罰金又ハ科料ヲ言渡ス裁判ヲ關フモノニシテ其ノ裁判ノ性質
ハ決定ナリ。

釋義 本條ハ略式命令ヲ發スル管轄裁判所及之ヲ發スル手續ヲ規定シタルモノナリ、略式命令

トハ字解説明ノ如ク區裁判所ニ於テ檢察ノ請求ニ因リ其ノ管轄ニ屬スル事件ニ付簡易手續ニ
依リテ罰金又ハ科料ニ限リテ言渡ス裁判ナルヲ以テ之カ命令ヲ發スル裁判所ハ區裁判所ニシ
テ其事件ハ區裁判所ノ管轄ニ屬スル事件中罰金又ハ科料ヲ科スル場合ニ限ルモノトス、故ニ假
令輕微ナルモノト雖自由刑ニ處スヘキ事件ニ付テハ略式命令ヲ發スルヲ得サルナリ、又區裁判
所カ該命令ヲ發スルニハ檢察ノ請求ヲ待ツヘキモノニシテ假令輕微ノ事件ニシテ罰金又ハ科
料ニ處スヘキ案件ナルモ職權ヲ以テハ之ヲ發スルヲ得サルナリ、然レトモ檢察ノ請求ハ單ニ其
ノ希望タルニ止マリ裁判所ヲ拘束スル效力ヲ有セサルヲ以テ右ノ請求アリタル場合ト雖必ス
シモ略式命令ヲ發スルヲ要スルモノニ非ス、故ニ事件カ其ノ性質上略式命令ヲ發スルニ適セス
又ハ之ヲ發スルコトヲ相當ナラスト思料スルトキハ通常ノ手續ニ依リ公判手續ヲ開始シ得ル

ヤ言ヲ俟タス(五二五條)而シテ裁判所カ略式命令ヲ發シタルトキハ刑ニ附隨スル一切ノ處分ヲ爲スコトヲ得ヘシ故ニ沒收追徴ハ勿論其人他特別法ニ於テ刑ニ附加シテ科シタル制裁モ共ニ言渡スコトヲ得ルモノトス該命令ハ被告人ニ裁判書ノ謄本ヲ送達スルニ依リ效力ヲ生スルモノトス但シ裁判所書記カ本人ニ其ノ謄本ヲ交付シタルトキハ正式ノ手續ニ依ル送達ト同シク送達ノ效力ヲ生スルコトトセリ。

第五百二十四條 略式命令ノ請求ハ公訴ノ提起ト同時ニ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

釋義 本條ハ檢事ノ略式命令ノ請求ノ手續ヲ規定シタルモノナリ略式命令ノ請求ハ公訴ノ提起ト同時ニ書面ヲ以テ爲スヘキモノトス略式命令ノ請求ハ檢事カ裁判所ニ對シ簡易ノ裁判ヲ求ムル手續ナルヲ以テ公訴ノ提起ヲ前提ト爲ササルヘカラス從テ公訴提起以前略式命令ノ請求ヲ爲シ得サルヤ論ヲ俟タス而シテ該手續ハ簡易手續ニ依リ迅速ニ裁判ヲ爲スニ在ルヲ以テ之カ命令ヲ發スル前提要件タル檢事ノ請求ヲ公訴提起ト分離シテ爲サシムル如キハ簡易手續ヲ設ケタル目的ニ反スルニ至ルヤ大ナリ故ニ該請求ハ公訴ト同時ニ爲スヘク之カ分離ヲ爲スコトヲ得サルコトトセリ。

第五百二十五條 前條ノ請求アリタル場合ニ於テ其ノ事件略式命令ヲ爲スコトヲ得ヌ又ハ之ヲ爲

スコトヲ相當ナラスト恩料スルトキハ通常ノ規定ニ從ヒ審判ヲ爲スヘシ

字解 事件略式命令ヲ爲スコトヲ得ヌトハ事件ノ性質上若ハ遠式ノ爲略式命令ヲ爲

スニ適セザル場合ヲ謂フ從テ事件ノ性質カ禁錮以上ノ刑ニ處スヘキ案件ナルトキハ勿論其ノ請求遠法ナル爲(例ヘシ)其ノ請求カ書面ニ依ラサルカ又ハ書面ニ依ルモ公訴ト同時ナラサル場合ノ如キ略式命令ヲ發シ得サル場合ヲモ本條ニ包含スルモノトス。

釋義 本條ハ略式命令ノ請求アリタルニ拘ラス通常ノ規定ニ從ヒ審判ヲ爲シ得ヘキ場合ヲ規定シタルモノナリ檢事ノ略式命令ノ請求ハ單ニ檢事ノ希望タルニ止マリ裁判所ヲ拘束スルモノニ非サルコトハ既ニ説明セル所ナリ從テ檢事ヨリ略式命令ノ請求アル場合ト雖裁判所ニ於テ其ノ事件カ性質上若ハ遠式ノ爲略式命令ヲ爲スニ適セス又ハ之ヲ爲スコトヲ相當ナラスト恩料スルトキハ一般ノ手續ニ從ヒ公判ヲ開キテ審判ヲ爲シ得ルモノト爲ササルヘカラス是レ本條ノ規定アル所以ナリ。

第五百二十六條 裁判書ニハ罪ト爲ルヘキ事實、適用シタル法令、科スヘキ刑及附隨ノ處分並

本ノ送達アリタル日ヨリ七日内ニ正式裁判ノ請求ヲ爲スコトヲ得ヘキ旨ヲ示スヘシ

字解 罪ト爲ルヘキ事實 適用スヘキ法令(三六〇條字解參照)

釋義 本條ハ略式命令ノ裁判書ニ記載スヘキ要件ヲ記載シタルモノナリ該裁判書ニ記載スヘキ要件ハ (一)罪ト爲ルヘキ事實 (二)適用シタル法令 (三)科スヘキ刑及附隨ノ處分 (四)謄本ノ送達アリタル日ヨリ七日内ニ正式裁判ノ請求ヲ爲スコトヲ得ヘキ旨ノ四個トス一般ノ手續ニ從ヘハ有罪ノ裁判ニ付テハ證據ニ依リテ之ヲ認メタル理由ヲ記載セサルヘカラサルモ略式命

令カ簡易ノ手續タル性質上特ニ斯ル記載ヲ省略セシムルコトト爲シタルナリ、又一般ノ被告人中ニハ正式裁判ヲ申立及其ノ期間ヲ了知セサルモノアルヲ慮リ特ニ被告人ノ利益ノ爲(四)ノ事項ヲ要件ノ二ニ加ヘタルナリ。

第五百二十七條 略式命令ヲ爲シタルトキハ檢事ニ裁判書ノ謄本ヲ送達スヘシ

釋義 本條ハ略式命令ヲ爲シタルトキ裁判書ノ謄本ヲ檢事ニ送達スヘキコトヲ規定シタルモノナリ、略式命令ハ檢事ノ請求ニ因リテ爲ス裁判ニシテ其ノ裁判ノ内容ハ有罪判決ト同様ナルヲ以テ其ノ裁判ヲ爲シタルトキハ原告官タル檢事ニ告知スヘキ要アルハ論ヲ俟タス、然ルニ略式命令ハ單ニ裁判書ノ謄本ヲ被告人ニ送達スルニ止マリ之カ裁判ニ檢事ノ立會ヲ要セサルヲ以テ特ニ告知ノ手續ヲ採ルニ非サレハ檢事ト雖其ノ裁判ノ内容ヲ知ルニ由ナシ、仍テ本條ノ規定ヲ設ケ裁判書ノ謄本ヲ送達シテ其ノ内容ヲ檢事ニ告知セシムルコトトセリ、該送達ハ裁判書ノ謄本ヲ檢事局ニ送付シテ爲スヘキモノトス(七七條)

第五百二十八條 略式命令ヲ受ケタル者ハ謄本ノ送達アリタル日ヨリ七日内ニ正式裁判ノ請求ヲ爲スコトヲ得

正式裁判ノ請求ハ略式命令ヲ爲シタル裁判所ニ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ正式裁判ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ速ニ其ノ旨ヲ檢事ニ通知スヘシ

字解 正式裁判 トハ略式命令ノ裁判ニ對シテ通常ノ訴訟手續ニ依リテ裁判所ノ爲ス

釋義 本條ハ正式裁判ヲ請求スル期間及其ノ手續ヲ規定シタルモノナリ、略式命令ハ簡易ノ事件ニ付便宜ニ行フ手續ナルヲ以テ之カ爲被告人ヲシテ通常ノ訴訟手續ニ依リ裁判ヲ受ケタル途ヲ杜絶スルハ穩當ニ非ス、故ニ略式命令ノ裁判ニ不服アル被告人ニ對シテハ謄本ノ送達若ハ交付アリタル日ヨリ七日内ニ正式裁判ノ請求ヲ爲スコトヲ許セリ、略式命令ハ被告人ニ其ノ謄本ヲ送達シ若ハ裁判所書記カ本人ニ謄本ヲ交付シテ爲スヘキモノニシテ其ノ送達若ハ交付ニ依リテ始メテ效力ヲ生スルニ至ルヲ以テ之ニ對スル正式裁判ノ請求モ其ノ效力ヲ發生シタル以後ニ於テ爲スヘク之ヨリ以前ニ爲シタル同請求ハ何等ノ效力ヲ生スルモノニ非サルナリ、又同請求ハ略式命令ヲ爲シタル裁判所ニ書面ヲ以テ爲スヘク之カ請求アリタルトキハ裁判所ハ速ニ其ノ旨ヲ檢事ニ通知セサルヘカラス。

第五百二十九條 第三百八十七條乃至第三百九十條ノ規定ハ正式裁判ノ請求ニ付之ヲ準用ス

釋義 本條ハ正式裁判ノ請求ニ付同請求權回復ノ請求ヲ爲シ得ルコトヲ認メタル規定ナリ、正式裁判ノ請求ニ付テモ自己ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リテ期間内ニ其ノ請求ヲ爲スコト能ハサル場合ニハ上訴ノ場合ニ於ケルト同シク之カ回復請求權ヲ認ムルヲ穩當トス、仍テ本法ハ此場合ニ付テハ上訴權回復請求ニ關スル三八七條乃至三九〇條ノ規定ヲ準用シテ之ヲ許容スルコトトセリ。

第五百三十條 正式裁判ノ請求ハ第一審ノ判決アル迄之ヲ取下クルコトヲ得

釋義 本條ハ正式裁判ノ請求ノ取下期間ヲ規定シタルモノナリ其期間ハ第一審ノ判決アル迄トス正式裁判ノ請求ノ取下ハ略式命令ノ裁判ヲ確定セシムル效果ヲ生ス。

第五百三十一條 正式裁判ノ請求法律上ノ方式ニ違反シ又ハ請求權消滅後ニ爲シタルモノナルト

キハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ之ヲ棄却スヘシ此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得
正式裁判ノ請求ヲ適法トスルトキハ通常ノ規定ニ從ヒ審判ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テハ略式命令ニ拘束セラルルコトナシ

字解 (即時抗告(三一條字解參照))

釋義 本條ハ正式裁判ノ請求ニ關スル審理手續ヲ規定シタルモノナリ正式裁判ノ請求カ
法律上ノ方式ニ違反シ又ハ (一)請求權消滅後ニ係ル爲七日ノ期間經過後ノ場合不適法ナルト
キハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ノ方式ヲ以テ之カ棄却ノ裁判ヲ爲スヘク該決定ニ對シテハ即時抗
告ヲ爲シ得ルモノトス又正式裁判ノ請求適法ナルトキハ一般ノ手續ニ從ヒ審判ヲ爲スヘキモ
ノトス此ノ場合ニ於テハ略式命令ノ裁判ハ判決アル迄其ノ效力ヲ失ハサルモ第一審ノ審判ハ
該命令ノ裁判ニ拘束セラルルコトナシ正式裁判ノ請求カ不適法ナルトキハ決定ヲ以テ棄却ス
ヘキコト前段説明ノ如シ然レトモ裁判所カ其ノ請求不適法ナルニ拘ラス一旦受理シテ通常ノ
規定ニ從ヒ裁判ヲ爲スヘキモノト爲シタル以上ハ通常ノ規定ニ則リ判決ヲ以テ棄却スヘク最

早決定ニ依リテハ之カ棄却ヲ爲シ得サルナリ(大正五年九月一九日大審院判決)

第五百三十二條 正式裁判ノ請求ニ因リ判決ヲ爲シタルトキハ略式命令ハ其ノ效力ヲ失フ

釋義 本條ハ略式命令ノ失効スヘキ場合ヲ規定シタルモノナリ略式命令ハ正式裁判ノ請求ニ
因リ判決ヲ爲シタルトキ其ノ效力ヲ失フモノトス蓋一個ノ公訴事實ニ付二個ノ裁判カ併存ス
ルヲ得サレハナリ但シ第一審判決ヲ言渡サルルモ未タ確定セサル間ハ其ノ判決ノ效力カ發生
セサルヲ以テ其ノ判決ノ確定以前ニ於テハ略式命令ハ其ノ效力ヲ失フモノニ非ス(大正五年九
月一九日大審院判決)從テ上訴裁判所ニ於テモ不適法ナル正式裁判ノ申立ハ之カ棄却ヲ爲シ得
ヘシ。

第五百三十三條 略式命令ハ正式裁判ノ請求期間ノ經過又ハ其ノ請求ノ取下ニ因リ確定判決ト同

一ノ效力ヲ生ス正式裁判ノ請求ヲ棄却スル裁判確定シタルトキ亦同シ
字解 確定判決(三一四條字解參照)

釋義 本條ハ略式命令ノ確定及其ノ效力ヲ規定シタルモノナリ略式命令ハ (一)正式裁判ノ請
求期間(七日ノ期間)ノ經過 (二)其ノ取下ニ因リテ確定シ確定判決ト同一ノ效力ヲ生スルニ至ル
モノトス從テ判決ト同シク之ヲ執行スルヲ得ヘク又之ニ對シテ再審ノ請求ヲ爲スコトヲ得ヘ
シ正式裁判ノ請求ヲ棄却スル裁判(正式裁判ノ請求受理前ニハ決定受理後ニハ判決)確定スルト
キモ亦之ト同一ノ效果ヲ生スヘシ。

第八編 裁判ノ執行

釋義 刑事訴訟ノ本來ノ目的ハ科刑權ノ存否及其ノ範圍ヲ確定スルニ在ルヲ以テ刑事訴訟ハ裁判ヲ以テ終局シ之カ執行ハ嚴格ノ意義ニ於ケル刑事訴訟ニ非サルナリ然レトモ裁判ハ單ニ裁判所又ハ判事ノ意見ヲ發表スル意思表示タルニ過キスシテ之ヲ實顯セシムルハ實ニ執行ニ在ルヲ以テ裁判ノ執行ハ刑事訴訟ノ終局ノ目的ヲ達成セシムル重要ナル手續ナリト謂ハサルヘカラス故ニ該手續モ廣義ノ刑事訴訟ノ一部トシテ刑事訴訟法中ニ規定セシムルヲ便宜トス仍テ本法ハ裁判ノ執行手續ヲ本編ニ規定シ裁判即チ判決決定及命令ニ關スル一切ノ執行手續ノ準則ヲ網羅スルコトトセリ。

第五百三十四條 裁判ハ確定シタル後之ヲ執行ス但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

釋義 本條ハ裁判執行ノ時期ヲ規定シタルモノナリ裁判ハ確定シタル後之ヲ執行スルヲ原則トス何ントナレハ裁判確定前ハ其ノ裁判ハ後日上訴ノ結果取消又ハ變更セラルル虞アルヲ以テナリ然レトモ裁判ノ性質上其ノ確定ヲ待タスシテ直ニ執行スルニ非サレハ其ノ目的ヲ達シ得サルモノアリ斯ル裁判ニ付テハ明文ヲ以テ其ノ例外ヲ設クルコトトセリ例ヘハ即時抗告ヲ許ササル決定及命令ノ裁判ノ如キ是ナリ(四六一條四六二條四七三條)又裁判ハ確定後ニ於テハ直ニ執行ニ著手スヘキヲ原則トス但シ死刑ノ執行ノ如ク特別ノ命令ヲ要スル場合(五三八條及

法律ノ規定ニ依リ特ニ執行ノ停止ヲ爲スヘキ場合ハ此ノ限ニ在ラス(五三七條五四三條五四四條五四六條)

第五百三十五條 裁判ノ執行ハ其ノ裁判ヲ爲シタル裁判所ノ檢事之ヲ指揮ス但シ其ノ性質上裁判

所又ハ裁判長、受命判事、豫審判事又ハ區裁判所判事ノ爲スヘキモノハ此ノ限ニ在ラス
 上訴ノ裁判又ハ上訴ノ取下ニ因リ下級裁判所ノ裁判ヲ執行スヘキ場合ニ於テハ上訴裁判所ノ檢事其ノ執行ヲ指揮ス但シ訴訟記録下級裁判所ニ在ルトキハ其ノ裁判所ノ檢事之ヲ指揮ス

釋義 本條ハ裁判執行ノ指揮ヲ爲スヘキ者ヲ定メタルモノナリ裁判ノ執行ハ其ノ裁判ヲ爲シタル裁判所ノ檢事之ヲ指揮スヘキヲ原則トス但シ裁判ノ性質上裁判ヲ爲シタル官憲ニ於テ自ラ爲スヘキ場合ハ此ノ限ニ在ラス例ヘハ檢證搜索竝證據決定ノ執行ノ如キ又ハ急速ヲ要スル場合ノ勾引狀又ハ勾留狀ノ執行ノ如キ(一〇〇條)但書即チ是ナリ又上訴ノ裁判又ハ取下ニ因リ下級裁判所ノ裁判ヲ執行スヘキ場合ニハ其ノ訴訟記録ハ上級裁判所ニ存スルヲ普通トスルヲ以テ上級裁判所ノ檢事ヲシテ其ノ執行ヲ指揮セシムルヲ便宜トス故ニ此ノ場合ニハ右ノ原則ニ例外ヲ設ケ其ノ趣旨ノ規定ヲ設ケタリ然レトモ該例外規定ハ一ニ訴訟記録カ上級裁判所ニ存スルコトヲ前提トシテ設ケタルモノナルヲ以テ訴訟記録カ未タ上級裁判所ニ送付セラレサル以前又ハ既ニ下級裁判所ニ返還セラレタル後ニ於テハ再ヒ一般ノ原則ニ立戻リ下級裁判所ノ檢事ニ於テ其ノ裁判ノ執行ヲ指揮スヘキモノトセリ(二二條)又ハ檢事モ同様にハ此ノ限ニ在ラス

第五百三十六條 裁判執行ノ指揮ハ書面ヲ以テ之ヲ爲シ之ニ裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ謄本又ハ抄本ヲ添附スヘシ但シ刑ノ執行ヲ指揮スル場合ヲ除クノ外裁判書ノ原本、謄本若ハ抄本又ハ調書ノ謄本若ハ抄本ニ認印シテ之ヲ爲スコトヲ得

字解 謄本、抄本(五二條字解参照)

釋義 本條ハ裁判執行指揮ノ方式ヲ規定シタルモノナリ、裁判執行ノ指揮ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘク該指揮書ニハ裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ謄本又ハ抄本ヲ添附セサルヘカラス、但シ刑ノ執行ヲ指揮スル場合ノ外簡便法ヲ認メ一々指揮書ヲ作成セスシテ右謄本又ハ抄本ニ認印シテ之ニ代フルコトトセリ。

第五百三十七條 二以上ノ主刑ノ執行ハ罰金及科料ヲ除クノ外其ノ重キモノヲ先ニス但シ檢事ハ重キ刑ノ執行ヲ停止シ他ノ刑ノ執行ヲ爲サシムルコトヲ得

字解 主刑 トハ死刑、懲役、禁錮、罰金拘留及科料ヲ謂フ(刑法九條)

釋義 本條ハ二個以上ノ主刑ノ執行ノ順序ヲ規定シタルモノナリ、二個以上ノ主刑ノ執行ハ罰金及科料ヲ除クノ外其ノ重キモノヲ先ニスヘキヲ原則トス、主刑ノ輕重ハ刑法第十條ニ依リ決スヘシ、以上ハ二個以上ノ主刑ノ執行ノ原則ヲ定メタルモノナレトモ事案ニ依リテ重キ刑ノ執行ヲ停止シ他ノ執行ヲ爲サシムル方便益ナル場合存ス、故ニ右ノ原則ニハ例外ノ規定ヲ設ケ檢事ノ裁量ニ依リ適宜其ノ執行ノ順序ヲ變更スルコトヲ許セリ、故ニ例ヘハ檢事ニ於テ被告人ノ體質カ禁錮刑ノ執行ニ堪フルモ懲役刑ノ執行ニハ堪ヘサルモノト認メタル場合ニハ先ツ禁錮刑ノ執行ヲ指揮スルコトヲ得ヘク、又懲役刑ト禁錮刑トノ二個ノ主刑ヲ執行スル場合ニ於テ檢事ニ於テ假出獄ヲ早ク許ス必要ヲ認メタル如キ場合ニハ先ツ懲役刑ノ三分ノ一ノ執行ヲ爲シ而シテ其ノ執行ヲ停止シ次ニ禁錮刑ノ三分ノ一ヲ執行シテ假出獄ヲ許スコトヲ得ヘシ。

第五百三十八條 死刑ノ執行ハ司法大臣ノ命令ニ依ル

釋義 本條乃至五四三條ハ死刑ノ執行ニ關スル規定ナリ、裁判確定シタルトキハ直ニ執行スルヲ原則トス、然レトモ特種ノ刑及特別ノ場合ニハ該原則ニ例外ヲ認ムルヲ穩當ト爲ス場合アリ、本條ハ右ノ原則ニ對スル例外ノ場合ノ一ニシテ死刑ノ執行ハ司法大臣ノ命令ヲ待チテ執行スヘキモノトセリ、是レ司法大臣カ特赦ヲ奏請スル權利ヲ有スルヲ以テ(恩赦令一二條)斯ル最重ノ刑ニ付テハ特ニ該事實ノ存否ヲ考査セシムル必要アルカ爲ナリ。

第五百三十九條 死刑ヲ言渡シタル判決確定シタルトキハ檢事ハ速ニ訴訟記録ヲ司法大臣ニ差出スヘシ

釋義 本條ハ死刑ヲ言渡シタル判決確定シタル場合訴訟記録ヲ司法大臣ニ差出スヘキコトヲ規定シタルモノナリ、是レ司法大臣ヲシテ特赦ヲ奏請スヘキ事情ノ有無ヲ考査シタル上前條ニ依ル命令ヲ發セシムル必要アルカ爲ナリ。

第五百四十條 司法大臣死刑ノ執行ヲ命シタルトキハ五日内ニ其ノ執行ヲ爲スヘシ

釋義 本條ハ死刑ノ執行ヲ命命アテタル後死刑ヲ執行スヘキ期間ヲ定メタルモノナリ、舊法ニ於テハ其ノ期間ヲ三日ト爲シタレトモ舊刑訴三一八條二項本法ハ二日延長シテ五日ト爲シタリ。

第五百四十一條 死刑ノ執行ハ檢察及裁判所書記ノ立會ニテ之ヲ爲スヘシ

檢察又ハ監獄ノ長ノ許可ヲ得タル者ニ非サレハ刑場ニ入ルコトヲ得ス

釋義 本條ハ死刑執行ノ際ノ立會者及刑場ニ入ルコトヲ得ヘキ者ヲ規定シタルモノナリ、

第一、死刑ノ執行ニハ檢察及裁判所書記ノ立會ヲ必要トス、死刑ハ人ノ生命ヲ奪フモノニシテ

テ最重ノ刑ナルヲ以テ之カ執行ニ付テモ十分鄭重ニ行フノ必要アリ、故ニ一面刑ノ執行ノ指揮者タル檢察ヲシテ其ノ執行ヲ嚴重ニ監督セシムル爲之ニ立會ハシムルコトヲ要件ト爲ス

ノミナラス一面其ノ執行カ現實ニ行ハレタルコトヲ後日ニ證スル爲始末書ヲ作成セシムル

必要上裁判所書記ヲシテ之ニ立會ハシムルコトヲ要件ト爲シタルナリ。

第二、刑場ニ立入ルコトヲ得ヘキ者、刑場ニ立入ルコトヲ得ヘキ者ハ死刑ノ執行ニ關スル者

ノ外檢察又ハ監獄ノ長ノ許可ヲ得タル者ニ限ルモノトス、古ニ於テハ死刑ハ之ヲ公行シタレ

トモ死刑ノ公行ハ公安ニ害アルヲ以テ今日文明各國ニ於テハ一般ニ死刑執行ノ公行ヲ禁止

シテ、故ニ本法ニ於テモ舊法ト同シク(舊刑訴三一八條二項)死刑ハ一定ノ場所ニ於テ一定ノ人

ノ立會ノミニテ執行スルコトトセリ、然レトモ學術研究等ノ爲之カ入場ヲ希望スル者ニ對シ

テモ絕對ニ之カ入場ヲ禁止スヘキ理由ナク却テ之カ爲社會ニ貢獻スル所アルヘキニ依リ檢

察事又ハ監獄ノ長ノ許可ヲ得タル者ニハ刑場ニ立入ルコトヲ許スコトトセリ。

第五百四十二條 死刑ノ執行ニ立會ヒタル裁判所書記ハ執行始末書ヲ作り檢察及監獄ノ長ト共ニ

之ニ署名捺印スヘシ

釋義 本條ハ執行始末書ノ方式ヲ規定シタルモノナリ、執行始末書ハ死刑ノ執行手續ヲ明確ニ

スル爲作成スルモノニシテ該執行ニ立會ヒタル裁判所書記ニ於テ作成スヘク該始末書ニハ其

ノ記載ヲ確保スル爲裁判所書記ニ於テ檢察及監獄ノ長ト共ニ署名捺印セサルヘカラス。

第五百四十三條 死刑ノ言渡ヲ受ケタル者心神喪失ノ状態ニ在ルトキハ司法大臣ノ命令ニ因リ執

行ヲ停止ス

死刑ノ言渡ヲ受ケタル婦女懷胎ナルトキハ司法大臣ノ命令ニ因リ執行ヲ停止ス

前二項ノ規定ニ依リ死刑ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テハ痊愈又ハ分娩ノ後司法大臣ノ命令ア

ルニ非サレハ執行ヲ爲スコトヲ得ス

字解 心神喪失(三〇五條字解参照)

釋義 本條ハ死刑ノ執行ヲ停止スヘキ場合ヲ規定シタルモノナリ、其ノ場合左ノ如シ。

第一、死刑ノ言渡ヲ受ケタル者心神喪失状態ニ在ルトキ、心神喪失者ニ對スル刑ノ執行ハ刑

ノ一般又ハ特別ノ效果ヲ生スルコトナキノミナラス、心神喪失ハ犯時ニ在リテハ犯罪不成立

ノ原因ト爲リ訴訟ノ場合ハ訴訟能力ノ欠缺ト爲ルヲ以テ執行ニ際シテモ其ノ執行ヲ停止ス

ルヲ至當トスレハナリ。第二、死刑ノ言渡ヲ受ケタル婦女懐胎ナルトキ、刑ノ執行ノ爲罪ナキ胎兒迄殺害スルハ不當ノ甚シキモノナレハナリ。

以上第一第二ノ事由存スルトキハ何レモ司法大臣ノ命令ニ因リテ其ノ執行ヲ停止スヘク痊癒又ハ分挽後更ニ司法大臣ノ命令アルニ非サレハ其ノ執行ヲ爲シ得サルモノトス。

第五百四十四條 懲役、禁錮又ハ拘留ノ言渡ヲ受ケタル者心神喪失ノ状態ニ在ルトキハ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢察又ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ現在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢察ノ指揮ニ因リ其ノ痊癒ニ至ル迄執行ヲ停止ス

釋義 本條乃至五四六條ハ自由刑ノ執行停止ニ關スル規定ナリ、本條ハ心神喪失ノ状態ニ在ルコトヲ原因トシテ執行ヲ停止スル場合ナリ、斯ル者ニ對シテハ自由刑ノ執行ヲ爲スモ其ノ刑ノ目的ヲ達スルコト能ハサルヲ以テ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所又ハ其ノ者ノ現在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢察ノ指揮ニ因リ其ノ痊癒ニ至ル迄必ス其ノ執行ヲ停止スヘキモノトセリ。

第五百四十五條 前條ノ規定ニ依リ刑ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テハ檢察ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ヲ監護義務者又ハ市町村長ニ引渡シ病院其ノ他適當ノ場所ニ入レシムルコトヲ得

刑ノ執行ヲ停止セラレタル者ハ前項ノ處分アル迄之ヲ監獄ニ留置シ其ノ期間ヲ刑期ニ算入ス
字解 監護義務者 トハ法律ノ規定ニ依リ精神病者ヲ保護監督スヘキ義務ヲ負フ者ヲ謂

フ (一) 精神病者ノ後見人、(二) 同配偶者、(三) 同四等親内ノ親族及 (四) 戸主即チ是ナリ(精神病監護法一條)

釋義 本條ハ刑ノ執行停止中ニ於ケル心神喪失者ノ保護處分ヲ規定シタルモノナリ、前條ノ規定ニ依リ自由刑ノ執行ヲ停止シタル場合ニハ心神喪失者ノ保護ノ爲其ノ者ヲ監護義務者又ハ市町村長ニ引渡シ病院其ノ他適當ノ場所ニ入レシムルコトヲ得ルモノトス、而シテ右ノ處分ヲ爲ス迄ハ監獄ニ留置スヘク該留置ハ執行停止後便宜ノ處置ニシテ刑ノ執行ニハ非サルモ被告ノ利益ヲ慮リ其ノ留置期間ハ刑期ニ算入スルコトトセリ。

第五百四十六條 懲役、禁錮又ハ拘留ノ言渡ヲ受ケタル者ニ付左ニ掲ケル事由アルトキハ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢察又ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ現在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢察ノ指揮ニ因リ刑ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

- 一 刑ノ執行ニ因リ著シク健康ヲ害スルトキ又ハ生命ヲ保ツコト能ハサル處アルトキ
- 二 七十歳以上ナルトキ
- 三 受胎後百五十日以上ナルトキ
- 四 分娩後六十日ヲ經過セサルトキ
- 五 刑ノ執行ニ因リ回復スヘカラサル不利益ヲ生スル處アルトキ
- 六 祖父母又ハ父母七十歳以上又ハ癩癧疾ニシテ侍養ノ子孫ナキトキ

七 其ノ他重大ナル事由アルトキ

釋義 本條ハ重大ナル事由ヲ原因トシテ刑ノ執行ヲ停止スヘキ場合ヲ規定シタルモノナリ、舊法ニ於テモ同様ノ規定存セシモ其ノ範圍狹キニ失シタルヲ以テ(舊刑訴三一九條)本法ハ之ヲ擴張シタリ、其ノ場合左ノ如シ。

第一、刑ノ執行ニ因リ著シク健康ヲ害スルトキ又ハ生命ヲ保ツコト能ハサル虞アルトキ、死刑ヲ除ク外刑ノ目的ハ決シテ被告人ノ生命ヲ奪フモノニ非ス、然ルニ刑ノ執行ニ因リテ著シク健康ヲ害シ又ハ生命ヲ保ツコト能ハサル病者若ハ老衰者ナル被告人ニ對シ之カ執行ヲ強行スルハ全ク自由刑ノ目的ヲ達スル途ニ非サレハナリ。

第二、七十歳以上ナルトキ、特ニ老者ヲ保護スル爲設ケタルモノナリ。

第三、受胎後百五十日以上ナルトキ、受胎後百五十日以上ノ者ハ勞働ヲ爲スコト困難ナルヲ以テ斯ル者ヲシテ通常ノ者ト同一ニ定役ニ服セシムルハ苦痛ヲ感セシムルコト非常ナルノミナラス之カ爲往々胎兒ノ出生ヲ害スル虞アル場合存スルニ依リ醫學上ノ實際ニ鑑ミ之カ停止規定ヲ設ケタルモノナリ。

第四、分娩後六十日ヲ經過セサルトキ、分娩ハ婦人ノ一身ニ及ホス影響重大ニシテ若シ分娩後十分ノ靜養ヲ爲サシメサルトキハ疾病ヲ惹起スルコト間々存スルニ依リ本號ノ規定ヲ設ケタルナリ。

第五、刑ノ執行ニ因リ回復スヘカラサル不利益ヲ生スル虞アルトキ、是レ被告人ヲシテ成ル

ヘク過重ノ害ヲ免レシムル趣旨ニ出テタルモノナリ。

第六、祖父母又ハ父母七十歳以上又ハ癡篤疾ニシテ侍養ノ子孫ナキトキ、是レ主トシテ孝道ヲ重ンセシムル趣旨ヲ以テ新設シタルモノナリ。

第七、其ノ他重大ナル事由アルトキ、以上第一乃至第六ニ於テ重要ナル停止事由ヲ列舉シタルモノニミニ因リテハ尙ホ停止事由トシテ不十分ナル場合アルヲ慮リ本號ニ於テ概括的規定ヲ設ケ檢事ヲシテ機宜ノ處置ヲ採ラシムルコトトセリ。

本條ノ刑ノ執行停止ハ法律ノ規定ニ依リ當然停止スルニ非スシテ檢事ノ自由裁量ニ委スルコトトセリ、刑ノ執行ヲ停止シ得ル檢事ハ (一)刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事又ハ (二)刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ現在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢事トス。

第五百四十七條 死刑、懲役、禁錮又ハ拘留ノ言渡ヲ受ケタル者拘禁中ニ非サルトキハ檢事ハ執行ノ爲之ヲ召喚スヘシ召喚ニ應セサルトキハ逮捕狀ヲ發スヘシ

字解 逮捕狀 トハ刑ノ確定シタル被告人ヲ引致スル爲檢事ニ於テ自ラ發シ又ハ司法

警察官ヲシテ發セシムルコトヲ得ル命令ニシテ勾引狀ト同一ノ效力ヲ有スルモノトス。

釋義 本條ハ拘禁中ニ非サル受刑者ニ對シ刑ノ執行ヲ爲シ得ル場合ノ規定ナリ、拘禁中ニ非サル受刑者ニ對シ自由刑ノ執行ヲ爲スニハ先ツ受刑者ヲ召喚スヘク召喚ニ應セサル場合ニ於テ

始メテ逮捕狀ヲ發シ強制力ヲ使用シテ受刑者ヲ引致シ得ルモノトス。

第五百四十八條 死刑、懲役、禁錮又ハ拘留ノ言渡ヲ受ケタル者逃亡シタルトキ又ハ逃亡スル處

アルトキハ檢事ハ直ニ逮捕狀ヲ發シ又ハ司法警察官ヲシテ之ヲ發セシムルコトヲ得

釋義 本條ハ前條ノ例外ヲ規定シタルモノナリ、拘禁中ニ非サル受刑者ニ對シ自由刑ノ執行ヲ爲スニハ召喚ニ應セサル場合ニ非サレハ逮捕狀ヲ發シ得サルヲ原則トスレトモ受刑者逃亡シタルトキ又ハ逃亡スル處アルトキハ召喚スルモ其ノ效ナキコト顯著ナルノミナラス召喚ニ因リテ却テ引致ヲ困難ナラシムル處アルヲ以テ斯ル場合ニハ以上ノ原則ニ例外ヲ設ケ檢事ニ於テ直ニ逮捕狀ヲ發シ又ハ司法警察官ヲシテ之ヲ發セシムルコトヲ得セシメタリ。

第五百四十九條 死刑、懲役、禁錮又ハ拘留ノ言渡ヲ受ケタル者ノ現在地ヲ覺知スルコト能ハサ

ルトキハ檢事ハ檢事長ニ人相書ヲ送付シ其ノ逮捕ヲ請求スルコトヲ得

請求ヲ受ケタル檢事長ハ其ノ管内ノ檢事ヲシテ逮捕狀ヲ發シ逮捕ノ手續ヲ爲サシムヘシ

字解 檢事長(九五條字解參照)

人相書 トハ受刑者ノ容貌、體格其ノ他ノ徵表ヲ記載シタル書面ヲ謂フ。

釋義 本條ハ受刑者ノ現在地ヲ覺知シ得サル場合ノ特別處分ヲ規定シタルモノナリ、自由刑ノ執行ニ當リ受刑者ノ現在地ヲ覺知シ得サル場合ハ勾引ニ際シ被告人ノ現在地ヲ覺知シ得サル關係ト略ホ同一ナルヲ以テ同様ノ手續ニ依ラシメ檢事長ニ逮捕ヲ請求シ得ルコトトセリ、此ノ

場合ニハ檢事長ハ其ノ管内ノ檢事ヲシテ逮捕狀ヲ發シ逮捕手續ヲ爲サシメサルヘカラス、

第五百五十條 逮捕狀ニハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ氏名、住居、年齢、刑名、刑期其ノ他逮捕ニ

必要ナル事項ヲ記載シ檢事又ハ司法警察官之ニ記名捺印スヘシ

必要アル場合ニ於テハ逮捕狀ニ人相書ヲ添附スヘシ

釋義 本條ハ逮捕狀ノ方式ヲ定メタルモノナリ、逮捕狀ニハ (一)受刑者ノ氏名 (二)同住居 (三)同年龄 (四)同刑名 (五)同刑期及 (六)其ノ他逮捕ニ必要ナル事項(例ヘハ受刑者ノ身分、職業、經歷其ノ他ノ特徴等ヲ記載シ之ヲ發シタル檢事又ハ司法警察官ニ於テ之ニ記名捺印スヘキモノトス、必要ナル場合ニハ逮捕狀ニ人相書ヲ添附セサルヘカラス。

第五百五十一條 逮捕狀ハ勾引狀ト同一ノ效力ヲ有ス

釋義 本條ハ逮捕狀ノ效力ヲ規定シタルモノナリ、逮捕狀ハ勾引狀ト同一ノ效力アルモノトス從テ逮捕狀ハ受刑者ヲ強制シテ指定ノ場所ニ出頭セシムル效力ヲ有スルモノナリ、舊法ニ於テハ逮捕狀ニ勾留狀ト同一ノ效力ヲ與ヘタルモ(舊刑訴三一九條二項)本法ニ於テハ其ノ必要ヲ認メサルニ依リ叙上ノ如ク勾引狀ノ效力ノミヲ付與セリ。

第五百五十二條 逮捕狀ノ執行ニ付テハ勾引狀ノ執行ニ關スル規定ヲ準用ス

釋義 本條ハ逮捕狀ノ執行方法ヲ規定シタルモノナリ、前條説明ノ如ク逮捕狀ニ付テハ勾引狀ト同一ノ效力ヲ付與シタルヲ以テ其ノ執行方法ニ付テモ勾引狀ノ執行方法ニ依ラシムルコト

トシ其ノ規定ヲ準用スルコトトセリ。(一〇五條以下参照)

第五百五十三條 罰金、科料、沒收、追徴、過料、沒取、訴訟費用又ハ費用賠償ノ裁判ハ檢事ノ命令ニ因リ之ヲ執行ス此ノ命令ハ執行力アル債務名義ト同一ノ效力ヲ有ス

前項ノ裁判ノ執行ニ付テハ民事訴訟法ヲ準用ス但シ執行前裁判ノ送達ヲ爲スコトヲ要セス

字解 沒收(一一九條字解参照)

追徴 トハ沒收ニ代ル處分ニシテ沒收ヲ爲シ能ハサル場合之ニ代ヘテ強制的ニ其ノ價額ヲ國庫ニ徵收スル裁判ヲ謂フ(刑法一九七條)

過料 トハ訴訟法上特ニ命スル制裁ニシテ刑事罰ニ非スシテ秩序罰ヲ爲スモノナリ(一九〇條釋義参照)

費用賠償 トハ正當ノ事由ナクシテ出頭セサル證人、鑑定人、通事及翻譯人ニ對シ其ノ出頭セサルニ因リ生シタル費用ノ賠償ヲ命シタル裁判ヲ謂フ(一九〇條二二八條二三六條)

釋義 本條乃至五五五條ハ罰金、科料、沒收、追徴、過料、沒取、訴訟費用及費用賠償ノ裁判ノ執行方法ヲ規定シタルモノナリ、此等ノ裁判ハ總テ檢事ノ命令ニ因リ執行スヘキモノニシテ該命令ハ執行力アル債務名義ト同一ノ效力ヲ有シ該裁判ノ執行ハ民事訴訟法ノ規定ヲ準用シ同法第六編強制執行ノ規定ニ從テ爲スヘキモノトス、但シ執行前債務名義ノ送達ヲ必要トセス。

第五百五十四條 沒收又ハ租稅其ノ他ノ公課若ハ專賣ニ關スル法令ノ規定ニ依リ言渡シタル罰金若ハ追徴ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者判決確定後死亡シタル場合ニ於テハ相續財産ニ就キ之ヲ執行スルコトヲ得

若ハ追徴ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者判決確定後死亡シタル場合ニ於テハ相續財産ニ就キ之ヲ執行スルコトヲ得

字解

刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ死亡ニ非サル事由ニ因リ相續開始シタルトキハ罰金、沒收又ハ追徴ハ相續財産ニ就キ之ヲ執行スルコトヲ得

字解 死亡ニ非サル事由ニ因リ相續開始シタルトキ 例ハ(一)隱居 (二)國籍ノ喪失

(三)戸主カ婚姻又ハ養子縁組ノ取消ニ因リテ其ノ家ヲ去リタルトキ (四)女戸主ノ入夫

婚姻及 (五)入夫ノ離婚ニ因リ相續開始スル場合ノ如キヲ謂フ(民法九六四條)

釋義 本條ハ裁判ノ執行ヲ受刑者ノ相續財産ニ就キ爲シ得ヘキ場合ヲ規定シタルモノナリ、刑ハ一身ニ止マリ相續人ニ及ボササルヲ原則トス、然レトモ沒收刑ノ如キハ犯人ニ對スル附加刑ナルモノニ追隨スヘキ性質ヲ有シ又追徴ハ沒收ニ代ルヘキ性質ヲ有スルモノナルヲ以テ受刑者死亡スルトキハ其ノ相續財産ニ對シテ執行スルヲ相當トス、又租稅其ノ他公課若ハ專賣ニ關スル法令ノ規定ニ依リ言渡サレタル罰金ノ如キハ一面收稅ヲ圖ル爲ニ存スルニ在ルヲ以テ受刑者ノ死亡ニ依リ執行ヲ爲シ得サルモノトセハ立法ノ目的ヲ達シ得サルニ至ルヲ以テ此ノ場合ニ於テモ相續財産ニ就キ執行セシムルヲ相當トス、故ニ此等三個ノ場合ニ付テハ前叙ノ原則ニ例外ヲ設ケ何レモ相續財産ニ就キ其ノ執行ヲ爲サシムルコトトセリ、又受刑者死亡セサル間ハ假令隱居其ノ他ノ事由ニ因リ相續開始スルコトアルモ其ノ者ノ特有財産ニ就キ刑ノ執行ヲ爲シ得ルコト勿論ナルモ斯ル場合相續財産ニ對シテ絕對ニ刑ノ執行ヲ爲シ得サルモノトセハ

故意ニ相續ヲ開始セシメテ財産刑ノ執行ヲ免ルルモノナキヲ保セス故ニ此ノ場合ニ付テモ右ノ原則ニ對シテ例外ヲ設クル必要アリ本條第二項ハ之ニ應スル爲設ケタル例外規定ナリトス。

第五百五十五條 法人ニ對シ罰金、料料、沒收又ハ追徴ヲ言渡シタル場合ニ於テ其ノ判決確定後合併ニ因リ法人消滅シタルトキハ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リ設立シタル法人ニ對シテ執行ヲ爲スコトヲ得

釋義 本條ハ法人合併ニ依リ消滅シタル場合財産刑ノ執行方法ヲ規定シタルモノナリ法人合併スルトキハ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リ設立シタル法人ニ於テ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ權利義務ヲ承繼スルニ至ルヲ以テ(商法八二條)判決確定後受刑ノ法人合併ニ因リ消滅シタルトキハ消滅シタル法人ノ財産ヲ承繼シタル法人ニ對シテ其ノ執行ヲ爲スヲ適當トス、本條ハ其ノ趣旨ヲ明カニシタルモノナリ。

第五百五十六條 上訴申立後ノ未決勾留ノ日數ハ左ノ例ニ依リ之ヲ本刑ニ通算ス

- 一 檢事ノ上訴ナルトキハ勾留日數ノ全部
 - 二 檢事ニ非サル者ノ上訴ニシテ其ノ理由アルトキハ勾留日數ノ全部
- 前項ノ規定ニ依ル通算ニ付テハ未決勾留一日ヲ刑期ノ一日又ハ金額ノ一圓ニ折算ス

上告裁判所原判決ヲ破毀シタル後ノ未決勾留ハ上告中ノ未決勾留日數ニ準シ之ヲ通算ス
字解 上訴ニシテ其ノ理由アルトキ トハ控訴ノ場合ニハ控訴裁判所ニ於テ第一審判

決ト異ル判決ヲ下シタル場合ヲ謂ヒ上告ノ場合ニハ上告裁判所ニ於テ上告ヲ理由アリトシテ原判決ヲ破毀シタル場合ヲ謂フ。

釋義 本條ハ上訴申立後ノ未決勾留日數ノ通算ニ關シ規定シタルモノナリ未決勾留日數ノ通算方法ニハ二主義アリ一ヲ法定主義ト謂ヒ一ヲ裁判主義ト謂フ法定主義ハ法律ニ於テ一定ノ通算方法ヲ規定シ裁判所ニ之カ取捨ヲ爲シ得サル主義ヲ謂ヒ裁判主義トハ未決拘留日數ノ通算ノ取捨並其ノ通算ノ範圍ヲ一ニ裁判所ノ自由裁量ニ委シタル主義ヲ謂フ刑法ニ於テハ裁判主義ヲ採用シ(刑法二一條)タルモ本法ニ於テハ法定主義ヲ採用セリ上訴申立後ノ未決勾留日數ニ付テハ (一)檢事ノ上訴ナルトキ及 (二)檢事ニ非サル者ノ上訴ニシテ其ノ理由アルトキハ勾留日數ノ全部ヲ本刑ニ通算スヘキモノトス而シテ其ノ通算ノ方法ハ主刑カ自由刑ナルトキハ未決勾留日數一日ヲ刑期ノ一日ニ折算スヘク若シ主刑カ金額ナルトキハ未決勾留日數一日ヲ金額ノ一圓ニ折算スヘキモノトス上告裁判所ニ於テ原判決ヲ破毀シ移送又ハ差戻ニ因リ事件ヲ第一審又ハ第二審裁判所ニ繫屬セシメタル場合ハ(四四九條四五〇條)其ノ以後ノ未決勾留ハ結局不當ナル原判決ノ結果ニ基因スルヲ以テ上告中ノ未決勾留日數ニ準シ之ヲ通算スヘキモノト爲セリ。

第五百五十七條 沒收物ハ檢事ノ手處分スヘシ
字解 沒收物 トハ沒收ノ裁判ノ執行ニ因リ國庫ニ歸屬セシメタル物件ヲ謂フ。

釋義 沒收ノ裁判ノ執行ハ五五三條ニ依リ檢事ノ命令ニ因リ之ヲ執行スヘキハ既に説明セル所ナリ本條ハ其ノ執行ニ因リ國庫ニ歸屬セシメタル沒收物ノ處分方法ヲ規定シタルモノニシテ之カ處分モ檢事ニ於テ爲スヘキモノトセリ。

第五百五十八條 沒收ノ執行後三月内ニ權利ヲ有スル者ヨリ沒收物ノ交付ヲ請求シタルトキハ檢事ハ破壊又ハ廢棄スヘキ物ヲ除クノ外之ヲ交付スヘシ
沒收物ヲ處分シタル後前項ノ請求アリタル場合ニ於テハ檢事ハ公賣ニ因リテ得タル代價ヲ交付スヘシ

釋義 沒收ハ被告人ニ對スル刑ニシテ被告人以外ノ者ニハ其ノ效力ヲ及ホスヘキモノニ非ス、故ニ沒收ノ裁判ノ執行ニ因リ押收物カ一旦國庫ニ歸屬シタルトスルモ是レ單ニ被告人ニ對スル關係ニ於テ國庫ニ所有權ヲ移轉スルニ過キス、之カ爲該物件ニ付本來所有權ヲ有スル者ノ權利ヲ侵害スルヲ得サルモノトス、從テ沒收物カ被告人以外ノ者ニ屬スルトキハ權利者ニ於テ國庫ニ對シテ之カ交付ヲ受クヘキ請求權ヲ有スルモノト謂ハサルヘカラス、然レトモ請求權行使ノ時期ヲ制限セサルトキハ繁ニ堪ヘサルノミナラス執行ノ效果ヲ不定ナラシムル虞アルヲ以テ本法ハ其ノ請求權行使ノ時期ヲ沒收ノ執行後三月ニ制限セリ、而シテ該期間内ニ權利者ヨリ交付ノ請求アリタルトキハ檢事ニ於テ禁制品其ノ他特別ノ事由ニ因リ破壊又ハ廢棄スヘキ物ヲ除ク外之カ交付ヲ爲スヘク該請求カ沒收物處分後ニ係ルトキハ公賣ニ因リテ得タル代價ヲ

交付セサルヘカラス。

第五百五十九條 偽造又ハ變造ニ係ル物ヲ返還スル場合ニ於テハ偽造又ハ變造ノ部分ヲ其ノ物ニ表示スヘシ

偽造又ハ變造ニ係ル物押收セラレサルトキハ之ヲ提出セシメテ前項ニ規定スル手續ヲ爲スヘシ
但シ其ノ物公務所ニ屬スルトキハ偽造又ハ變造ノ部分ヲ公務所ニ通知シテ相當ノ處分ヲ爲サシムヘシ

釋義 刑法第十九條ニ依レハ偽造又ハ變造ニ係ル物件ハ之カ沒收ヲ爲スコトヲ得ルモ之カ沒收ヲ爲スト否トハ一ニ裁判所ノ自由裁量ニ屬スルヲ以テ押收物中裁判所ニ於テ偽造又ハ變造ト認定シタル物件モ沒收ニ係ラサル物件ハ所有者ニ還付セサルヘカラス、然レトモ判決ニ於テ偽造ト認定シタル物件ヲ其ノ儘還付スルハ穩當ニ非サルヲ以テ斯ル物件ニ付テハ之カ還付ヲ爲スニ當リ偽造又ハ變造ノ部分ヲ其ノ物ノ上ニ表示スヘキコトトセリ、又同一理由ニ依リ偽造又ハ變造ニ係ル物件カ押收ニ係ラサルトキハ之ヲ提出セシメテ同様ノ手續ヲ爲スコトト爲シ、若シ其ノ物カ公務所ニ屬スルトキハ公務所ニ通知シテ相當ノ處分ヲ爲サシムルコトトセリ。

第五百六十條 押收物ノ還付ヲ受クヘキ者ノ所在不明ナル爲又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ物ヲ還付スルコト能ハサル場合ニ於テハ檢事ハ其ノ旨ヲ公告スヘシ

公告ヲ爲シタル時ヨリ六月内ニ還付ノ請求ナキトキハ其ノ物ハ國庫ニ歸屬ス

前項ノ期間内ト雖價値ナキ物ハ之ヲ廢棄シ保管ニ不便ナル物ハ之ヲ公賣シテ其ノ代價ヲ保管スルコトヲ得

釋義 本條ハ押收物ノ還付ヲ爲シ得サル場合ノ手續ヲ規定シタルモノナリ、沒收ニ係ラサル押收物ハ還付ヲ受クヘキ者ニ還付ノ手續ヲ爲ササルヘカラス、然レトモ時ニ或ハ還付ヲ受クヘキ者ノ所在不明ナル爲又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ物ヲ還付シ能ハサル場合アリ、本條ハ斯ル場合ニ處スル爲特別ニ設ケタル手續ニシテ、檢事ハ先ツ其ノ旨ヲ公告シ、公告ノ日ヨリ六月内ニ還付ノ請求ヲキトキハ其ノ物ヲ國庫ニ歸屬セシムルコトトセリ、但シ前項ノ期間内ト雖價値ナキモノハ之ヲ廢棄シ保管ニ不便ナル物ハ公賣シテ其ノ代價ヲ保管スルコトヲ得ヘシ。

第五百六十一條 刑ノ言渡ヲ受ケタル者裁判ノ解釋ニ付疑アルトキハ言渡ヲ爲シタル裁判所ニ疑義ノ申立ヲ爲スコトヲ得

字解 疑義ノ申立 トハ確定シタル裁判ニ對シ其ノ裁判ノ解釋ニ付疑アルトキ刑ヲ言渡シタル裁判所ニ判決主文ノ意義ノ釋明ヲ求ムルヲ謂フ。刑ニ疑義アリテ解釋ニ付疑アルトキ刑ヲ言渡シタル裁判所ニ疑義ノ申立ヲ爲シ得ル者及其ノ管轄裁判所ヲ規定シタルモノナリ、疑義ノ申立ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル被告人ニ限り之ヲ爲スヘク、檢事ハ其ノ申立權ヲ有セス、蓋檢事ハ職務上自ラ解釋ヲ爲スヘキ地位ニ在ルモノナレハナリ、之カ申立ヲ爲スヘキ管轄裁判所ハ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所トス、此ニ所謂裁判所トハ疑義ノ申立ニ係ル刑ヲ現ニ言渡シタル裁判所内ノ一部

ノミニ限定スヘキモノニ非スシテ其ノ部カ屬シタル裁判所内ノ各部ヲ總括的ニ指示スルモノトス、疑義ノ申立ハ確定シタル裁判ニ對シテ爲スヘキモノナルヲ以テ裁判確定前ニ於テ該申立ヲ爲スヲ得サルモノトス、又疑義ノ申立ハ刑ノ言渡ヲ爲シタル判決主文ノ意義ニ付疑ヲ生シタルトキ其ノ説明ヲ求ムル申立ナルヲ以テ單ニ訴訟費用ノ言渡ノミニ關スル疑義ノ申立又ハ判決主文ト其ノ基本ト爲リタル理由トノ關係ニ付疑アル場合ノ疑義ノ申立ノ如キハ疑義ノ申立トシテ採用スヘキモノニ非ス。

第五百六十二條 裁判ノ執行ヲ受ケル者又ハ其ノ法定代理人、保佐人若ハ夫執行ニ關シ檢事ノ爲シタル處分ヲ不當トスルトキハ言渡ヲ爲シタル裁判所ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

字解 異議ノ申立 トハ刑ノ執行ニ關シ檢事ノ爲シタル處分ヲ不當トスル場合刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ニ其ノ更正ヲ求ムル申立ヲ謂フ。疑義ノ申立モ異議ノ申立モ同トスヘキトシ、釋義 本條ハ異議ノ申立ヲ爲シ得ル者及其ノ管轄裁判所ヲ規定シタルモノナリ、異議ノ申立ヲ爲シ得ル者ハ (一) 裁判ノ執行ヲ受ケル者 (二) 其ノ法定代理人 (三) 同保佐人及 (四) 同夫トス、而シテ之カ申立ヲ爲スヘキ管轄裁判所ハ其ノ言渡ヲ爲シタル裁判所トス、該裁判所モ前條ノ裁判所ト同意義ナリ。

第五百六十三條 疑義又ハ異議ノ申立ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

疑義又ハ異議ノ申立ハ決定アル迄之ヲ取下クルコトヲ得

疑義又ハ異議ノ取下ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第三百九十一條ノ規定ハ疑義又ハ異議ノ申立及其ノ取下ニ付之ヲ準用ス

釋義 本條ハ疑義又ハ異議ノ申立及其ノ取下ヲ爲スヘキ手續ヲ規定シタルモノナリ、該申立及取下ハ共ニ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘク取下ノ時期ハ管轄裁判所ノ決定アル迄トス、監獄ニ在ル受刑者カ該申立又ハ取下ヲ爲ス場合ニ付テハ監獄ニ在ル被告人カ上訴ヲ爲ス場合ノ規定ヲ準用スヘキモノトス。

第五百六十四條 疑義又ハ異議ノ申立ヲ受ケタル裁判所ハ檢察ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲スヘシ此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

字解 即時抗告(三一一條字解参照)

釋義 本條ハ疑義又ハ異議ノ申立ノ裁判ノ方式ヲ規定シタルモノナリ、該裁判ハ檢察ノ意見ヲ聽キタル上決定ノ方式ニ依リテ爲スヘク該裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲シ得ヘシ。

第五百六十五條 罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサル爲シタル勞役場留置ノ執行ニ付テハ刑

ノ執行ニ關スル規定ヲ準用ス

釋義 本條ハ勞役場留置ノ執行ニ關スル手續ヲ規定シタルモノナリ、勞役場留置ハ罰金又ハ科料ノ執行ニ代フルモノニシテ本來自由刑ノ執行ニ非ス、然レトモ其ノ執行方法ハ受刑者ノ身體ノ自由ヲ拘束シテ勞役ニ服セシムルニ在ルヲ以テ自由刑ノ執行ト相類似ス、從テ其ノ執行ニ關

スル手續モ自由刑ノ執行ニ關スル手續ヲ準用スルコトトセリ、故ニ二條以上ノ勞役場留置ノ執行ヲ同時ニ執行スル場合ノ如キハ其ノ重キモノヲ先ニスルヲ原則トシ、檢察ニ於テ特ニ必要ヲ認メタル場合ニ限り其ノ順序ヲ變更シ得ルモノトス。

第五百六十六條 第五百五十三條第一項ノ裁判ノ執行ノ費用ハ執行ヲ受ケル者ノ負擔トシ民事訴訟法ニ準シ執行ト同時ニ之ヲ取立ツヘシ

釋義 本條ハ民事訴訟ノ規定ニ從ヒ執行ヲ爲ス場合ニ於ケル其ノ執行費用ノ負擔者ヲ規定シタルモノナリ、該費用ハ執行ヲ受ケタル者ノ負擔ニ歸セシムルヲ至當トスルヲ以テ本條ニ於テ其ノ趣旨ノ規定ヲ設ケ該費用ハ民事訴訟法ニ準シ執行ト同時ニ取立ツヘキモノト爲セリ。

第九編 私 訴

釋義 私訴ハ犯罪事實ニ因リテ私法上ノ權利ヲ侵害セラレタルヲ理由ト爲シ公訴ニ附帶シテ之カ救済ヲ求ムル訴訟手續ニシテ其ノ性質ハ民事訴訟ノ一種ニ屬スルモノトス、從テ私訴ニ於テ訴訟ノ物體ヲ爲スモノハ犯罪事實ニ原因スル私法上ノ權利又ハ法律關係ニシテ公訴ニ於テ犯罪事實其ノモノヲ訴訟ノ物體ト爲ストハ大ニ趣ヲ異ニス、斯ノ如ク公訴ト私訴トハ其ノ性質上ニ於テ差違アルニ依リ公訴ニ附帶シテ私訴ヲ認ムヘキヤ否ハ從來議論ノ存スル所ナリ、然レトモ此ノ兩者ハ被告人ノ爲シタル一行爲カ一面犯罪事實トシテ公訴ノ物體ヲ爲スト同時ニ一

面私權ノ侵害トシテ私訴ノ物體ヲ爲スモノナレハ其ノ間密接ノ關係ヲ有スルヲ以テ之ヲ併合シテ審判セシムルモ必スシモ不當ナリト爲スヘカラス、殊ニ同一裁判所ニ於テ同一手續ニ依リテ審判セシムルトキハ一面訴訟手續ノ重複ト裁判ノ抵觸トヲ避クル大ナル利益アルノミナラス一面相互ニ訴訟材料ヲ利用スル便宜アリ且當事者及裁判所ヲシテ時間勞力及費用ヲ節約セシムル利益アルヲ以テ該制度ハ之ヲ存置セシムルヲ相當トス、故ニ本法ニ於テモ舊法ト同シク實際ノ便宜ヲ圖リ私訴制度ヲ存置スルコトトシ本編ニ於テ其ノ手續ヲ網羅セリ。

第一章 通 則

釋義 舊法ニ於テハ私訴ニ關シ各所ニ斷片的規定ヲ設ケタルニ止マリ不備ノ點尠カラサリシヲ以テ本法ニ於テハ之ヲ一括シテ一編ト爲シ更ニ之ヲ第一章通則第二章第一審及第三章上訴ノ三章ニ分チテ組織的ニ之ヲ規定シ舊法ノ不備ヲ補ヘリ而シテ本章ハ私訴ノ一般ニ共通スル法則ヲ網羅シタルモノトス。

第五百六十七條 犯罪ニ因リ身體、自由、名譽又ハ財産ヲ害セラレタル者ハ其ノ損害ヲ原因トスル請求ニ付公訴ニ附帶シ公訴ノ被告人ニ對シテ私訴ヲ提起スルコトヲ得

字解 犯罪 トハ國家カ其ノ生存ニ害アルモノト認メ刑罰ノ制裁ヲ付シタル不法行為ヲ謂フ。

身體ヲ害セラレタル者 トハ身體ニ對シ暴行又ハ傷害ヲ受ケタル者ヲ謂フ、但シ暴行ヲ死ノ結果ヲ惹起シタル場合ハ生命ヲ害セラレタル者ナルヲ以テ本條ニ該當セス。
自由ヲ害セラレタル者 トハ不法ノ逮捕又ハ監禁ニ因リ自由ヲ束縛セラレタル者ヲ謂フ。

名譽ヲ害セラレタル者 トハ名譽毀損罪等ニ因リ自己ノ社會上ニ於ケル地位ニ毀損ヲ受ケタル者ヲ謂フ。

公訴 (二七八條字解參照)

釋義 本條ハ私訴ノ範圍及其ノ當事者ヲ規定シタルモノナリ、私訴ハ公訴ニ附帶シテ同一手續ノ下ニ犯罪ニ因リテ生シタル私權ノ保護ヲ求ムル制度ニシテ一ニ便宜ノ爲ニ設ケタルモノナルヲ以テ其ノ範圍ニ關シテモ公訴ノ進行ヲ妨ケサル程度ニ於テ一定ノ制限ヲ設クル必要アリ、故ニ本法ハ私訴ノ實行ニ關シ一定ノ制限ヲ設ケ犯罪ニ因リ (一)身體 (二)自由 (三)名譽又ハ(四)財産ヲ侵害セラレタル場合ニ限り被告人ニ對シテ其ノ損害ノ賠償ヲ請求スル場合ノミヲ私訴トシテ許容スルコトトセリ、故ニ私訴トシテ許容セララルルニハ

第一、犯罪ニ因リ侵害セラレタル私權ハ身體、自由、名譽又ハ財産ニ關スルモノナラサルヘカラス、從テ民法七一一條ニ依レハ生命ヲ害セラレタル者ノ父母、配偶者及子ハ財産權ヲ害セラレサリシ場合ニ於テモ加害者ニ對シテ損害賠償ヲ請求シ得ルモ私訴ニ因ル場合ハ斯ル者ニ於テモ之ニ因リテ自己ノ名譽權又ハ財産權ヲ侵害セラレタル場合ニ非サレハ之カ訴ヲ提起ス

ルヲ得サルナリ、然レトモ犯罪ニ因リテ自己ノ身體、自由、名譽及財産ニ侵害ヲ受ケタル以上ハ其ノ侵害ハ直接ト間接トハ之ヲ問ハサルナリ、故ニ例ヘハ人ノ妻、カ他人、ヨリ強姦セラレタル場合ニハ妻ハ直接ノ被害者トシテ身體及名譽權ヲ害セラレタルモノナレハ私訴權ヲ有スルハ勿論夫モ之ニ因リテ夫權ヲ侵害セラレ名譽ヲ毀損セラレタルモノナルニ付間接ノ被害者トシテ私訴權ヲ有スルニ至ルカ如シ。

第二、私訴ノ相手方ハ公訴ヲ提起セラレタル被告人ナラサルヘカラス、舊法ノ下ニ於テハ被告人以外ノ者ニ對シテモ私訴ノ提起ヲ許容シタルモ元來私訴ハ公訴ノ物體タル犯罪事實ニ基キ之ニ附帶シテ提起スル訴訟手續ニシテ其ノ範圍ハ公訴ニ係ル犯罪事實ヲ基礎ト爲スヘキモノナルカ故ニ私訴ノ相手方モ公訴ニ係ル被告人ノミニ限定スルヲ至當トス、仍テ本法ハ特ニ明文ヲ設ケテ其ノ趣旨ヲ明カニシタルナリ、從テ加害者以外ノ第三者ニ對シテハ私訴ヲ提起シ得サルノミナラス假令公訴ヲ提起セラレタル被告人ト共犯者ニシテ加害者ナルコト顯著ナル場合ト雖公訴ヲ提起セラレサル加害者ニ對シテハ私訴ノ提起ヲ爲シ得サルモノト謂ハサルヘカラス。

叙上説明ノ如ク本法ハ私訴ノ提起ノ範圍ニ關シ一定ノ制限ヲ設ケタルモ公訴ニ係ル被告人ニ對シテ損害ノ賠償ヲ求ムル場合ニ付テハ其ノ損害ハ財産權ノミナラス身體權、自由權及名譽權ニ亘リ廣ク有形無形ノ損害ヲ包含スルヲ以テ之カ損害ノ回復方法モ之ニ適スル一切ノ方法ヲ

認ムルモノニシテ單ニ財産權ノ賠償方法ノミニ限定スヘキモノニ非サルナリ、從テ名譽毀損ニ因ル回復方法トシテ謝罪文ノ廣告ヲ求ムルカ如キ又ハ横領若ハ詐欺ニ因リテ侵害セラレタル登記ヲ回復スル爲登記抹消ヲ請求スルカ如キモ仍ホ私訴トシテ許容セラレヘキヤ論ナシ、然レトモ姦通ヲ原因トスル離婚ノ請求又ハ被相続人ヲ死ニ致サントスルコトヲ原因トシテ相続權喪失ノ確定ノ請求ヲ爲スカ如キハ犯罪ヲ基礎トシテ新ナル請求ヲ爲スモノニシテ犯罪ニ因リテ蒙リタル損害ヲ回復スルモノニ非サルヲ以テ私訴トシテハ之ヲ爲シ得サルナリ。

第五百六十八條 私訴ハ公訴ニ付第一審ノ辯論終結スルニ至ル迄之ヲ提起スルコトヲ得但シ豫審中ハ之ヲ提起スルコトヲ得ス

釋義 本條ハ私訴提起ノ期間ヲ規定シタルモノナリ、私訴ノ提起ハ豫審繫屬中ヲ除キ公訴ニ付第一審ノ辯論終結スルニ至ル迄之ヲ提起シ得ルモノトス、舊法ノ下ニ於テハ豫審中ハ勿論第二審ノ辯論終結ニ至ル迄ハ之カ提起ヲ爲スコトヲ許容シタルモ豫審ハ公判以前ノ手續ニシテ事件ヲ公判ニ付スヘキヤ否ニ關シ準備手續ヲ爲スニ過キササルヲ以テ其ノ間ニ私訴ノ提起ヲ許容スルモ何等實益ナク又公訴ト私訴トハ成ルヘク共ニ進行セシムルヲ至當ト爲スヲ以テ本法ハ一面豫審中ノ私訴提起ヲ認メサルト同時ニ一面第一審辯論終結以後ノ私訴提起ヲ許容セサルコトトセリ、從テ舊法ニ於ケルカ如ク第一審ノ判決ヲ經スシテ第二審ノ判決ヲ受クルカ如キ不當ノ結果ヲ生スルコトナキニ至レリ。

第五百六十九條 公訴ニ付第三條、第四條、第六條、第七條、第九條第二項、第十條第二項、第二十三條又ハ第三百五十六條但書ノ決定アリタルトキハ私訴ニ付亦同一ノ決定アリタルモノト看做ス
公訴ニ付管轄違ノ言渡ヲ爲シタルトキハ私訴ニ付亦同一ノ言渡ヲ爲スヘシ

釋義 本條ハ公訴ニ付爲シタル事件ノ移送及併合並管轄ノ指定及移轉ノ決定アリタル場合若ハ管轄違ノ言渡アリタル場合ト私訴トノ關係ヲ規定シタルモノナリ、叙上ノ決定アリタルトキハ私訴ニ付テモ同様ノ決定アリタルモノト看做シ又公訴ニ付管轄違ノ言渡ヲ爲シタルトキハ私訴ニ付テモ亦同一ノ言渡ヲ爲スヘキモノトセリ、是レ私訴ハ公訴ニ附帶シテ同一手續ノ下ニ共ニ審判セシムヘキコトヲ要スルヨリシテ生スル當然ノ結果ナリトス。

第五百七十條 私訴ノ判決ハ公訴ノ判決ニ於テ認メタル事實ニ基キ之ヲ爲スヘシ但シ請求ノ拋棄ニ基キテ爲ス判決ハ此ノ限ニ在ラス

釋義 私訴ハ公訴ニ係ル犯罪事實ヲ基礎トシテ之ニ因リテ蒙リタル私權ノ救済ヲ公訴ニ附帶シテ求ムル手續ナルヲ以テ私訴判決ニ因リテ認定セラルル事實モ公訴判決ニ於テ認定セラルル事實ヲ基礎トシテ爲スヘキヤ論ヲ俟タス、從テ私訴當事者間ニ争ナキ事實モ公訴判決ニ認メタル事實ニ反シテハ之ヲ認ムルヲ得サルナリ、但シ私訴ハ私權ノ救済ヲ請求スル手續ニシテ之カ請求權ノ拋棄ニ付テハ純然タル民事訴訟手續ニ因ル場合ト同シク之ヲ認容セラルルヲ以テ(五七二條一一號)此ノ場合ニ於テハ公訴事實ノ如何ニ拘ラス一ニ拋棄ニ基キ私訴原告ノ敗訴ノ

判決ヲ爲スヘク公訴事實ニ基キ判決ヲ下スヘキモノニ非サルナリ。

第五百七十一條 私訴ニ關スル書類ニハ印紙ヲ貼用スルコトヲ要セス但シ民事部ニ差戻シ又ハ移送シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

釋義 民事訴訟ヲ提起スルニハ民事訴訟費用法ニ從ヒテ一定ノ印紙ヲ貼用スルコトヲ要ス、私訴モ民事訴訟ノ一種ナルヲ以テ特別ノ規定アルニ非サレハ同様ニ印紙ノ貼用ヲ要スルモノト爲ササルヘカラス、然レトモ私訴ハ公訴ノ手續ニ附帶シテ特ニ便宜ノ爲許容スル手續ナルヲ以テ公訴ニ附帶シテ事件ヲ進行セシムル間ハ公訴ト同シク其ノ書類ニハ印紙ヲ貼用セシメサルヲ至當トス、故ニ本法ニ於テモ舊法ト同シク私訴ニ關スル書類ニハ一般ノ民事訴訟ニ依ル場合ニ例外ヲ設ケ印紙ノ貼用ヲ要セサルコトトセリ、但シ私訴ヲ民事部ニ差戻シ又ハ移送シタル場合ハ私訴ノ性質ヲ失ヒ純然タル民事訴訟ニ歸スルヲ以テ一般ノ原則ニ立戻リ印紙ノ貼用ヲ要スルコトトセリ。

第五百七十二條 民事訴訟法中左ニ掲ケル事項ニ關スル規定ハ私訴ニ付之ヲ準用ス但シ即時抗告ノ提起期間ハ決定ノ告知アリタル日ヨリ三日トス

一 訴訟能力

二 共同訴訟人

三 第三者ノ訴訟參加

四 訴訟代理及輔佐

五 訴訟費用

六 保證

七 訴訟上ノ救助

八 訴訟手續ノ中斷及中止

九 當事者本人ノ出頭

十 訴訟上ノ和解

十一 請求ノ拋棄ニ基キテ爲ス判決

十二 訴又ハ上訴ノ取下

十三 強制執行

釋義 私訴ハ公訴ニ附帯シテ同一手續ノ下ニ審判スル訴訟手續ナルヲ以テ其ノ手續ハ公訴ニ關スル手續規定ニ依ラシムルヲ原則トス、然レトモ其ノ性質ハ民事訴訟ノ一種ニ屬スルヲ以テ特ニ私訴制度ヲ設ケタル趣旨ニ抵觸セサル限リハ成ルヘク民事訴訟法ノ規定ニ依ラシムルヲ至當トス、仍テ本法ハ (一)訴訟能力、(二)共同訴訟人、(三)第三者ノ訴訟參加、(四)訴訟代理及輔佐(五)訴訟費用、(六)保證、(七)訴訟上ノ救助、(八)訴訟手續ノ中斷及中止、(九)當事者本人ノ出頭、(十)

訴訟上ノ和解、(十一)請求ノ拋棄ニ基キテ爲ス判決、(十二)訴又ハ上訴ノ取下、及(十三)強制執行ニ付テハ民事訴訟法ノ規定ヲ準用シ之ニ依ラシムルコトヲ明カニセリ、但シ民事訴訟法ノ規定ニ依レハ即時抗告ノ期間ハ七日ナレトモ(民事四六六條)公訴ニ於ケル即時抗告ノ期間ハ決定ノ告知アリタル日ヨリ三日ナルヲ以テ私訴ノ場合ノ即時抗告ノ期間ハ公訴ト同様ニ三日ト爲スコトトセリ。

第五百七十三條 當事者ハ裁判所ノ許可ヲ受ケ辯護士ニ非サル者ヲシテ訴訟ノ代理ヲ爲サシムルコトヲ得

字解 辯護士(四〇條字解參照)

釋義 私訴當事者ハ前條ノ規定ニ依リ民事訴訟法ノ規定ヲ準用シテ辯護士ヲ訴訟代理人ニ選任シ得ルヤ論ヲ俟タス、(民事六三條)然レトモ辯護士ニ非サル者ヲ訴訟代理人ニ選任スルニ付テハ一定ノ制限アリ、如何ナル場合ト雖親族若ハ雇人ニ非サレハ訴訟代理人ニ選任スルヲ得サルナリ、然ルニ公訴ニ於ケル辯護人ニハ斯ル制限アルコトナク裁判所ノ許可ヲ得ルトキハ何人ヲモ辯護人ニ選任シ得ルニ依リ辯護人ノ範圍ヲ單ニ民事訴訟法ノ規定ノミニ依ラシムルニ於テハ公訴ノ辯護人ニシテ私訴ノ辯護人ト爲リ得サル者ヲ生スヘク穩當ニ非サルヲ以テ私訴辯護人ニ付テハ其ノ範圍ヲ公訴ノ辯護人ト同様ノ範圍ニ擴張スルコトトシ本條ニ於テ特ニ其ノ趣旨ヲ明カニセリ。

第五百七十四條 辯護人ハ私訴ニ付被告人ノ代理人トシテ訴訟行爲ヲ爲スコトヲ得

釋義 本條ハ私訴ニ付公訴ニ於ケル辯護人ノ有スル權限ヲ規定シタルモノナリ、公訴ニ於ケル辯護人ハ公訴ニ關シ被告人ノ利益ヲ擁護スル地位ニ在ルモノナルニ付公訴事實ヲ基礎トスル私訴ニ付テモ同時ニ被告人擁護ノ地位ニ立タサシムルヲ穩當トス、仍テ本法ニ於テハ公訴ニ關シテ被告人ノ辯護人ノ地位ニ立ツ者ニハ特ニ訴訟ノ委任手續ヲ要スルコトナクシテ當然私訴ニ付被告人ノ代理人トシテ訴訟行爲ヲ爲スノ權限ヲ賦與セリ、故ニ此ノ場合ニハ公訴ノ辯護人ハ私訴手續ニ於テハ被告人ノ法定代理人タル權限ヲ有スルモノト謂ハサルヘカラス、辯護人ノ斯ル權限ハ辯護人タルコトニ依リ當然認メラルル權限ナルヲ以テ其ノ辯護人ハ官選辯護人タルト私選辯護人タルトニ依リ差違アルコトナシ、又私訴ニ於テ辯護人ノ有スル右代理權ハ包括的代理權ナルヲ以テ本人タル被告人カ訴訟ニ付爲シ得ル一切ノ訴訟行爲ハ當然被告人ニ代理シテ爲シ得ルモノト謂ハサルヘカラス。

第五百七十五條 當事者及其ノ訴訟代理人ハ裁判長ノ許可ヲ受ケテ訴訟ニ關スル書類及證據物ヲ閱覽シ且之ヲ謄寫スルコトヲ得

釋義 本條ハ私訴當事者及其ノ訴訟代理人ノ書類及證據物ノ閱覽權並謄寫權ヲ規定シタルモノナリ、公訴ニ付テハ辯護人ニ限リテ斯ル權利ヲ賦與シタルモ私訴ニ付テハ私訴當事者並其ノ訴訟代理人ノ總テニ對シ斯ル權利ヲ賦與セリ、但シ此等ノ者カ其ノ權利ヲ實行スルニハ裁判長

ノ許可ヲ受ケサルヘカラス。

第五百七十六條 私訴ノ判決ニ對スル再審ノ訴ハ民事訴訟法ニ依リ原判決ヲ爲シタル裁判所ノ民事部ニ之ヲ爲スヘシ

字解 再審(四一三條字解參照)

釋義 本條ハ私訴ノ判決ニ對スル再審請求ノ手續ヲ規定シタルモノナリ、私訴ニ對シテモ再審ノ手續ヲ許容スルヲ至當トス、然レトモ再審ハ確定判決ニ對スル救済手續ニシテ之カ手續ハ公訴ト分離シテ行ハルヘク且判決確定後ニ於テハ最早公訴ニ附帶スル性質ヲ喪失スルニ至ルヲ以テ其ノ手續ハ純然タル民事訴訟手續ニ依ラシメサルヘカラス、本條ハ其ノ趣旨ヲ明カニシタルモノナリ。

第五百七十七條 私訴ニ付テハ審級ニ從ヒ公訴ニ關スル規定ヲ準用ス但シ民事部ニ差戻シ又ハ移送シタルトキハ民事訴訟法ニ依ル

釋義 私訴ハ其ノ性質民事訴訟ニ屬スレトモ公訴ニ附帶シテ公訴手續ト同時ニ行ハルル特別手續ナルヲ以テ特ニ民事訴訟ノ規定ニ依ラシムルコトヲ明規シタルモノノ外ハ原則トシテ公訴ニ關スル規定ニ從ハシムルヲ至當トス、本條ハ其ノ趣旨ヲ明カニシタルモノナリ、但シ事件カ民事部ニ差戻サレ又ハ移送セラレタルトキハ最早附帶私訴タル性質ヲ失ヒ純然タル民事訴訟手續ト爲ルヲ以テ爾後ノ手續ハ一般民事訴訟法ノ規定ニ從ハシムルモノトス。

第二章 第一審

釋義 本章ハ私訴ニ關スル第一審ノ訴訟手續ヲ規定シタルモノナリ舊法ニ於テハ公訴ニ付第二審ノ判決アル迄私訴ノ提起ヲ許容シタルヲ以テ舊刑訴三條控訴裁判所ニモ第一審ノ私訴ヲ提起セラレタルモ本法ニ於テハ私訴ノ提起ヲ第一審ノ辯論終結迄ニ限りタルヲ以テ(五六八條)私訴ノ第一審ハ公訴ノ第一審ト常ニ相合致シ共ニ審判セラルルコトト爲レリ而シテ私訴ハ前叙ノ如ク一面民事訴訟ノ性質ヲ帶フルト同時ニ一面公訴ニ附帶シテ共ニ審判セラルル關係上其ノ審理手續ニ關シテモ兩者ノ主義ヲ折衷シテ適宜ノ規定ヲ設クル必要アリ故ニ本法ハ第一審ノ訴訟手續ニ關シテモ該折衷主義ヲ採用シタリ。

第五百七十八條 私訴ヲ提起スルニハ民事訴訟法ニ準シ訴狀ヲ裁判所ニ差出スヘシ

釋義 本條ハ私訴提起ノ手續ヲ規定シタルモノナリ私訴ハ私權保護ノ訴ナレハ其ノ訴提起ノ方式ノ如キハ民事訴訟法ノ手續ニ依ラシムルヲ至當トス故ニ本條ニ於テハ其ノ趣旨ヲ明カニセリ從テ私訴ノ提起ハ訴狀ヲ管轄裁判所ニ差出シテ爲スヲ原則トス該訴狀ニハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ (一)當事者及裁判所ノ表示 (二)請求ノ目的物及其ノ原因 (三)一定ノ申立 (四)證據方法及 (五)作成ノ年月日ヲ記載シ且之ニ記名捺印セサルヘカラス(民訴一九〇條一〇五條私訴ヲ提起スヘキ管轄裁判所ハ訴訟額ノ如何ニ拘ラス請求原因ノ基礎ヲ爲ス公訴ノ繫屬シタル裁

判所ナリトス。

第五百七十九條 訴狀其ノ他對手人ニ交付スヘキ書類ハ裁判所ニ差出スモノノ外對手人ノ數ニ應シテ之ヲ差出スヘシ

釋義 裁判所ハ訴狀其ノ他口頭辯論ノ準備タルヘキ書類ニ因リテ審理ノ準備ヲ爲スヘキモノナルノミナラス相手方ニモ送達シテ辯論ノ準備ヲ爲サシムヘキモノナルヲ以テ斯ル書類ニ付テハ裁判所ニ差出スヘキモノノ外相手方ノ數ニ應スル分ヲ同時ニ差出サシムル要アリ本條ハ其ノ趣旨ヲ明カニシタルモノナリ。

第五百八十條 裁判所訴狀ヲ受取リタルトキハ速ニ之ヲ被告ニ送達スヘシ

公判期日ニ出頭シタル被告ニ對シ公判廷ニ於テ訴狀ヲ交付シタルトキハ送達アリタルモノト看做ス

釋義 本條ハ訴狀ノ送達ニ關スル規定ナリ裁判所カ訴狀ヲ受取リタルトキハ速ニ之ヲ被告ニ送達セサルヘカラス是レ被告ヲシテ應訴ノ準備ヲ爲サシメンカ爲ナリ但シ民事訴訟法ニ於テハ書類ノ送達ト口頭辯論トノ間ニハ二十日ノ應訴期間ヲ設ケ(民訴一九四條)且十四日ノ期間内ニ答辯書ヲ差出スヘキ旨ヲ被告ニ催告スヘキコトヲ認ムルモ(民訴一九九條)附帶私訴ノ場合ニハ公訴ノ裁判ヲ遅延セシムル虞アリトシテ應訴期間及答辯書ノ差出ヲ爲スヘキコトヲ認メサルヲ以テ該訴狀カ必スシモ口頭辯論前ニ送達セララルコトヲ要セス期日前ニ送達ヲ爲ス暇ナ

カリシ如キ場合ニ於テハ公判廷ニ於テ直接交付シテ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ノ訴狀ノ交付ハ送達ト同一ノ效力アルモノトス。

第五百八十一條 公訴ノ公判期日ニハ私訴關係人ヲ召喚スヘシ

釋義 私訴ノ取調ハ公訴ノ審理ヲ終リタル後ニ於テ爲スヘキヲ原則トスレトモ公訴ノ審理中ト雖私訴ノ取調ヲ爲スコトヲ便宜ト爲ス場合存スルコトアルノミナラス(五八三條公訴ニ付取調ヘタル證據ハ私訴ニ付取調ヘタルモノト看做サルルヲ以テ)五八六條公訴ノ辯論期日ニハ私訴原告其ノ他訴訟參加人訴訟代理人及輔佐人等ノ私訴關係人ヲ召喚シテ其ノ審理ニ立會ハシムル要アリ本條ハ之カ爲ニ設ケタル規定ナリトス。

第五百八十二條 原告公判期日ニ出頭シ訴狀ヲ差出スコト能ハサル事由ヲ疏明シタルトキハ口頭

ヲ以テ私訴ヲ提起スルコトヲ得但シ被告出頭セサル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

字解 疏明(二七條字解參照)

釋義 本條ハ私訴ニ付口頭ノ提起ヲ許ス場合ヲ規定シタルモノナリ私訴ハ民事訴訟法ニ準シ訴狀ヲ裁判所ニ差出シテ爲スヲ原則トス(五七八條)然レトモ私訴ハ純然タル民事訴訟ト異リ常ニ公訴ニ係ル犯罪事實ヲ基礎トシテ私權ノ保護ヲ求ムル手續ニシテ其ノ基礎ヲ爲スヘキ事實ハ一面公訴ニ於テ明確ニセラレ居ルヲ以テ必スシモ右ノ原則ヲ嚴守スルノ必要ナシ故ニ本法ハ次ノ場合ニ限り右ノ原則ニ例外ヲ設ケ口頭ノ私訴提起ヲ許スコトトセリ此ノ例外ノ場合ニ

該當スルニハ (一)原告公判期日ニ出頭シ (二)訴狀ヲ差出スコト能ハサル事由ヲ疏明シ且 (三)該公判期日ニハ被告モ出頭シ居ルコトノ三條件ヲ具備スルコトヲ要ス。

第五百八十三條 私訴ノ取調ハ公訴ノ審理ヲ終ヘタル後之ヲ爲スヘシ但シ裁判長ハ公訴ノ審理中

ト雖職權ヲ以テ私訴ニ付取調ヲ爲スコトヲ得

釋義 本條ハ私訴ノ取調ト公訴ノ取調トノ關係ヲ規定シタルモノナリ私訴ノ取調ハ公訴ノ審理ヲ終ヘタル後ニ於テ爲スヲ原則トス是レ私訴ノ審理ハ公訴ノ審判ヲ基礎ト爲スヨリ生スル當然ノ順序ナレハナリ然レトモ該原則ヲ嚴守セハ事實ニ依リテハ同一證人ヲ公訴ト私訴トニ別個ニ呼出ササルヘカラサル等手續ヲ重複ナラシメ審理時間ヲ徒費スル虞アル場合ナキヲ保セス故ニ本法ハ裁判長ニ於テ便宜ト認ムル場合ニハ右ノ原則ニ例外ヲ設ケ公訴ノ審理中ト雖職權ヲ以テ私訴ニ付取調ヲ爲スコトヲ許セリ。

第五百八十四條 原告ハ請求ノ原因タル事實ヲ陳述シ判決ヲ受クヘキ事項ヲ申立ツヘシ

被告ハ答辯ヲ爲スヘシ

釋義 本條ハ私訴ノ審理手續ニ關スル規定ナリ私訴ノ審理ニ付テハ原告ニ於テ先ツ請求ノ原因タル事實ヲ陳述シ判決ヲ受クヘキ事項ノ申立ヲ爲シ被告ハ之ニ對シテ答辯ヲ爲スヘキモノトス舊法ニ於テハ原告ニ對シテ被害事實ノ證明ヲ要シ舊刑訴二二一條一項タルモ本法ニ於テハ私訴ニ關シテモ公訴ト同シク職權審理主義ヲ採用シ當事者ノ證明ノ有無ニ拘ラス公訴ニ於

ヲ審判シタル事實ヲ基礎トシテ私訴ヲ審判スヘキモノト爲シタルヲ以テ被害事實ノ證明ヲ原告ニ要求スルコトナシ。

第五百八十五條 裁判所ハ相當ノ陳述ヲ爲スコト能ハサル當事者、訴訟代理人又ハ輔佐人ニ對シテ決定ヲ以テ其ノ後ノ陳述ヲ禁スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ新期日ヲ定メ辯護士ヲシテ訴訟代理ヲ爲サシムヘキコトヲ命スヘシ

字解 訴訟代理人、輔佐人(二四條字解參照) 辯護士(四〇條字解參照)

釋義 本條ハ當事者訴訟代理人又ハ輔佐人ニ陳述ヲ禁スルヲ得ル場合ヲ規定シタルモノナリ、本條ハ民訴一二七條ニ該當スルモノニシテ訴訟能力ヲ失ヒタル者ニ適用スルニ非スシテ陳述ノ能力ヲ有セサル者ニ適用スル法條ナリ、相當ノ陳述ヲ爲スコト能ハサル者ヲシテ訴訟ヲ進行セシムルハ訴訟關係ヲ明瞭ナラシムルコト不能ナルノミナラス徒ラニ訴訟ノ遲延ヲ來タス虞アルヲ以テ裁判所ハ斯ル能力ヲ有セサル者ニ對シテハ當事者本人タルト訴訟代理人タルト將又輔佐人タルトヲ問ハス決定ニ依リ其ノ後ノ陳述ヲ禁スルコトヲ得ルモノトセリ、該裁判ハ訴訟審理ノ必要ヨリ出テタルモノナルヲ以テ訴訟關係人ハ該決定ニ對シテ不服ヲ申立ツルヲ得サルナリ、而シテ斯ル場合ニ於テハ訴訟關係人ハ陳述ニ付絕對禁止ヲ受ケ其ノ後ノ訴訟ヲ進行スルコトヲ得サルヲ以テ裁判所ハ訴訟完結ヲ計ル爲新期日ヲ定メ辯護士ニ訴訟代理ヲ命セサルヘカラス。

第五百八十六條 公訴ニ付取調ヘタル證據ハ私訴ニ付取調ヘタルモノト看做ス

釋義 私訴ノ審判ハ當事者ノ主張ノ如何ニ拘ラス公訴ニ於テ審理シタル事實ヲ基礎トシテ爲スヘキモノナレトモ裁判所ハ私訴ノ審理ニ當リ再ヒ公訴ノ審理ヲ繰返スヘキモノニ非ス、故ニ證據ノ取調ニ關シテモ公訴ニ於テ取調ヘタルモノハ直ニ私訴ニ利用シ得ルコトト爲シ之カ取調ヲ二重ニ爲サシメサルヲ穩當トス、仍テ本法ニ於テハ公訴ニ付取調ヘタル證據ハ私訴ニ付テモ取調ヘタルモノト看做スコトトシ以テ二重ノ取調ヲ爲スノ繁ヲ避クルコトトセリ。

第五百八十七條 裁判所ハ私訴判決ヲ受クヘキ事項ノ申立ノ範圍内ニ於テハ請求ノ原因タル事實

ニ關スル原告ノ陳述ニ拘束セラルルコトナシ

釋義 前叙説明ノ如ク私訴ノ審判ハ公訴ノ審判ヲ基礎トシテ爲スヘキモノナルカ故ニ私訴判決ヲ受クヘキ事項ノ申立ノ範圍内ナルニ於テハ原告ノ陳述シタル事實ニ拘泥スルコトナク自由ニ審判シ得ルモノト爲ササルヘカラス、然レトモ私訴ハ其ノ本來ノ性質民事訴訟ノ一種ナルヲ以テ假令公訴ノ審判ヲ基礎ト爲スト雖原告ノ申立テサル事物ヲ之ニ歸セシムヘキモノニ非ス、故ニ私訴ノ審判ニハ職權主義ヲ加味スト雖其ノ審判ノ範圍ハ原告ノ申立ノ範圍ニ止ムルコトトセリ。

第五百八十八條 檢事ハ私訴ノ審判ニ立會フコトヲ要セス

檢事私訴ノ審判ニ立會ヒタル場合ニ於テハ當事者ノ辯論終リタル後意見ヲ陳述スルコトヲ得

釋義 私訴ハ前叙ノ如ク公訴ノ判決ヲ基礎トシテ審判スヘキモノナレトモ私權保護ノ爲設ケタル制度ニシテ其ノ性質民事訴訟ノ一種タルニ過キサルヲ以テ訴訟當事者ハ犯罪ノ被害者私訴原告ト公訴ノ被告人(私訴被告)ニシテ檢事ハ全ク第三者ノ地位ニ在ルモノトス。從テ私訴ノ審判ニ付テハ公訴ニ於ケルカ如ク檢事ノ立會ヲ必要トスルモノニ非ス。故ニ本法ニ於テハ私訴ノ審理ニ當リテハ檢事ノ立會ハ一檢事ノ任意ト爲スコトトセリ。檢事カ公益上私訴ノ審判ノ立會ヲ必要ト認メ之ニ立會ヒタルトキハ意見ヲ陳述スルコトヲ得ルモノトス。但シ其ノ意見ノ陳述ハ當事者カ辯論ヲ終リタル後ニ爲ササルヘカラス。

第五百八十九條 裁判所ハ訴訟ノ如何ナル程度ニ在ルヲ問ハス數多ノ日時ヲ費スニ非サレハ私訴ノ審判ヲ終結シ難キモノト認ムルトキハ決定ヲ以テ私訴ヲ却下スヘシ此ノ決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得ス

釋義 本條ハ私訴ノ審理ニ數多ノ日時ヲ費ス虞アルヲ理由トシテ決定ヲ以テ私訴ヲ却下シ得ル場合ヲ規定シタルモノナリ。私訴ヲ公訴ニ附帶シテ審判セシムルコトヲ認メタルハ一便宜上ノ理由ニ基クモノニシテ公訴ニ於テ取調ヘタル證據及公訴ニ於テ確定シタル事實ヲ私訴ニ直ニ援用シ得ル利益アルニ存スルモノトス。然ルニ公訴ニ於テ審理シタル所ニ依リテハ直ニ私訴ノ審理ヲ終結シ難ク更ニ數多ノ日時ヲ費ス如キ場合ハ之カ爲ニ徒ニ公訴判決ヲ遅延セシムル結果ヲ生シ私訴ヲ公訴ニ附帶セシメタル利益ヲ喪失スルノミナラス却テ公訴ノ審判ニ妨害

ヲ來スヲ以テ附帶私訴トシテ審判セシムルコトナク民事訴訟ノ手續ニ從ヒ普通ノ民事訴訟トシテ審判スルヲ至當トス。故ニ本法ハ此ノ場合ニ於テハ訴訟ノ如何ナル程度ニ在ルヲ問ハス決定ヲ以テ私訴ヲ却下シ得ルコトトセリ。該裁判ハ訴訟審判ノ必要ヨリ特ニ設ケタルモノナルヲ以テ該決定ニ對シテハ抗告ヲ爲シ得サルコトトセリ。

第五百九十條 公訴ニ付無罪、免訴又ハ公訴棄却ノ判決アリタルトキハ判決ヲ以テ私訴ヲ却下スヘシ

公訴ニ付公訴棄却ノ決定アリタルトキハ決定ヲ以テ私訴ヲ却下スヘシ
前二項ノ規定ニ依リ私訴ヲ却下シタル判決又ハ決定ニ對シテハ公訴ニ付上訴アリタルトキニ非サレハ上訴ヲ爲スコトヲ得ス

釋義 本條ハ公訴ニ付無罪免訴又ハ公訴棄却ノ裁判アリタルヲ理由トシテ判決又ハ決定ヲ以テ私訴ヲ却下シ得ル場合ヲ規定シタルモノナリ。私訴ハ公訴ニ於テ認定シタル事實ヲ基礎トシテ審判スヘキモノナルカ故ニ無罪免訴又ハ公訴棄却ノ判決アリタルトキハ私訴ノ判決ヲ爲スニ由ナンシ故ニ斯ル場合ニ於テハ通常ノ民事訴訟ニ依リテ救済ヲ求ムルヲ至當ト認メ私訴ニ付テハ判決ヲ以テ却下スヘキコトト爲セリ。又公訴ニ付公訴棄却ノ決定アリタルトキハ右ト同一理由ニ依リ決定ヲ以テ私訴ヲ却下スルコトトセリ。該判決又ハ決定ニ對シテハ公訴ニ付上訴アリタルトキニ非サレハ上訴ヲ爲スヲ得サルモノトス。是レ私訴カ常ニ公訴ニ附帶シテ審理セラ

ルル性質上當然ノ處置ナレハナリ。

第五百九十一條 略式命令確定判決ト同一ノ效力ヲ有スルニ至リタルトキハ決定ヲ以テ私訴ヲ却下スヘシ此ノ決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得ス

釋義 本條ハ略式命令ノ確定ヲ理由トシテ決定ヲ以テ私訴ヲ却下シ得ル場合ヲ規定シタルモノナリ、略式命令ノ請求ハ公訴ノ提起ト同時ニ書面ヲ以テ裁判所ニ爲スヘキモノナルニ依リ(五二四條)其ノ請求アリタルトキハ之ニ附帶シテ私訴ヲ提起シ得ヘキヤ論ヲ俟タス、然レトモ略式命令カ公判手續ヲ經スシテ確定スルニ至リタルトキハ之ニ附帶シテ私訴ヲ審判スルニ由ナシ、故ニ此ノ場合ニ於テモ決定ヲ以テ私訴ヲ却下スルコトトセリ、該決定ニ對シテハ抗告ヲ許サス。

第五百九十二條 裁判所ハ公訴ノ判決ト同時ニ私訴ノ判決ヲ爲スヘシ

釋義 私訴ノ判決ハ公訴ノ判決ニ基キテ爲スヘキモノナルヲ以テ同時ニ之カ判決ヲ爲スヲ以テ最モ至當ノ處置トス、故ニ本條ニ於テ其ノ趣旨ヲ明カニシタリ。

第五百九十三條 當事者召喚ヲ受ケテ期日ニ出頭セス又ハ出頭スルモ辯論ヲ爲サス若ハ秩序維持ノ爲退廷ヲ命セラレタルトキハ其ノ陳述ヲ聽カスシテ判決ヲ爲スコトヲ得

釋義 舊法ニ於テハ公訴ト同シク私訴ニ付テモ闕席判決ノ制度ヲ認メタルモ(舊刑訴二二六條)本法ニ於テハ公訴ニ付闕席判決ノ制度ヲ認メサリシヲ以テ私訴ニ付テモ闕席判決ヲ認ムルコトナク常ニ對席ノ場合ト同様ノ判決ヲ下スヘキモノトセリ、故ニ當事者カ期日ニ出頭セス又ハ

出頭スルモ辯論ヲ爲サス若ハ秩序維持ノ爲退廷ヲ命セラレタル如キ場合ニハ單ニ相手方ノ陳述ノミヲ聽キテ判決ヲ下スヘキモノナレトモ該判決ハ闕席判決ニ非サルヲ以テ公訴ニ認定シタル事實及公訴ニ於テ取調ヘタル證據ニ依リ適正ノ判決ヲ下ササルヘカラス。

第三章 上訴

釋義 私訴ノ上訴モ公訴ノ上訴ト同シク未タ確定セサル裁判ニ對シ上級裁判所ニ其ノ裁判ノ更正ヲ求ムル救済手續ヲ指稱スルモノニシテ (一)控訴、(二)上告及 (三)抗告ノ三種ヲ認ム、而シテ控訴、上告ハ判決ニ對スル上訴方法ニシテ抗告ハ決定ニ對スル上訴方法ナリ、控訴及上告ニ付テハ本法ニ特別手續ヲ設ケタレトモ抗告ニ付テハ民事訴訟法ノ抗告手續ヲ準用スルコトト爲シタリ、但シ即時抗告ノ提起期間ニ關シテハ公訴ノ即時抗告ノ期間ト同シク決定ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ三日ト爲セリ(五七二條)以下本法ニ特設シタル私訴判決ニ對スル控訴及上告ニ關シテ順次説明スヘシ。

第五百九十四條 私訴ニ付區裁判所又ハ地方裁判所ニ於テ爲シタル第一審ノ判決ニ對シテハ控訴ヲ爲スコトヲ得

釋義 本條ハ私訴ノ判決ニ付控訴ヲ爲シ得ル場合ヲ規定シタルモノナリ、私訴ニ付公訴ヲ爲シ得ル判決ハ (一)區裁判所又ハ (二)地方裁判所ニ於テ爲シタル第一審ノ判決トス、大審院ノ特別

權限ニ屬スル事件ニ付テノ判決ハ第一審タルト同時ニ終審ナルヲ以テ該判決ニ對シテハ控訴及上告ヲ爲スヘキ途ナシ。

第五百九十五條 公訴ノ第一審判決ニ對シテ上告ノ申立アリタルトキハ私訴ノ判決ニ對シテハ控訴ヲ爲スコトヲ得ス

公訴ノ第一審判決ニ對シテ上告ノ申立アリタルトキハ私訴ノ判決ニ對シテ爲シタル控訴ハ其ノ效力ヲ失フ

前二項ノ規定ハ上告ノ取下アリタルトキ、第四百十七條ノ規定ニ依リ上告其ノ效力ヲ失ヒタルトキ又ハ第四百二十條、第四百二十七條若ハ第四百四十五條ノ規定ニ依リ上告ヲ棄却スル裁判アリタルトキハ之ヲ適用セス

釋義 本條ハ公訴ノ第一審判決ニ對シテ上告ノ申立アリタルトキノ私訴ノ判決ニ對スル控訴ノ效力ヲ規定シタルモノナリ、私訴ハ公訴ニ附帶セシムヘキ性質上上訴ニ關シテモ其ノ審理ハ同一裁判所ニ於テ爲サシムヘキモノト爲ササルヘカラス、故ニ公訴ノ第一審判決ニ對シテ上告ノ申立アリタルトキハ其ノ上告ハ被告人ノ爲シタル場合タルト檢事ノ爲シタル場合タルトヲ問ハス公訴事件ハ上告審ニ繫屬スヘキヲ以テ私訴ニ對スル控訴ハ之ヲ許ササルコトトシ、若シ上告ニ先立チテ私訴ノ判決ニ對スル控訴アリタルトキハ其ノ控訴ノ效力ヲ喪失セシムルコトトセリ、但シ上告成立セサルニ至リタルトキハ上告ナカリシト同一狀態ニ歸スルヲ以テ此ノ場

合ニ於テハ右ノ規定ヲ適用セス、上告成立セサルニ至リタルトキトハ (一)上告ノ取下アリタルトキ (二)第四百十七條ニ依リト告其ノ效力ヲ失ヒタルトキ及 (三)第四百四十五條ノ規定ニ依リ上告ヲ棄却スル裁判アリタルトキヲ謂フモノトス。

第五百九十六條 公訴ノ第一審判決ニ對シテ上告ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ私訴ニ付控訴ヲ爲シタル當事者ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ

控訴ヲ爲シタル當事者ハ前項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ五日內ニ上告ヲ爲スコトヲ得此ノ上告ハ控訴ニ付前條第三項ノ規定ノ適用アル場合ニ於テハ其ノ效力ヲ失フ

釋義 前條ノ規定ニ依リ公訴ノ第一審判決ニ對シテ上告ノ申立アリタルトキハ私訴ノ判決ニ對シテ爲シタル控訴ハ當然其ノ效力ヲ失フニ至ルヲ以テ斯ル場合ニ於テハ裁判所ハ私訴ニ付控訴ヲ爲シタル當事者ニ其ノ旨ノ通知ヲ爲シ其ノ者ヲシテ公訴ノ上告ニ附帶シテ私訴ノ上告ヲ提起スルコトヲ許容スルヲ至當トス、本條ハ此ノ趣旨ヲ規定シタルモノナリ、此ノ場合ノ私訴ノ上告期間ハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ五日內トス、但シ該上告ハ公訴ノ第一審判決ニ對シテ上告アリタルコトヲ前提トシテ一般ノ場合ニ對シ例外ニ屬スルヲ以テ公訴ニ對スル右ノ上告カ前條第三項ニ規定スル如キ事由ニ因リ成立セサルニ至リタルトキハ私訴ニ對スル上告モ其ノ效力ヲ喪失スルコトトセリ。

第五百九十七條 左ノ場合ニ於テハ私訴ニ付爲シタル第二審ノ判決ニ對シテ上告ヲ爲スコトヲ得

一 公訴ノ判決ニ對シテ上告アリタルトキ

二 法令ノ違反ヲ理由トスルトキ

釋義 本條ハ私訴ニ付爲シタル第二審判決ニ對シ上告ヲ爲シ得ヘキ場合ヲ規定シタルモノナリ、第二審判決ニ對シテ上告ヲ爲スハ普通ノ場合ノ上告ニシテ (一)法令ノ違反ヲ理由トスル場合ノ外 (二)公訴ノ判決ニ對シテ上告ノ申立アリタルトキハ常ニ上告ヲ爲シ得ヘキモノトセリ、法令違反ヲ以テ上告ノ理由ト爲シ得ヘキヤ論ヲ俟タズ、私訴ニ付法令違反ノ點ナシトスルモ公訴ニ付上告ノ結果變更ヲ爲ストキハ之ニ隨伴シテ私訴モ當然影響ヲ受クルヲ以テ公訴ノ判決ニ對シ上告アリタルトキハ私訴ニ付特ニ法令違反ノ有無ニ拘ラス常ニ上告ヲ許容スルコトト爲シタルナリ。

第五百九十八條 左ノ場合ニ於テハ私訴ニ付爲シタル第一審ノ判決ニ對シ控訴ヲ爲サスシテ上告ヲ爲スコトヲ得

一 公訴ノ判決ニ對シ上告アリタルトキ

二 判決ニ依リ定リタル事實ニ付法令ヲ適用セス又ハ不當ニ法令ヲ適用シタルコトヲ理由トスルトキ

釋義 本條ハ私訴ニ付爲シタル第一審ノ判決ニ對シ控訴ヲ爲サスシテ直ニ上告ヲ爲シ得ル場合ヲ規定シタルモノナリ、公訴ニ付區裁判所又ハ地方裁判所ニ於テ爲シタル第一審判決ニ對シ

テモ判決ニ依リ定リタル事實ニ付法令ヲ適用セス又ハ不當ニ法令ヲ適用シタルコトヲ理由トシタルトキハ控訴ヲ爲サスシテ直ニ上告ヲ爲スコトヲ許容シタルヲ以テ(四一六條一號)私訴ニ付テモ斯ル法令違反ヲ理由トスルトキハ第一審判決ニ對シテ控訴ヲ爲サスシテ直ニ上告ヲ爲サシムルヲ至當ト認メ之ヲ許容スルコトトセリ、仍ホ此ノ外公訴判決ニ付控訴ヲ爲サスシテ直ニ上告アリタルトキハ上告ノ結果私訴判決ニ影響ヲ及ホス場合ヲ生スヘキヲ以テ斯ル場合ニハ法令違反ヲ理由トスルト否トニ拘ラス常ニ公訴ニ隨伴シテ控訴ヲ爲サスシテ直ニ上告ヲ爲スコトヲ許セリ。

第五百九十九條 公訴ノ第一審判決ニ對シテ控訴ノ申立アリタルトキハ私訴ノ判決ニ對シテ上告ヲ爲スコトヲ得ス

效力ヲ失フ

前二項ノ規定ハ控訴ノ取下アリタルトキ又ハ控訴ヲ棄却スル裁判アリタルトキハ之ヲ適用セス

釋義 本條ハ公訴ノ第一審判決ニ對シテ控訴ノ申立アリタルトキノ私訴判決ニ對スル上告ノ效力ヲ規定シタルモノナリ、私訴ハ公訴ニ附帶スル性質上上訴ニ付テモ公訴カ上訴裁判所ニ繫屬スル限リハ私訴ノ審理ハ公訴ニ隨伴セシムヘキヲ穩當トス、故ニ公訴ニシテ控訴審ニ繫屬スルトキハ私訴ノミヲ分離シテ上告ヲ許スハ至當ノ處置ニ非ス、從テ公訴ノ第一審判決ニ對シテ

控訴ノ申立アリタルトキハ私訴ノ判決ニ對シテハ上告ヲ爲シ得サルコトトシ若シ公訴ノ第一審判決ニ對シテ控訴ノ申立アリタルニ先立チ私訴ノ判決ニ對シテ上告ノ提起アリタルトキハ私訴ノ上告ハ公訴ノ判決ニ對スル控訴ノ申立ト同時ニ其ノ效力ヲ喪失スルコトトセリ但シ公訴ノ控訴ニ付其ノ取下アリタルトキ又ハ控訴ヲ棄却スル裁判アリタルトキハ(三九七條四〇〇條)公訴ニ付控訴ナカリシト同一状態ニ歸スルヲ以テ該規定ヲ適用スルヲ得ス(キハ三九七條四〇〇條)

第六百條 公訴ノ第一審判決ニ對シテ控訴ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ私訴ニ付上告ヲ爲シタル當事者ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ

上告ヲ爲シタル當事者ハ前項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ七日内ニ控訴ヲ爲スコトヲ得此ノ控訴ハ

上告ニ付前條第三項ノ規定ノ適用アル場合ニ於テハ其ノ效力ヲ失フ

釋義 前條ノ規定ニ依リ公訴ノ第一審判決ニ對シテ控訴ノ申立アリタルトキハ私訴ノ判決ニ對シテ爲シタル上告ハ其ノ效力ヲ失フニ至ルヲ以テ斯ル場合ニハ裁判所ハ私訴ニ付上告ヲ爲シタル當事者ニ其ノ旨ヲ通知シ更ニ公訴ニ隨伴シテ控訴ノ提起ヲ許容スルヲ至當トス本條ハ此ノ趣旨ヲ規定シタルモノナリ此ノ趣旨ニ於ケル私訴ノ控訴申立期間ハ右ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ七日内トス該控訴ハ公訴ニ對スル控訴アリタルコトヲ前提トシテ特ニ許容シタルモノナルヲ以テ公訴ニ對スル控訴ニシテ前條第三項ノ規定ニ從ヒ控訴ノ效力ヲ喪失シタルトキハ該私訴ノ控訴ヲシテ存續セシムルノ要ナシ故ニ此ノ場合ニ於テハ私訴ノ控訴ノ效力ヲ喪失セ

シテ前條ノ規定ニ從ヒ私訴ノ上告ノミヲ復活セシムルコトト爲シタルナリ

第六百一條 公訴ノ判決ニ對シ上告アリタル場合ニ於テ私訴ニ付上告ヲ爲シタルトキハ上告趣意

書ヲ差出ササルコトヲ得

釋義 上告趣意書(四二三條字解參照)

釋義 私訴ニ付テモ上告ヲ爲シタルトキハ其ノ上告ヲ爲シタル趣意ヲ明白ニ爲スヘキ爲上告趣意書ヲ提出スヘキヲ原則トスレキモ公訴ニ付上告アリタルトキ私訴ニ付上告ヲ爲スヘキ場合ハ私訴自體ニ付法令違反ノ有無ニ拘ラス公訴ニ付上告アリタルコトヲ理由トスルノミヲ以テモ上告ヲ爲シ得ヘキニ依リ(五九八條)斯ル場合ニハ私訴ニ付テハ特ニ上告趣意書ヲ差出ササルモノナリトトセリ

第六百二條 上告裁判所ニ於ケル辯論ハ辯護士ヨリ選任シタル訴訟代理人ニ非サレハ之ヲ爲スコ

トヲ得ス

釋義 辯護士(四〇條字解參照)

釋義 本條ハ上告裁判所ニ於テ辯論ヲ爲スヘキ者ヲ規定シタルモノナリ公訴ニ付テモ上告裁判所ニ於テハ辯護士ニ非サル者ニ其ノ辯論ヲ爲スコトヲ禁シタルヲ以テ(四三〇條)同一趣旨ノ下ニ私訴ニ關シテモ上告裁判所ニ於ケル辯論ハ辯護士ノミニ限定スルコトト爲シタルナリ(四三〇條釋義參照)

第六百三條 當事者訴訟代理人ヲ選任セサルトキ又ハ訴訟代理人出頭セサルトキハ辯論ヲ聽カス
シテ判決ヲ爲スコトヲ得

釋義 本條ハ當事者訴訟代理人ヲ選任セス又ハ訴訟代理人出頭セサル場合ノ手續ヲ規定シタルモノナリ、上告審ニ於ケル私訴ノ辯論ハ辯護士ヨリ選定シタル訴訟代理人ニ限定シタルヲ以テ公判期日ニ斯ル訴訟代理人出頭セサルカ又ハ訴訟代理人ヲ選任セサルトキハ其ノ辯論ヲ聽クコト能ハス、故ニ此ノ場合ニハ其ノ辯論ヲ聽カスシテ判決ヲ爲スヘキモノトス。

第六百四條 第四百四十條又ハ第四百四十三條ノ規定ニ依リ公訴ニ付事實ノ審理ヲ爲スヘキ旨ノ
言渡アリタルトキハ私訴ニ付同一ノ言渡アリタルモノト看做ス

釋義 私訴ノ判決ハ當事者ノ主張如何ニ拘ラス常ニ公訴ノ判決ニ認メタル事實ヲ基礎トシテ爲スヘキモノナレハ上告審ニ於テモ公訴ニ付事實ノ審理ヲ爲スヘキ場合ハ私訴ノ上告ニ付テモ同様ニ事實ノ審理ヲ爲シタル上判決ヲ爲ササルヘカラス、故ニ上告審ノ審理ニ於テ公訴ニ付事實ノ審理ヲ開始スヘキ旨ノ言渡アリタルトキハ私訴ニ付テモ亦事實ノ審理ヲ開始スヘキ旨ノ言渡アリタルモノト看做シ同様ノ進行ヲ採ルコトヲ圖レリ。

第六百五條 第四百四十六條ノ規定ニ依リ公訴ニ付上告棄却ノ判決ヲ爲ス場合ニ於テ私訴ニ付上
告ノ理由ト爲ルヘキ法令ノ違反ナキトキハ判決ヲ以テ上告ヲ棄却スヘシ

釋義 本條乃至六〇七條ハ公訴ニ付上告ヲ理由ナシトシテ棄却シタル場合ニ於ケル私訴ノ審

理方法ヲ規定シタルモノナリ、私訴ノ判決ハ公訴ニ認定シタル事實ヲ基礎ト爲スヘキモノナルカ故ニ私訴ノ上告カ一ニ公訴ノ上告アリタルコトノミヲ理由トシテ爲サレタルトキハ公訴ニ付上告ヲ理由ナシトシテ判決ヲ以テ棄却スル場合ハ私訴ノ上告モ理由ナキニ歸スルヲ以テ同シク判決ヲ以テ之ヲ棄却スヘキヤ論ヲ俟タス、又私訴ノ上告カ法令ノ違反ヲ理由ト爲ス場合ニ於テモ斯ル法令ノ違反ナキ場合ハ結局私訴ノ上告ハ一ニ公訴ノ上告ノミニ隨伴スヘキコトト爲ルヲ以テ其ノ取扱ハ右ト同様ニ爲スヘキモノトス、本條ハ其ノ趣旨ヲ明カニシタルモノナリ。

第六百六條 第四百四十六條ノ規定ニ依リ公訴ニ付上告棄却ノ判決ヲ爲ス場合ニ於テ私訴ニ付上
告ノ理由ト爲ルヘキ法令ノ違反アルトキハ第六百七條ノ場合ヲ除クノ外判決ヲ以テ原判決ヲ破
毀シ事件ニ付更ニ判決ヲ爲スヘシ

釋義 私訴ノ判決ハ公訴ニ認定シタル事實ヲ基礎トシテ爲スヘキモノナレトモ私訴ノ判決自體ニ於テ法令ニ違反スル法律上ノ理由存スルトキハ公訴判決ノ理由如何ニ拘ラス私訴判決ハ其レ自體ニ於テ違法アルヲ以テ破毀ヲ免レサルモノトス、故ニ斯ル場合ニ於テハ公訴ニ付上告棄却ノ判決ヲ爲ス場合ニ於テモ原判決ヲ破毀セサルヘカラス、而シテ此ノ場合ニ於テ其ノ法令違反カ事實ノ審理ニ影響ヲ及ボスヘキモノニ係ルトキハ次條ニ從ヒ更ニ事實ノ審理ヲ爲シタル上判決ヲ下スヘキモノナレトモ其ノ法令違反カ事實ノ審理ニ何等影響ヲ及ボササルモノナルトキハ原判決ニ認定シタル事實ニ基キ直ニ判決ヲ爲シ得ルヲ以テ後ノ場合ニ於テハ原判決

ヲ破毀シタル上上告裁判所ニ於テ直ニ判決ヲ下スヘキモノトス、本條ハ其ノ趣旨ヲ明カニシタルモノナリ。

第六百七條 前條ノ場合ニ於テ事件ニ付更ニ判決ヲ爲ス爲事實ノ審理ヲ必要トスルトキハ事件ヲ原裁判所ノ民事部ニ差戻シ又ハ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ノ民事部ニ移送スヘシ

釋義 法令違反ヲ理由トシテ原判決ヲ破毀スル場合ニ於テモ其ノ法令違反カ事實ノ認定ニ影響ヲ及ボササル場合ハ前條ニ從ヒ直ニ判決ヲ下スヘキモノナレトモ其ノ法令違反カ事實ノ認定ニ影響ヲ及ボスモノニ係ルトキハ更ニ事實ノ審理ヲ爲スニ非サレハ判決ヲ下スニ由ナキモノトス、然レトモ公訴ニ付上告棄却ノ裁判ヲ爲スヘキモノナルトキハ公訴ニ隨伴セシメテ事實ノ審理ヲ爲スヲ得サルヲ以テ公訴ト分離シテ別個ニ審理ヲ爲ス手續ヲ採ラサルヘカラス、故ニ本法ハ斯ル場合ニ於テハ事件ヲ原裁判所ノ民事部ニ差戻シ若ハ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ノ民事部ニ移送シテ事實ノ審理ヲ爲サシムヘキコトトセリ、而シテ上告裁判所カ原裁判所ノ民事部ニ差戻スト同等ナル他ノ裁判所ノ民事部ニ移送スルトハ一ニ其ノ自由裁量ニ在ルモノトス。

第六百八條 公訴ニ付原判決ヲ破毀シ被告事件ニ付更ニ判決ヲ爲シタル場合ニ於テハ左ノ區別ニ從ヒ私訴ニ付判決ヲ爲スヘシ
一 公訴ノ判決私訴ニ影響ヲ及ボスヘキ變更ヲ爲シタルトキ又ハ私訴ニ付上告ノ理由ト爲ルヘキ法令ノ違反ナキトキハ上告ヲ棄却ス

釋義 本條乃至六一〇條ハ公訴ニ付原判決ヲ破毀シタル場合ニ於ケル私訴ノ審判手續ヲ規定シタルモノナリ、公訴ニ付原判決ヲ破毀スルモ其ノ破毀ノ理由ハ私訴ノ判決ニ何等影響ヲ及ボスコトナク且私訴ノ判決自體ニモ上告ノ理由ト爲ルヘキ法令ノ違反ナキトキハ公訴ノ判決ノ破毀ニ拘ラス私訴ノ上告ニハ何等法律上ノ違背ナキヲ以テ之カ棄却ノ判決ヲ爲スヘキヤ論ヲ俟タズ、之ニ反シテ公訴ノ判決カ私訴ニ影響ヲ及ボス變更ヲ爲シタルトキハ私訴ニ付上告ノ理由ト爲ルヘキ法令ノ違反アルトキハ公訴判決ノ結果如何ニ拘ラス其ノ判決ハ違法ナルヲ以テ公訴ニ付原判決ヲ破毀スル場合ハ私訴ニ付テモ共ニ原判決ヲ破毀スヘキヤ當然ナリ、本條ハ叙上ノ趣旨ヲ明カニシタルモノナリ。

第六百九條 前條ノ規定ニ依リ私訴ニ付原判決ヲ破毀スル場合ニ於テハ第六百十條ノ場合ヲ除ク外事件ニ付更ニ判決ヲ爲スヘシ
釋義 前條ノ規定ニ從ヒ私訴ニ付原判決ヲ破毀スル場合ニ於テハ公訴ニ付認定シタル事實ニ

基キ更ニ判決ヲ爲ササルヘカラス、故ニ斯ル場合上告裁判所ニ於テ公訴ニ付原判決ヲ破毀シタル結果事實ニ付審理ヲ爲スヘキ場合ハ之ニ隨伴シテ私訴ニ付テモ同時ニ判決ヲ下スヘキヤ當然ナリ、本條ハ其ノ趣旨ヲ明カニシタルモノナリ。

第六百十條 第六百八條ノ規定ニ依リ私訴ニ付原判決ヲ破毀スル場合ニ於テ事件ニ付更ニ判決ヲ爲ス爲私訴ノミニ付事實ノ審理ヲ必要トスルトキハ事件ヲ原裁判所ノ民事部ニ差戻シ又ハ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ノ民事部ニ移送スヘシ

釋義 私訴ニ付原判決ヲ破毀シタル場合公訴ニ付テモ原判決ヲ破毀シタル上事實ノ審理ヲ爲スヘキ場合ハ前條ニ從ヒ上告裁判所ニ於テ自ラ判決ヲ爲スヘキモノナレトモ公訴ニ付原判決ノ破毀ヲ爲スモ事實ニ付テハ更ニ審理ヲ爲ササルコトアリ、斯ル場合私訴ノミニ付事實ノ審理ヲ必要トスルトキハ上告裁判所ニ於テハ之カ審判ヲ爲スニ由ナキヲ以テ公訴ト分離シテ審判ノ途ヲ講セサルヘカラス、故ニ本法ハ斯ル場合ニ付テハ六〇七條ノ規定ニ準シ事件ヲ原裁判所ノ民事部ニ差戻シ又ハ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ノ民事部ニ移送シテ審判セシムルコトトセリ。

第六百十一條 公訴ニ付原判決ヲ破毀シ差戻又ハ移送ノ判決ヲ爲ス場合ニ於テハ私訴ニ付同一ノ判決ヲ爲スヘシ

釋義 本條ハ公訴ニ付原判決ヲ破毀シ差戻又ハ移送シタル場合ニ於ケル私訴ノ審判方法ヲ規

定シタルモノナリ、私訴ノ判決ハ公訴ニ認定シタル事實ヲ基礎トシテ審判スヘキモノナルヲ以テ公訴ニシテ裁判所ニ繫屬スル間ハ私訴ノ審判ハ常ニ之ニ隨伴セシムヘキヲ至當トス、故ニ公訴ニシテ破毀ノ結果原裁判所又ハ第一審裁判所ニ差戻サレ(四四九條)若ハ管轄裁判所又ハ管轄第一審裁判所ニ移送セラレ(四五〇條)タルトキハ之ニ隨伴シテ私訴ニ關スル事實ノ審判モ其ノ裁判所ヲシテ爲サシムヘキ手續ヲ講セサルヘカラス、本法ハ之カ爲ニ特ニ設ケタル規定ニシテ斯ル場合ニ於テハ私訴ニ付テモ公訴ト同様ノ判決ヲ爲スヘキモノトセリ。

第六百十二條 上訴裁判所私訴ノミニ付審判ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ決定ヲ以テ事件ヲ其ノ裁判所ノ民事部ニ移送スヘシ此ノ決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得ス

釋義 私訴ノ特質ハ公訴ニ隨伴シテ審理スヘキニ存スルカ故ニ私訴ノミニ付上訴アリタル場合又ハ公私訴ニ付共ニ上訴アリタルモ公訴ニ付爲シタル上訴ハ取下其ノ他ノ事由ニ因リテ存立セサルニ至リタルトキハ上訴裁判所ニハ私訴ノミニ存続スルコトト爲リ最早附帶私訴タル性質ヲ喪失スルモノト謂ハサルヘカラス、從テ上訴裁判所ヲシテ私訴ノミニヲ分離シテ審判セシムルハ適當ニ非ス、故ニ本法ニ於テハ斯ル場合ニハ全然公訴裁判所ヨリ分離シテ一般ノ民事事件ト同シク民事裁判所ヲシテ審判セシムルヲ至當ト認メ決定ヲ以テ事件ヲ其ノ裁判所ノ民事部ニ移送セシムルコトトセリ、該手續ハ一ニ審判上ノ便宜ノ爲特ニ設ケタルモノナルヲ以テ該決定ニ對シテハ抗告ヲ許サス。

第六百十三條 本編第二章ノ規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外上訴ノ審判ニ付テ之ヲ適用ス

釋義 上訴ノ審判ハ上訴ノ性質ニ戻ラス、且本章中特ニ規定アル場合ヲ除ク外第一審ノ訴訟手續ニ依ラシムルヲ至當トス、故ニ本條ハ其ノ趣旨ヲ明カニセリ。

附 則

釋義 刑事訴訟法ハ一般ノ法律ト同シク其ノ實施ノ時期ヨリ廢止ノ時期ニ至ル迄其ノ效力ヲ有スルモノニシテ其ノ間ニ行ハルル刑事訴訟手續ニ關シテハ總テ其適用ヲ見ルモノトス、從テ本法モ其ノ實施ト同時ニ其ノ效力ヲ發スヘク其ノ以後ニ於テハ犯罪ノ行ハレタル時期ノ如何ニ拘ラス又刑事訴訟手續カ既ニ舊法ノ下ニ開始セラレタルヤ否ニ拘ラス本法ニ從テ其ノ手續ヲ進行スヘク舊法ニ依リテ其ノ手續ヲ完結スヘキモノニ非サルナリ、然レトモ舊法ノ下ニ於テ行ハレタル手續ハ本法ニ於テ如何ニ之ヲ取扱フヘキヤニ付テハ特ニ經過法ヲ設ケ兩者ノ手續ノ調和ヲ圖ルノ要アリ、本附則ハ主トシテ其ノ經過法ニ關スル手續ヲ網羅シタルモノナリ。

第六百十四條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十二年五月五日勅令第二百十五號ヲ以テ同十三年一月一日ヨリ施行)

釋義 本條ハ勅令ヲ以テ本法施行ノ期日ヲ定ムヘキコトヲ規定シタルモノナリ、法律ハ公布ノ日ヨリ起算シ滿二十日ヲ經テ施行スヘキヲ原則トス、法例一條然レトモ法律ニハ其ノ性質上即時ニ施行スル必要アルモノアリ、又之カ實施ニ付公布後相當ノ準備手續ヲ要スルモノアリ、テ必

スシモ右ノ原則ノミニ遵據スルヲ得サルモノトス、故ニ特別ナル場合ニ付テハ法律ヲ以テ右ト異ル施行期日ヲ定ムルコトヲ得セシメタリ、本法ハ刑事訴訟ニ關スル全般ノ手續ヲ改正シタルモノニ係リ之カ實施ニ關シテハ諸般ノ準備ヲ要シ到底一般ノ原則ニ依據シ得サルコト顯著ナルヲ以テ右ノ原則ニ對スル例外トシテ其ノ施行期日ハ特ニ勅令ニ依ラシムルコトトセリ。

第六百十五條 明治二十三年法律第九十六號刑事訴訟法及刑事略式手續法ハ之ヲ廢止ス

釋義 本法ハ舊刑事訴訟法ヲ改正シタルハ勿論大正二年法律第二十號トシテ公布セラレタル刑事略式手續法第七編ニ於テ改正シタルヲ以テ舊刑事訴訟法及刑事略式手續法ハ本法實施ト同時ニ之ヲ存置セシムルノ要ナシ、故ニ本條ニ於テ之カ廢止ヲ爲スヘキコトヲ明定セリ。

第六百十六條 本法ハ本法施行前ニ生シタル事件ニ亦之ヲ適用ス

前項ノ規定ハ本法施行前舊法ニ依リ爲シタル訴訟手續ノ效力ヲ妨ケス

本法施行前舊法ニ依リ爲シタル訴訟手續ニシテ本法ニ之ニ相當スル規定アルモノハ之ヲ本法ニ依リ爲シタルモノト看做ス

釋義 本條ハ本法ノ時ニ關スル效力ヲ規定シタルモノナリ、刑事訴訟法ハ一般ノ法律ト同シク其ノ實施ト同時ニ效力ヲ發生スルヲ以テ其ノ以後ノ手續ニ付テハ總テ本法ノ規定ヲ適用シテ審判スヘキヤ當然ナリ、從テ本法施行後ニ於テハ其ノ施行前ニ生シタル事件ニ付テモ本法ヲ適用スヘキヤ論ヲ俟タス、本條第一項ハ其ノ趣旨ヲ明カニシタルモノナリ、然レトモ本法施行前舊

法ニ依リテ爲シタル手續ニ付テハ其ノ效力ヲ保留スヘキヤ將又全部更新スヘキヤハ議論ノ存
スル所ナリ故ニ本條ハ第二、三項ニ於テ之ニ關スル規定ヲ設ケ本法施行前舊法ニ依リテ爲シタ
ル手續ニ付テハ其ノ效力ヲ認メ別ニ更新ノ手續ヲ爲スコトヲ要セサルコトトシ且舊法ニ依リ
テ爲シタル手續ニシテ本法ニ之ニ相當スル規定アルモノハ之ヲ本法ニ依リテ爲シタルモノト
看做スコトトシ以テ新舊兩法ノ手續ニ關スル調和ヲ圖ルコトトセリ、

第六百十七條 本法施行前裁判所構成法第十條第一號ノ規定ニ依リ爲シタル管轄指定ノ申請ハ之

ヲ管轄移轉ノ請求ト看做ス

釋義 本條ハ本法施行前裁判所構成法第十條第一號ノ規定ニ依リ爲シタル管轄指定ノ申請ノ
效力ヲ規定シタルモノナリ舊法ノ下ニ於テハ管轄裁判所又ハ之ニ代ルヘキ裁判所法律上ノ理
由又ハ特別ノ事情ニ依リ裁判權ヲ行フコト能ハサルトキハ前示法條ノ規定ニ從ヒ管轄指定ノ
申請ヲ爲スヘキモノト爲シタルモ本法ハ之ヲ改メテ斯ル場合ニハ管轄移轉ノ請求ヲ爲スヘキ
モノトシタルヲ以テ(二六條一項一號)特ニ經過法ヲ設クルニ非サレハ舊法ノ下ニ適法ナル申請
モ本法ニ於テハ違法ノ結果ヲ生スルヲ免レス然レトモ此ノ兩者ハ其ノ名稱ヲ改メタルニ過キ
スシテ其ノ實質ニ於テハ何等異ル所アルコトナシ故ニ本條ニ於テ舊法ノ下ニ於テ爲シタル該
管轄指定ノ申請ハ本法ノ下ニ於テハ之ヲ管轄移轉ノ請求ヲ爲シタルモノト看做スコトトシ實
際ノ便宜ニ適セシムルコトト爲シタリ、

第六百十八條 本法施行前忌避ノ申請ヲ爲シ其ノ理由ノ疏明ヲ爲サザリシ者ハ本法施行ノ日ヨリ

三日内ニ之ヲ爲スヘシ

釋義 本法ハ舊法ノ下ニ爲シタル忌避ニ關シ疏明書提出ノ期間ヲ規定シタルモノナリ舊法ノ
下ニ於テハ忌避ノ申立ニ付必スシモ一定ノ期間内ニ忌避申立ニ關スル疏明書ヲ提出スルヲ要
セザリシモ本法ニ於テハ忌避ノ理由ノ疏明ニ關シ書面ヲ以テ三日内ニ爲スヘキコト及之ヲ爲
ササルトキハ直ニ却下スヘキコトヲ新ニ規定シタルヲ以テ(二七條三項、二九條舊法ノ下ニ於テ
忌避ノ申立ヲ爲シ未タ疏明ヲ爲ササル者ニ對シテハ特別ノ規定ヲ設クル必要アリ故ニ本條ニ
於テ斯ル者ニ對シテハ本法施行後三日内ニ之カ疏明ヲ爲スヘキモノト爲シタリ、

第六百十九條 本法施行前法人ヲ處罰スヘキモノトシテ其ノ代表者ヲ被告人ト爲シタル事件ニ付

テハ本法施行ノ日ヨリ法人ヲ被告人トス

釋義 舊法ノ下ニ於テハ法人ヲ處罰スヘキ場合ニハ其ノ代表者ヲ以テ刑事訴訟法上ニ於ケル
被告人ト爲スヘキモノト爲シタルモ明治三三年法律五二號二條等參照)本法ニ於テハ刑事訴訟
法上モ法人ヲ以テ被告人ト爲スヘキコトニ改メタルヲ以テ(三六條)本條ニ於テ之ニ關スル經過
法ヲ設ケ本法施行前法人處罰ニ關シ法人ノ代表者ヲ被告人ト爲シタル事件ニ付テハ本法施行
ノ日ヨリ法人ヲ被告人ト爲スコトトセリ、

第六百二十條 本法施行前始リタル法定期間ニ付訴訟行爲ヲ爲スヘキ者ノ住居又ハ事務所ノ所在

附則(第六百十八乃至六百二十條)

地下裁判所所在地ノ距離ニ從ヒ加フヘキ期間ハ仍從前ノ規定ニ依ル

釋義 本條ハ舊法ノ下ニ進行ヲ始メタル法定期間中附加期間ニ關スル經過法ヲ規定シタルモノナリ舊法ニ於テハ附加期間ニ付テハ海陸路八里毎ニ一日ノ猶豫ヲ加フヘキモノト爲シタルモ(舊刑訴一六條)本法ハ之ヲ改メテ海陸路二十里毎ニ一日ノ猶豫ヲ加フルコトニ改メ被告人ニ不利益ノ效果ヲ及ホスコトト爲シタルニ依リ被告人ノ既得權ヲ害セサル趣旨ヲ以テ本法施行前ニ始メタル附加期間ニ付テハ舊法ノ附加期間ニ依リ計算スルコトトセリ

第六百二十一條 本法施行前開席判決ヲ受ケタル者ニ對シテハ從前ノ規定ニ依リ逮捕狀ヲ發スルコトヲ得

釋義 舊法ノ下ニ於テハ開席判決ヲ受ケタル者ニ對シテハ逮捕狀ヲ發スルコトヲ認メタルモ(舊刑訴三一九條)本法ニ於テハ開席判決ヲ絕對ニ認メサル結果之ニ基キテ發スル逮捕狀モ許容スルコトナシ然レトモ舊法ノ下ニ於テ言渡サレタル開席判決ニ付テハ本法實施後仍ホ其ノ效力ヲ存セシムル以上ハ其ノ效力ニ附隨シテ發スル逮捕狀ニ付テモ舊法ト同様ノ效力ヲ存置セシメサルヘカラス故ニ本條ハ其ノ趣旨ヲ明カニシタルモノナリ

第六百二十二條 本法施行前保釋ヲ許ササル言渡ニ對シテ爲シタル異議ノ申立ニ付テハ從前ノ規定ニ依リ裁判ヲ爲スヘシ

釋義 舊法ノ下ニ於テハ保釋ヲ許ササル言渡ニ對シテハ其ノ裁判所ニ異議ノ申立ヲ爲スヘシト

ヲ許セシモ(舊刑訴一五八條ノ二)本法ニハ斯ル異議ノ申立ヲ認メサルヲ以テ舊法ニ依リテ申立テタル斯ル異議ヲ處理スル上ニ於テ之カ經過法ヲ必要トス本條ハ之ニ應スル爲設ケタル規定ニシテ斯ル場合ニハ從前ノ規定ニ依リ裁判スヘキコトトセリ

第六百二十三條 第二百六十五條ニ規定スル期間ハ本法施行前犯人ヲ知り又ハ婚姻ノ無效若ハ取消ノ裁判確定シタル場合ニ於テハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

釋義 本條ハ本法實施前ニ親告罪ノ告訴期間ヲ開始シタル場合ノ起算點ニ關シ規定シタルモノナリ本法ハ新ニ親告罪ノ告訴ヲ爲シ得ヘキ期間ヲ定メタルヲ以テ(二六五條)本法施行前既ニ其ノ告訴期間ノ始マルモノニ付テハ特別ノ始期ヲ規定スル必要アリ然ラサレハ告訴權者ニ於テ本法實施ト同時ニ故ナク告訴權ヲ喪失スル如キ場合ヲ生スルコトナキヲ保セス故ニ本條ハ之ニ處スル爲特ニ設ケタル規定ニシテ其ノ告訴ノ期間ハ本法施行ノ日ヨリ起算スヘキモノトセリ

第六百二十四條 本法施行前免訴ノ決定確定シタル事件ニ付明治二十三年法律第九十六號刑事訴訟法第七十五條第二項ノ規定ニ依リ爲シタル請求ニシテ未タ決定ナキモノハ其ノ效力ヲ失フ

釋義 舊法ニ依レハ豫審免訴ノ決定確定シタル事件ニ付新ニ證據ヲ發見シタルトキハ檢事ヨリ之ヲ裁判所ニ差出シ起訴ニ付許可ノ決定ヲ請求スヘキモノト爲シタルモ舊刑訴一七五條第二項本法ニ於テハ斯ル場合ニハ直ニ公訴ヲ提起シ得ルモノト爲シ裁判所ノ決定ヲ求ムル必要ナ

キニ至リタルヲ以テ(三一七條一號)本法施行後ニ於テハ舊法ノ下ニ爲シタル該請求ニシテ未タ決定セサルモノニ付テハ別ニ決定ノ必要ヲ見サルコトト爲レリ故ニ本條ニ於テ斯ル請求ニシテ未タ決定ナキモノ付テハ本法施行ト同時ニ其ノ效力ヲ失フコトトセリ。

第六百二十五條 本法施行前爲シタル本案前ノ判決ニシテ未タ確定セサルモノハ其ノ效力ヲ失フ

釋義 舊法ニ依レハ管轄違又ハ公訴不受理ノ申立ヲ却下シタル判決ニ對シテハ本案ノ判決ヲ待タス直ニ控訴又ハ上告ヲ爲スコトヲ許シ中間判決ヲ下タスコトヲ認メタルモ(舊刑訴一八七條二五〇條)本法ハ斯ル中間判決ヲ認メサルヲ以テ本法施行後ニ於テハ本案前ノ判決ニシテ未タ確定セサルモノニ付テハ其ノ效力ヲ存續セシムルノ要ナシ故ニ本條ニ於テ其ノ趣旨ノ規定ヲ設ケタリ。

第六百二十六條 本法施行前明治二十三年法律第九十六號刑事訴訟法第二百四十一條第二項又ハ

同法第二百六十四條第一項ノ規定ニ依リ取調ヲ命セラレタル受命判事ハ事件ニ付第三百五十一

條ノ規定ニ準シ其手續ヲ爲スヘシ

釋義 舊法ニ於テハ第一審裁判所ニ於テ輕罪トシテ受理シタル豫審經由ノ事件ヲ重罪ナリト思料スルトキ又ハ控訴裁判所ニ於テ地方裁判所カ輕罪ナリト判決シタル事件ヲ重罪ナリト思料シ又ハ其ノ事件ヲ重罪ナリトシテ主タル控訴又ハ附帶控訴アリタルトキハ裁判所ハ受命判事ヲシテ其ノ事件ノ取調ヲ爲サシムヘク受命判事ハ豫審ニ屬スル處分ヲ爲スモノト爲セルモ、

(舊刑訴二四一條二項、二六四條一項)本法ハ斯ノ如キ手續ヲ認メサルヲ以テ本法施行後ニ於テハ前示手續ニ依リテ命セラレタル受命判事ノ取調ニ關シテハ之カ準據ヲ爲スヘキ手續ナキニ至レリ故ニ本條ハ此ノ場合ニ處スル經過法ヲ規定シタルモノニシテ本法施行後ニ於テハ前示受命判事ハ三五一條ニ定ムル受命判事ニ關スル規定ニ準據シテ其ノ手續ヲ爲スヘキモノトセリ。

第六百二十七條 本法施行前言渡シタル關席判決ニ對シテハ控訴ノ申立アリタル場合ヲ除クノ外

從前ノ規定ニ依リ故障ヲ申立ツルコトヲ得

本法施行前關席判決ニ對シテ爲シタル故障申立ヲ不合法トスルトキハ從前ノ規定ニ依リ裁判ヲ爲スヘシ

釋義 本條ハ本法施行前言渡シタル關席判決ニ對スル不服申立方法ヲ規定シタルモノナリ、本法ハ舊法ニ反シ絕對ニ關席判決ノ制度ヲ認メサルヲ以テ本法ニ於テハ關席判決ニ關スル準據規定存スルコトナシ故ニ舊法ノ下ニ言渡サレタル關席判決ニ關シテハ特ニ經過法ヲ設クルノ必要アリ、本條ハ之カ爲ニ設ケタル規定ニシテ故障ノ申立ニ關シテハ本法施行後モ舊法ノ規定ニ從テ爲スコトヲ許セリ(舊刑訴二二九條以下)而シテ故障適法ナルトキハ關席前ノ程度ニ復シテ一般ノ手續ニ從テ審判スヘク不合法ナルトキハ舊法ノ手續ニ從テ故障棄却ノ判決ヲ爲スヘキモノトセリ。

第六百二十八條 本法施行前爲シタル抗告ハ之ヲ本法ニ依リ爲シタル即時抗告ト看做ス

釋義 舊法ノ下ニ於テハ抗告ハ法律ニ於テ特ニ許シタル場合ニ限リ爲スコトヲ得タルモノニシテ其ノ抗告期間ハ裁判ノ送達アリタル日ヨリ三日ナルノミナラス(舊刑訴二九三條二九五條)其ノ抗告ノ内容ハ本法ニ於テ即時抗告ヲ許容シタル場合ト同様ナルヲ以テ本法施行前舊法ノ下ニ於テ爲サレタル抗告ハ本法ニ於テハ即時抗告アリタル場合ト同視シ裁判執行停止ノ效力等ヲ有セシムルコトトセリ。

第六百二十九條 本法施行前爲シタル再審ノ訴ニシテ上告裁判所ノ判決ヲ經サルモノハ本法ニ依リ管轄裁判所ニ再審ノ請求ヲ爲シタルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ上告裁判所ハ書類及證據物ヲ管轄裁判所ニ送付スヘシ

釋義 本條ハ本法施行前上告裁判所ニ爲シタル再審ノ訴ノ處置方法ヲ規定シタルモノナリ舊法ノ下ニ於テハ再審ノ訴ハ常ニ上告裁判所ニ爲スヘキモノト爲シタルモ舊刑訴三〇四條(本法ハ再審ノ請求ハ原裁判所ノ管轄ト爲シタルヲ以テ四九〇條)本法施行前上告裁判所ニ爲シタル再審ノ訴ニシテ上告裁判所ノ判決ヲ經サルモノニ付テハ特別ノ經過法ヲ必要トス本條ハ是ニ關シ特設シタル規定ニシテ此ノ場合ニ於テハ本法ニ依リ管轄裁判所ニ再審ノ請求アリタルモノト看做シ上告裁判所ハ書類及證據物ヲ管轄裁判所ニ送付スヘキモノトセリ。

第六百三十條 本法施行前進行ヲ始メタル私訴ノ時効ハ從前ノ規定ニ從フ
釋義 本條ハ本法施行前ニ進行ヲ始メタル私訴ノ時効ニ關スル經過法ヲ規定シタルモノナリ、

舊法ニ於テハ私訴ノ時効ハ公訴ノ時効ト其ノ期間ヲ同クシタルモ(舊刑訴九條)本法ニ於テハ之ヲ改メ一般ノ民法ノ規定ニ準據スルコトト爲シタルヲ以テ特別ノ規定アルニ非サレハ本法實施後ニ於テハ本法ノ規定ニ準據セシメサルヘカラス然レトモ本法施行前既ニ進行ヲ始メタル私訴ノ時効ニ付テハ舊法ノ規定ニ準據セシムルヲ穩當トスルヲ以テ本條ニ於テ特ニ其ノ趣旨ノ規定ヲ設ケタルモノトス。

第六百三十一條 本法施行前提起シタル要償ノ訴判決ヲ經サルモノナルトキハ民事訴訟法ニ從ヒ事件ヲ管轄スヘキ裁判所ノ民事部ニ移送スヘシ

字解 要償ノ訴 トハ免訴又ハ無罪ノ判決ヲ受ケタル被告人カ刑事訴訟ノ開始進行ニ因リ受ケタル損害ノ賠償ヲ其ノ損害ノ原由ヲ生セシメタル一私人又ハ官吏ニ對シテ要求スル訴ヲ謂フ(舊刑訴一三條一四條)

釋義 本法ノ下ニ於テハ私訴ノ外要償ノ訴ヲ認メ(舊刑訴一三條一四條)刑事訴訟法ニ依リテ審判セシメタルモ本法ニ於テハ私訴ハ總テ民事訴訟法ニ依ラシムルコトト爲シ特別ノ手續ヲ認メサルヲ以テ本法ノ下ニ適法ニ繫屬シタル要償ノ訴モ本法ノ下ニ於テハ審判スルニ由ラシ故ニ斯ル訴ニシテ未タ判決ヲ經サルモノニ付テハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ事件ヲ管轄スヘキ裁判所ノ民事部ニ移送スヘキコトト爲シタリ。

第六百三十二條 本法中市町村吏員ニ關スル規定ハ北海道ノ區ニ於テハ區吏員ニ之ヲ適用ス

本法中市町村長ニ關スル規定ハ市制第六條ノ市又ハ北海道ノ區ニ於テハ區長ニ、町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ町村長ニ準スヘキ者ニ之ヲ適用ス

字解 本法中市町村吏員ニ關スル規定 例ハハ押收、搜索又ハ檢證ノ際住居主若ハ看守者又ハ之ニ代ルヘキ者ヲ立會ハシムルヲ得サル場合特ニ市町村吏員ヲシテ立會ハシムル場合ノ如キヲ謂フ。(一五七條一七四條一七八條一八三條)

本法中市町村長ニ關スル規定 例ハハ五四五條ノ規定ノ如キ場合ヲ謂フ。

市制第六條ノ市 トハ東京市、京都市及大阪市ヲ謂フ。(明治四四年勅令二三九號)

町村制ヲ施行セザル地 トハ北海道及勅令ヲ以テ指定シタル島嶼ヲ指スモノニシテ(町村制一五七條)町村制ヲ施行セザル島嶼ハ東京府下小笠原島及伊豆七島トス(大正一〇年

勅令一九〇號)

釋義 北海道ノ區ニ於テハ區吏員ハ市町村吏員ノ事務ニ該當スル事務ヲ取扱ヒ東京市、京都市、大阪市及北海道ノ區ニ於テハ區長ハ區内ノ事務ニ關シ市町村長ニ該當スル事務ヲ取扱フヲ以テ此等ノ吏員及區長ニ於テハ本法中市町村吏員又ハ市町村長ニ關スル規定ヲ適用スルコトトシ又町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ町村長ニ準スヘキ者ニ本法中市町村長ニ關スル規定ヲ適用スルコトトセリ。

附 錄

陪 審 法 (大正十二年四月十七日 法律第五十號)

第一章 總 則

第一條 裁判所ハ本法ノ定ムル所ニ依リ刑事事件ニ付陪審ノ評議ニ付シテ事實ノ判斷ヲ爲スコトヲ得

第二條 死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル事件ハ之ヲ陪審ノ評議ニ付ス

第三條 長期三年ヲ超ユル有期ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル事件ニシテ地方裁判所ノ管轄ニ屬スルモノニ付被告人ノ請求アリタルトキハ之ヲ陪審ノ評議ニ付ス

第四條 左ニ掲クル罪ニ該ル事件ハ前二條ノ規定ニ拘ラス之ヲ陪審ノ評議ニ付セス

一 大審院ノ特別權限ニ屬スル罪

二 刑法第二編第一章乃至第四章及第八章ノ罪

三 軍機保護法、陸軍刑法又ハ海軍刑法ノ罪其ノ他軍機ニ關シ犯シタル罪

四 法令ニ依リテ行フ公選ニ關シ犯シタル罪

第五條 第三條ノ請求ハ第一回公判期日前ニ之ヲ爲スヘシ但シ其ノ期日前ト雖最初ニ定メタル公判期日ノ召喚ヲ受ケタル日ヨリ十日ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第六條 被告人ハ檢事ノ被告事件陳述前ハ何時ニテモ事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ辭シ又ハ請求ヲ取下クルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ得ス

第七條 被告人公判又ハ公判準備ニ於ケル取調ニ於テ公訴事實ヲ認メタルトキハ事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ得ス但シ共同被告人中公訴事實ヲ認メサル者アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八條 地方ノ情況ニ由リ陪審ノ評議公平ヲ失スルノ虞アルトキハ檢事ハ直近上級裁判所ニ管轄移轉ノ請求ヲ爲スコトヲ得

公判ニ繫屬スル事件ニ付前項ノ請求アリタルトキハ訴訟手續ヲ停止スヘシ

第九條 前條第一項ノ請求ヲ爲スニハ理由ヲ附シタル請求書ヲ管轄裁判所ニ差出スヘシ

前項ノ請求書ヲ差出スニハ管轄裁判所ノ檢事ヲ經由スヘシ

公判ニ繫屬スル事件ニ付管轄移轉ノ請求ヲ爲シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ裁判所ニ通知シ且請求書ノ謄本ヲ被告人ニ交付スヘシ

被告人ハ謄本ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三日内ニ意見書ヲ差出スコトヲ得

管轄裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲スヘシ

第十條 管轄移轉ノ請求アリタルトキハ被告人ハ檢事ノ被告事件陳述後ト雖其ノ決定アル迄事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ辭シ又ハ請求ヲ取下クルコトヲ得

被告人事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ辭シ又ハ請求ヲ取下ケタルニ因リ事件陪審ノ評議ニ付スヘカラサルニ至リタルトキハ檢事ノ管轄移轉ノ請求ハ之ヲ取下ケタルモノト看做ス

共同被告人中事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ辭シ又ハ請求ヲ取下ケタル者アルトキハ其ノ被告人ニ關スル管轄移轉ノ請求ニ付亦前項ニ同シ

第十一條 上訴裁判所ニ於テハ事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ得ス

第二章 陪審員及陪審ノ構成

第十二條 陪審員ハ左ノ各號ニ該當スル者タルコトヲ要ス

- 一 帝國臣民タル男子ニシテ三十歳以上タルコト
- 二 引續キ二年以上同一市町村内ニ住居スルコト
- 三 引續キ二年以上直接國稅三圓以上ヲ納ムルコト
- 四 讀ミ書キヲ爲シ得ルコト

前項第二號及第三號ノ要件ハ其ノ年九月一日ノ現在ニ依ル

第十三條 左ニ掲クル者ハ陪審員タルコトヲ得ス

- 一 禁治産者、準禁治産者
- 二 破産者ニシテ復權ヲ得サルモノ
- 三 聾者、啞者、盲者
- 四 懲役、六年以上ノ禁錮、舊刑法ノ重罪ノ刑又ハ重禁錮ニ處セラレタル者

第十四條 左ニ掲クル者ハ陪審員ノ職務ニ就カシムルコトヲ得ス

- 一 國務大臣
- 二 在職ノ判事、檢事、陸軍法務官、海軍法務官
- 三 在職ノ行政裁判所長官、行政裁判所評定官
- 四 在職ノ宮内官吏

- 五 現役ノ陸軍軍人、海軍軍人
 - 六 在職ノ廳府縣長官、郡長、島司、廳支廳長
 - 七 在職ノ警察官吏
 - 八 在職ノ監獄官吏
 - 九 在職ノ裁判所書記長、裁判所書記
 - 十 在職ノ收稅官吏、稅關官吏、專賣官吏
 - 十一 郵便電信電話鐵道及軌道ノ現業ニ從事スル者並船員
 - 十二 市町村長
 - 十三 辯護士、辨理士
 - 十四 公證人、執達吏、代書人
 - 十五 在職ノ小學校教員
 - 十六 神官、神職、僧侶、諸宗教師
 - 十七 醫師、齒科醫師、藥劑師
 - 十八 學生、生徒
- 第十五條 陪審員ハ左ノ場合ニ於テ職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘシ
- 一 陪審員被害者ナルトキ
 - 二 陪審員私訴當事者ナルトキ
 - 三 陪審員被告人、被害者若ハ私訴當事者ノ親族ナルトキ又ハ親族タリシトキ

- 四 陪審員被告人、被害者又ハ私訴當事者ノ屬スル家ノ戶主又ハ家族ナルトキ
 - 五 陪審員被告人、被害者又ハ私訴當事者ノ法定代理人、後見監督人又ハ保佐人ナルトキ
 - 六 陪審員被告人、被害者又ハ私訴當事者ノ同居人又ハ雇人ナルトキ
 - 七 陪審員事件ニ付告發ヲ爲シタルトキ
 - 八 陪審員事件ニ付證人又ハ鑑定人ト爲リタルトキ
 - 九 陪審員事件ニ付被告人ノ代理人、辯護人、輔佐人又ハ私訴當事者ノ代理人ト爲リタルトキ
 - 十 陪審員事件ニ付判事、檢事、司法警察官又ハ陪審員トシテ職務ヲ行ヒタルトキ
- 第十六條 左ニ掲クル者ハ陪審員ノ職務ヲ辭スルコトヲ得
- 一 六十歳以上ノ者
 - 二 在職ノ官吏、公吏、教員
 - 三 貴族院議員、衆議院議員及法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員但シ會期中ニ限ル
- 第十七條 市町村長ハ毎年陪審員資格者名簿ヲ調製シ九月一日現在ニ依リ其ノ市町村内ニ於テ資格ヲ有スル者ヲ之ニ登載スヘシ
- 陪審員資格者名簿ニハ資格者ノ氏名、身分、職業、住居地、生年月日及納稅額ヲ記載スヘシ
- 市町村長ハ陪審員資格者名簿ノ副本ヲ調製シ之ヲ管轄區裁判所判事ニ送付スヘシ
- 第十八條 市町村長ハ十月一日ヨリ七日間其ノ廳ニ於テ陪審員資格者名簿ヲ縦覽ニ供スヘシ
- 第十九條 法律ニ違反シテ陪審員資格者名簿ニ登載セラレタル者ハ縦覽期間内及其ノ後七日内ニ市町村長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

法律ニ違反シテ陪審員資格者名簿ニ登載セラレサル者ハ前項ノ規定ニ依リ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

異議ノ申立ハ書面ヲ以テシ其ノ理由ヲ説明スヘシ
第二十條 市町村長異議ノ申立ヲ正當トスルトキハ遲滞ナク陪審員資格者名簿ヲ修正シ其ノ旨ヲ管轄區裁判所判

事及異議申立人ニ通知スヘシ
市町村長異議ノ申立ヲ不當トスルトキハ遲滞ナク意見ヲ附シ申立書ヲ管轄區裁判所判事ニ送付スヘシ

第二十一條 前條第二項ノ場合ニ於テ區裁判所判事異議ノ申立ヲ理由ナシトスルトキハ其ノ旨ヲ市町村長及異議申立人ニ通知スヘシ異議ノ申立ヲ理由アリトスルトキハ陪審員資格者名簿ヲ修正スヘキコトヲ命シ其ノ旨ヲ異議申立人ニ通知スヘシ

前項ノ通知ハ異議申立書ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ爲スヘシ
第二十二條 地方裁判所長ハ毎年九月一日迄ニ翌年所要ノ陪審員ノ員數ヲ定メ管轄區域内ノ市町村ニ割當テ之ヲ

市町村長ニ通知スヘシ
第二十三條 市町村長前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ第二十二條及第二十一條ノ規定ニ依リ整理シタル陪審員資格者名簿ニ基キ抽籤ヲ以テ前條ノ規定ニ依リ割當テラレタル員數ノ陪審員候補者ヲ選定シ陪審員候補者名簿ヲ調製ス

前項ノ抽籤ハ資格者三人以上ノ立會ヲ以テ之ヲ爲スヘシ
第二十四條 區裁判所判事ハ前項ノ事務ニ付市町村長ニ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

市町村長ハ陪審員候補者名簿ニ登載セラレタル者ニ其ノ旨ヲ通知シ且其ノ氏名ヲ告示スヘシ
第二十六條 市町村長前條ノ規定ニ依リ陪審員候補者名簿ヲ送付シタル後其ノ候補者中死亡シ若ハ國籍ヲ喪失シタル者アルトキ又ハ第十三條若ハ第十四條ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタル者アルトキハ市町村長ハ遲滞ナク之ヲ管轄地方裁判所長ニ通知スヘシ

第二十七條 陪審ノ評議ニ付スヘキ事件ニ付公判期日定リタルトキハ地方裁判所長ハ豫メ定メタル市町村ノ順序ニ依リ各陪審員候補者名簿ヨリ一人又ハ數人ノ陪審員ヲ抽籤シ陪審員三十六人ヲ選定スヘシ

前項ノ抽籤ハ裁判所書記ノ立會ヲ以テ之ヲ爲スヘシ
第二十八條 陪審員トシテ呼出ニ應シタル者ハ其ノ市町村ニ於ケル陪審員候補者名簿ニ登載セラレタル者四分ノ三呼出ニ應シタル後ニ非サレハ其ノ年内再ヒ陪審員ニ選定セラルコトナシ

第二十九條 陪審ハ十二人ノ陪審員ヲ以テ之ヲ構成ス
第三十條 陪審ハ檢察被告事件ヲ陳述スル時ヨリ裁判所書記陪審ノ答申ヲ朗讀スル迄同一ノ陪審員ヲ以テ之ヲ構成スルコトヲ要ス

第三十一條 裁判長ハ事件二日以上引續キ開廷ヲ要スト思料スルトキハ十二人ノ陪審員ノ外一人又ハ數人ノ補充陪審員ヲ公判ニ立會ハシムルコトヲ得

補充陪審員ハ陪審ヲ構成スヘキ陪審員疾病其ノ他ノ事由ニ因リ職務ヲ行フコト能ハサル場合ニ於テ之ニ代ルモノトス

補充陪審員數人アル場合ニ於テ前項ノ職務ヲ行フハ第六十五條ノ規定ニ依リ爲シタル抽籤ノ順序ニ依ル

附錄 陪審法 第二章 陪審員及陪審ノ構成

七五

第三十二條 同日ニ數箇ノ事件ノ公判ヲ開ク場合ニ於テハ數個ノ事件ニ付同一ノ陪審員ヲ以テ陪審ヲ構成スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ最初ノ事件ノ取調前其ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十三條 檢事及被告人異議ナキトキハ一ノ事件ノ爲構成セラレタル陪審ヲシテ同日ニ審理スヘキ他ノ事件ノ爲其ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第三十四條 陪審員ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ旅費、日當及止宿料ヲ給與ス

第三章 陪審手續

第一節 公判準備

第三十五條 陪審ノ評議ニ付スヘキ事件ニ付テハ裁判長ハ公判準備期日ヲ定ムヘシ

第三十六條 被告人公判準備期日前辯護人ヲ選任セサルトキハ裁判長ハ其ノ裁判所所在地ノ辯護士中ヨリ之ヲ選任スヘシ

被告人ノ利害相反セサルトキハ同一ノ辯護人ヲシテ數人ノ辯護ヲ爲サシムルコトヲ得

第三十七條 公判準備期日ニハ被告人及辯護人ヲ召喚スヘシ

公判準備期日ハ之ヲ檢事ニ通知スヘシ

第三十八條 召喚狀ノ送達ノ日ト公判準備期日トノ間ニハ少クトモ五日ノ猶豫期間ヲ存スヘシ

第三十九條 公判期日ヲ定メタル後被告人ノ請求ニ因リ事件ヲ陪審ノ評議ニ付スヘキモノトシタルトキハ其ノ公判期日ヲ公判準備期日トス

第四十條 公判準備期日ニ於ケル取調ハ定數ノ判事、檢事及裁判所書記列席シテ之ヲ爲ス

公判準備期日ニ於テハ辯護人出頭スルニ非ザレバ取調ヲ爲スコトヲ得ス辯護人數人アルトキハ其ノ一人ノ出頭ヲ以テ足ル

公判準備期日ニ於ケル取調ハ之ヲ公行セス

第四十一條 第二條ノ規定ニ依リ事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルトキハ裁判長ハ被告人ニ對シ事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ辭シ得ヘキ旨ヲ告知スヘシ

第四十二條 公判準備期日ニ於テハ裁判長ハ公訴事實ニ付出頭シタル被告人ヲ訊問スヘシ

陪席判事ハ裁判長ニ告ケ被告人ヲ訊問スルコトヲ得

檢事及辯護人ハ裁判長ノ許可ヲ受ケ被告人ヲ訊問スルコトヲ得

第四十三條 公判準備期日ニ於テハ裁判所ハ必要ナル證據調ノ決定ヲ爲スヘシ

檢事、被告人及辯護人ハ證人訊問、鑑定、檢證又ハ證據物若ハ證據書類ノ集取ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ却下スルトキハ裁判所ハ決定ヲ爲スヘシ

第四十四條 裁判所書記ハ公判準備調書ヲ作り公判準備期日ニ於ケル被告人ニ對スル訊問及其ノ供述、檢事被告人辯護人ノ申立、裁判所ノ裁判其ノ他一切ノ訴訟手續ヲ記載スヘシ

第四十五條 公判準備調書ニハ前條ニ規定スル事項ノ外被告事件、被告人及出頭シタル辯護人ノ氏名並手續ヲ爲シタル裁判所年月日及裁判長陪席判事檢事裁判所書記ノ官氏名ヲ記載シ被告人出頭セサルトキハ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第四十六條 公判準備調書ハ三日内ニ之ヲ整理シ裁判長及裁判所書記署名捺印スヘシ

裁判長ハ署名捺印前ニ公判準備調書ヲ檢閲シ意見アルトキハ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第四十七條 檢事、被告人及辯護人ハ公判準備期日前第四十三條第二項ノ請求ヲ爲スコトヲ得公判期日七日前迄亦同シ

第四十三條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十八條 裁判所公判準備期日外ニ於テ證據決定ヲ爲シタルトキハ之ヲ檢事、被告人及辯護人ニ通知スヘシ

第四十九條 公判準備期日外ニ於テ證人又ハ鑑定人ノ訊問ヲ爲ストキハ被告人モ亦之ニ立會フコトヲ得

裁判所外ニ於テ前項ノ手續ヲ爲ストキハ拘禁セラレタル被告人ハ之ニ立會フコトヲ得但シ裁判所必要ト認ムルトキハ之ニ立會ハシムルコトヲ得

第五十條 前條第一項ノ手續ヲ爲スヘキ日時及場所ハ被告人ニ之ヲ通知スヘシ但シ急速ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五十一條 公判準備中陪審ノ評議ニ付スヘカラサル事由生シタルトキハ通常ノ手續ニ從ヒ審判ヲ爲スヘシ

公判準備期日ニ於テ前項ノ事由生シタルトキハ其ノ期日ヲ公判期日トス但シ訴訟關係人中出頭セサル者アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五十二條 被告人ハ公判準備期日ニ管轄違ノ申立ヲ爲スコトヲ得

前項ノ申立ハ豫審ヲ經タル事件ニ付テハ豫審判事ニ對シテ其ノ申立ヲ爲シタル場合ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得

第五十三條 裁判所公判準備期日ニ公訴棄却又ハ管轄違ノ原由アルコトヲ認メタルトキハ決定ヲ爲スヘシ

第五十四條 裁判所公判準備期日ニ免訴ノ原由アルコトヲ認メタルトキハ決定ヲ爲スヘシ

免訴ノ決定確定シタルトキハ同一ノ事件ニ付更ニ公訴ヲ提起スルコトヲ得ス

第五十五條 前二條ノ決定ヲ爲スニハ訴訟關係人ノ意見ヲ聽クヘシ

決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第五十六條 第五十一條又ハ第五十三條ノ場合ニ於テ公判準備中ニ爲シタル手續ハ其ノ效力ヲ失ハス

第五十七條 公判期日ニハ第二十七條ノ規定ニ依リテ選定シタル陪審員ヲ呼出スヘシ

第三十八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十八條 陪審員ニ對スル呼出狀ニハ出頭スヘキ日時、場所及呼出ニ應セサルトキハ過料ニ處スルコトアルヘキ旨ヲ記載スヘシ

第五十九條 陪審員疾病其ノ他己ムコトヲ得サル事由ニ因リ呼出ニ應スルコト能ハサル場合ニ於テハ其ノ職務ヲ兼辦スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ書面ヲ以テ其ノ事由ヲ疏明スヘシ

第六十條 陪審構成ノ手續ハ判事、檢事、裁判所書記、被告人、辯護人及陪審員列席シ公判庭ニ於テ之ヲ行フ

前項ノ手續ハ之ヲ公行セス

第六十一條 前條第一項ノ手續ハ陪審員二十四人以上出頭スルニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得

出頭シタル陪審員二十四人ニ達セサルトキハ裁判長ハ之ヲ補充スル爲メ裁判所所在地又ハ其ノ附近ノ市町村ノ陪審員候補者名簿ヨリ抽籤ヲ以テ必要ナル員數ヲ陪審員ヲ選定シ便宜ヲ方法ニ依リ之ヲ呼出スヘシ

第六十二條 陪審員二十四人以上出頭シタルトキハ裁判長ハ其ノ氏名、職業及住居地ヲ記載シタル書面ヲ示シ檢事及被告人ニ對シ陪審員中除斥セラルベキ者アリヤ否ヲ問フ

陪審員候補者名簿ヨリ抽籤ヲ以テ必要ナル員數ヲ陪審員ヲ選定シ便宜ヲ方法ニ依リ之ヲ呼出スヘシ

前項ノ抽籤ハ裁判所書記ノ立會ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

事及被告人ニ對シ陪審員中除斥セラルベキ者アリヤ否ヲ問フ

附錄 陪審法 第三章 陪審手續 第二節 公判手續及公判ノ裁判

七五

裁判長ハ陪審員ニ被告人ノ氏名、職業及住居地ヲ告ケ除斥ノ理由アリヤ否ヲ問フヘシ
檢事、被告人及陪審員除斥ノ理由アリトスルトキハ其ノ旨ノ申立ヲ爲スヘシ
除斥ノ理由アリトスルトキハ裁判所ハ決定ヲ爲スヘシ

第六十三條 出頭シタル陪審員中第十二條乃至第十四條ノ規定ニ依リ陪審員タル資格ヲ有セサル者アリトスルトキハ裁判所ハ決定ヲ爲スヘシ

第六十四條 檢事及被告人ハ陪審ヲ構成スヘキ陪審員及補充陪審員ノ員數ヲ超過スル員數ニ付各其ノ半數ヲ忌避スルコトヲ得忌避スルコトヲ得ヘキ人員奇數ナルトキハ被告人ハ尙一人ヲ忌避スルコトヲ得
被告人數人アルトキハ忌避ハ共同シテ之ヲ行フ共同ノ方法ニ付協議整ハサルトキハ忌避ヲ行ハシムル方法ハ裁判長之ヲ定ム

第六十五條 裁判長ハ陪審員ノ氏名票ヲ抽籤函ニ入レタル後檢事及被告人ノ忌避スルコトヲ得ル員數ヲ告知スヘシ
裁判長ハ氏名票ヲ一票宛抽籤函ヨリ抽出シ之ヲ讀上クヘシ
裁判長氏名ヲ讀上ケタルトキハ檢事及被告人ハ承認又ハ忌避スル旨ヲ陳述スヘシ其ノ順序ハ檢事ヲ先ニシ被告人ヲ後ニス

忌避ノ理由ハ之ヲ陳述スルコトヲ得ス
次ノ氏名票ヲ抽籤函ヨリ抽出ス迄ニ陳述ヲ爲ササルトキハ承認ノ陳述ヲ爲シタルモノト看做ス裁判長抽籤終リタル旨ヲ宣言スル迄陳述ヲ爲ササルトキ亦同シ
陳述ハ次ノ氏名票ヲ抽出シタル後ハ之ヲ取消スコトヲ得又裁判長抽籤終リタル旨ヲ宣言シタル後亦同シ

第六十六條 前條ノ手續ニ依リ陪審ヲ構成スヘキ陪審員及補充陪審員ノ數ヲ充シタルトキハ裁判長ハ抽籤終リタル旨ヲ宣言スヘシ

第六十七條 陪審ヲ構成スヘキ陪審員ハ初ニ當選シタル十二人ヲ以テ之ニ充テ補充陪審員ハ其ノ他ノ當選者ヲ以テ之ニ充ツ

第六十八條 陪審員ハ第六十五條ノ規定ニ依リ爲シタル抽籤ノ順序ニ從ヒ著席スヘシ

第六十九條 裁判長ハ檢事ノ被告事件陳述前陪審員ニ對シ陪審員ノ心得ヲ諭告シ之ヲシテ宣誓ヲ爲サシムヘシ
宣誓ハ宣誓書ニ依リ之ヲ爲スヘシ
宣誓書ニハ良心ニ從ヒ公平誠實ニ其ノ職務ヲ行フヘキコトヲ誓フ旨ヲ記載スヘシ
裁判長ハ起立シテ宣誓書ヲ朗讀シ陪審員ヲシテ之ニ署名捺印セシムヘシ

第七十條 裁判長ハ陪席判事ノ一人ヲシテ被告人ノ訊問及證據調ヲ爲サシムルコトヲ得
陪審員ハ裁判長ノ許可ヲ受ケ被告人、證人、鑑定人、通事及翻譯人ヲ訊問スルコトヲ得

第七十一條 證據ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外裁判所ノ直接ニ取調ヘタルモノニ限ル

第七十二條 左ニ掲クル書類圖畫ハ之ヲ證據ト爲スコトヲ得
一 公判準備手續ニ於テ取調ヘタル證人ノ訊問調書
二 檢證、押收又ハ搜索ノ調書及之ヲ補充スル書類圖畫
三 公務員ノ職務ヲ以テ證明スルコトヲ得ヘキ事實ニ付公務員ノ作リタル書類
四 前號ノ事實ニ付外國ノ公務員ノ作リタル書類ニシテ其ノ眞正ナルコトノ證明アルモノ
五 鑑定書又ハ鑑定調書及之ヲ補充スル書類圖畫

附錄 陪審法 第三章 陪審手續 第二節 公判手續及公判ノ裁判

六二

第七十三條 裁判所、豫審判事、受命判事、受託判事、其ノ他法令ニ依リ特別ニ裁判權ヲ有スル官署、檢事、司法警察官又ハ訴訟上ノ共助ヲ爲ス外國ノ官署ノ作りタル訊問調査及之ヲ補充スル書類圖畫ハ左ノ場合ニ限り之ヲ證據ト爲スコトヲ得

- 一 共同被告人若ハ證人死亡シタルトキ又ハ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ之ヲ召喚シ難キトキ
- 二 被告人ハ又ハ證人公判外ノ訊問ニ對シテ爲シタル供述ノ重要ナル部分ヲ公判ニ於テ變更シタルトキ
- 三 被告人又ハ證人公判廷ニ於テ供述ヲ爲ササルトキ

第七十四條 前二條ノ場合ノ外裁判外ニ於テ被告人其ノ他ノ者ノ供述ヲ錄取シタル書類又ハ裁判外ニ於テ作成シタル書類圖畫ハ供述者若ハ作成者死亡シタルトキ又ハ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ召喚シ難キトキニ限り之ヲ證據ト爲スコトヲ得

第七十五條 證據ト爲スコトニ付訴訟關係人ノ異議ナキ書類圖畫ハ前三條ノ規定ニ拘ラス之ヲ證據ト爲スコトヲ得

第七十六條 證據調終リタル後檢事、被告人及辯護人ハ犯罪ノ構成要素ニ關スル事實上及法律上ノ問題ノミニ付意見ヲ陳述スヘシ

辯護人數人アル場合ニ於テ被告人ノ爲ニスル意見ノ陳述ハ重複シテ之ヲ爲スコトヲ得ス
公判廷ニ現ハレサル證據ハ之ヲ採用スルコトヲ得ス

第七十七條 前條ノ辯論終結後裁判長ハ陪審ニ對シ犯罪ノ構成ニ關シ法律上ノ論點及問題ト爲ルヘキ事實竝證據ノ要領ヲ説示シ犯罪構成事實ノ有無ヲ問ヒ評議ノ結果ヲ答申スヘキ旨ヲ命スヘシ但シ證據ノ信否及罪責ノ有無ニ

關シ意見ヲ表示スルコトヲ得ス

第七十八條 裁判長ノ説示ニ對シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第七十九條 裁判長ノ問ハ主問ト補問トニ區別シ陪審ニ於テ然リ又ハ然ラスト答ヘ得ヘキ文言ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

主問ハ公判ニ付セラレタル犯罪構成事實ノ有無ヲ評議セシムル爲之ヲ爲スモノトス

補問ハ公判ニ付セラレタルモノト異リタル犯罪構成事實ノ有無ヲ評議セシムル必要アリト認ムル場合ニ於テ之ヲ爲スモノトス

犯罪ノ成立ヲ阻却スル理由ト爲ルヘキ事實ノ有無ヲ評議セシムル必要アリト認ムルトキハ其ノ問ハ他ノ問ト分別シテ之ヲ爲スヘシ

第八十條 陪審員、檢事、被告人及辯護人ハ問ノ變更ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第八十一條 陪審員ハ問書ニ署名捺印シ之ヲ陪審ニ交付スヘシ

第八十二條 裁判長ハ評議ヲ爲サシムル爲陪審員ヲシテ評議室ニ退カシムヘシ

第八十三條 陪審員ハ裁判長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ評議ヲ了ル前評議室ヲ出テ又ハ他人ト交通スルコトヲ得ス

第八十四條 陪審ノ答申前陪審員ヲシテ裁判所ヲ退出セシムル場合ニ於テハ裁判長ハ陪審員ニ對シ滯留ノ場所及他人トノ交通ニ關シ遵守スヘキ事項ヲ指示スヘシ

第八十五條 陪審員第八十三條第一項ノ規定ニ違反シタルトキ又ハ前條ノ規定ニ依リ指示セラレタル事項ヲ遵守セサルトキハ裁判所ハ其ノ陪審員ニ對シ職務ノ執行ヲ禁止スルコトヲ得

第八十六條 陪審員ハ陪審長ヲ互選スヘシ
陪審長ハ議事ヲ整理ス

第八十七條 陪審ハ評議ヲ了ル前更ニ說示ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ公判廷ニ於テ其ノ申立ヲ爲スヘシ

第八十八條 答申ハ問ニ對シ然リ又ハ然ラズノ語ヲ以テ之ヲ爲スヘシ但シ問ニ掲クル事實ノ一部ヲ肯定又ハ否定スルトキハ之ニ付然リ又ハ然ラズノ語ヲ以テ答申スヘシ

第八十九條 評議ハ先ツ主問ニ付之ヲ爲スヘシ
主問ヲ否定シタル場合ニ於テ補問アルトキハ之ニ付評議ヲ爲スヘシ

第九十條 陪審員ハ問ニ付各其意見ヲ表示スヘシ
陪審長ハ最後ニ其ノ意見ヲ表示スヘシ

第九十一條 犯罪構成事實ヲ肯定スルニハ陪審員ノ過半数ノ意見ニ依ルコトヲ要ス
犯罪構成事實ヲ肯定スル陪審員ノ意見其ノ過半数ニ達セサルトキハ之ヲ否定シタルモノトス

第九十二條 答申ハ問書ニ記載シ陪審長署名捺印シテ之ヲ裁判長ニ提出スヘシ
答申ニ不備又ハ齟齬アルトキハ裁判長ハ問書ヲ返付シ更ニ評議ヲ爲シ答申ヲ訂正スヘキ旨ヲ命スヘシ

第九十三條 裁判長ハ公判廷ニ於テ裁判所書記ヲシテ問及之ニ對スル陪審ノ答申ヲ朗讀セシムヘシ

第九十四條 前條ノ手續終リタルトキハ裁判長ハ陪審員ヲ退廷セシムヘシ

第九十五條 裁判所陪審ノ答申ヲ不當ト認ムルトキハ訴訟ノ如何ナル程度ニ在ルヲ問ハス決定ヲ以テ事件ヲ更ニ他ノ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ得

第九十六條 陪審犯罪構成事實ヲ肯定スルノ答申ヲ爲シタル場合ニ於テ裁判所前條ノ決定ヲ爲ササルトキハ檢事ハ適用スヘキ法令及刑ニ付意見ヲ陳述スヘシ
被告人及辯護人ハ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第九十七條 陪審ノ答申ヲ採擇シテ判決ノ言渡ヲ爲スニハ裁判所ハ陪審ノ評議ニ付シテ事實ノ判斷ヲ爲シタル旨ヲ示スヘシ

有罪ノ言渡ヲ爲スニハ罪ト爲ルヘキ事實及法令ノ適用ヲ示スヘシ刑ノ加重減免ノ原由タル事實上ノ主張アリタルトキハ之ニ對スル判斷ヲ示スヘシ

無罪ノ言渡ヲ爲スニハ犯罪構成事實ヲ認メサルコト又ハ被告事件罪ト爲ラサルコトヲ示スヘシ

第九十八條 引續キ七日以上開廷セザリシ場合ニ於テハ公判手續ヲ更新スヘシ
陪審ヲ構成スヘキ陪審員疾病其ノ他ノ事由ニ因リ職務ヲ行フコト能ハサル場合ニ於テ補充陪審員ナキトキ亦前項ニ同シ

前二項ノ場合ニ於テハ新ニ陪審構成ノ手續ヲ爲スヘシ

第九十九條 裁判所ハ訴訟ノ如何ナル程度ニ在ルヲ問ハス公訴棄却、管轄違又ハ免訴ノ裁判ヲ爲スヘキ原由アル

コトヲ認メタル場合ニ於テハ陪審ノ評議ニ付セスシテ審判ヲ爲スヘシ
第一百條 裁判所書記ハ陪審員ノ氏名、陪審ノ構成其ノ他陪審ニ關スル訴訟手續及裁判長ノ説示ノ要領ヲ公判調書ニ記載スヘシ

第三節 上訴
第一百一條 陪審ノ答申ヲ採擇シテ事實ノ判斷ヲ爲シタル事件ノ判決ニ對シテハ控訴ヲ爲スコトヲ得ス

第一百二條 陪審ノ答申ヲ採擇シテ事實ノ判斷ヲ爲シタル事件ノ判決ニ對シテハ大審院ニ上告ヲ爲スコトヲ得

第一百三條 上告ハ刑事訴訟法ニ於テ第二審ノ判決ニ對シ上告ヲ爲スコトヲ得ル理由アル場合ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得但シ事實ノ誤認ヲ理由トスル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第一百四條 左ノ場合ニ於テハ常ニ上告ノ理由アルモノトス
第一 法律ニ從ヒ陪審ヲ構成セザリシトキ
第二 第十二條第一項第一號又ハ第十三條ノ規定ニ依リ陪審員タルコトヲ得サル者評議ニ關シタルトキ但シ評議ヲ了ル前訴訟關係人異議ヲ述ヘザリシトキハ此ノ限ニ在ラス

第三 法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘキ陪審員評議ニ關シタルトキ但シ第六十二條第三項ノ申立ヲ爲サザリシトキハ此ノ限ニ在ラス

第四 忌避セラレタル陪審員評議ニ關シタルトキ但シ評議ヲ了ル前訴訟關係人異議ヲ述ヘザリシトキハ此ノ限ニ在ラス

第五 裁判長ノ説示法律ニ違反シタルトキ
第六 裁判長證據トシテ説示シタルモノ法律上證據ト爲スコトヲ得サルモノナルトキ

七 裁判長法律上ノ論點ニ關シ不當ノ説示ヲ爲シタルトキ

第一百五條 上告裁判所原判決ヲ破毀スル場合ニ於テハ事實ノ審理ヲ爲サスシテ自ラ裁判ヲ爲ス場合ヲ除クノ外事件ヲ原裁判所ニ差戻シ又ハ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ニ移送スヘシ
破毀ノ理由ト爲リタル事項陪審ノ評議ノ結果ニ影響ナキモノナルトキハ陪審ノ答申ハ其ノ效力ヲ有ス此ノ場合ニ於テハ事件ノ差戻又ハ移送ヲ受ケタル裁判所ハ答申以後ノ手續ノミヲ爲スヘシ

第四章 陪審費用

第一百六條 左ニ掲クルモノヲ以テ陪審費用トシ訴訟費用ノ一部トス

一 陪審員ニ給與スヘキ旅費、日當及止宿料

第一百七條 陪審費用ハ第三條ノ場合ニ於テ刑ノ言渡ヲ爲ストキハ其ノ全部又ハ一部ヲ被告人ノ負擔トス

第五章 罰則

第一百八條 陪審員ハ左ノ場合ニ於テハ五百圓以下ノ過料ニ處ス
一 故ナク呼出ニ應セサルトキ
二 宣誓ヲ拒ミタルトキ
三 第八十三條第一項ノ規定ニ違反シタルトキ
四 故ナク退廷シタルトキ
五 第八十四條ノ指示ニ違反シタルトキ

第一百九條 陪審員評議ノ顛末又ハ各員ノ意見若ハ其ノ多少ノ數ヲ漏泄シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ事項ヲ新聞紙其ノ他ノ出版物ニ掲載シタルトキハ新聞紙ニ在リテハ編輯人及發行人其ノ他ノ出版物ニ在リテハ著作者及發行者ヲ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百十條 裁判長ノ許可ヲ受ケスシテ陪審ノ評議室ニ入り又ハ陪審ノ評議ヲ了ル前裁判所内ニ於テ陪審員ト交通シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百十一條 陪審ノ評議ニ付セラレタル事件ニ付陪審員ニ對シ請託ヲ爲シ又ハ評議ヲ了ル前私ニ意見ヲ述ヘタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百十二條 過料ノ裁判ハ陪審員ヲ呼出シタル裁判所檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ之ヲ爲スヘシ前項ノ決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得此ノ抗告ハ執行ヲ停止スル效力ヲ有ス

過料ノ裁判ノ執行ニ付テハ非訟事件手續法第二百八條ノ規定ヲ準用ス

第六章 補則
第一百十三條 市制第六條ノ市ニ於テハ本法中市ニ關スル規定ハ區ニ、市長ニ關スル規定ハ區長ニ之ヲ適用ス町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準スヘキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準スヘキ者ニ之ヲ適用ス

第一百十四條 第十二條ノ直接國稅ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則
本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行前公判期日ノ定リタル事件ニ付テハ本法ヲ適用セス

大正十二年五月三十日印刷
大正十二年六月二十一日發行

定價 並製金四圓六拾錢
上製金五圓參拾錢



著 者 上 野 魁 春

發 行 者 金 田 謙

印 刷 者 猪 木 卓 二

印 刷 所 京 華 社 印 刷 所

東京市神田區今川小路二丁目十一番地

發行所

法律書出版專賣

自 治 館

振替口座東京一八九八七番

512
97

終